

# 第6期音更町総合計画素案

◎基本構想

◎基本計画

◎重点施策

◎地域別まちづくり方針

◎計画の推進

# 第6期音更町総合計画 基本構想素案

# 目次

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| <b>基本構想</b> .....               | 1  |
| <b>序論</b> .....                 | 1  |
| 1 計画策定にあたって .....               | 1  |
| (1) 計画策定の趣旨 .....               | 1  |
| (2) 計画の位置付けと特色 .....            | 2  |
| (3) 計画の名称、構成と期間 .....           | 7  |
| 2 計画の背景 .....                   | 8  |
| (1) 本町を取り巻く社会の動向 .....          | 8  |
| (2) 音更町の地域特性 .....              | 11 |
| (3) 音更町の課題 .....                | 12 |
| <b>基本構想</b> .....               | 15 |
| 1 人口ビジョン .....                  | 15 |
| (1) これまでの人口と世帯数の動き .....        | 15 |
| (2) 長期人口推計と第6期総合計画期間の想定人口 ..... | 16 |
| 2 まちの将来像 .....                  | 20 |
| 3 基本目標 .....                    | 21 |
| (1) 経済の好循環でつくる元気あふれるまち .....    | 21 |
| (2) 都市と自然が共生する持続可能な住みたいまち ..... | 22 |
| (3) 生きる力、支える力を育むまち .....        | 23 |
| (4) 健やかで心ふれあう、やさしさに満ちたまち .....  | 24 |
| (5) みんなが参加できる協働のしくみでつくるまち ..... | 25 |
| 4 土地利用の基本方針 .....               | 26 |
| 5 計画の体系 .....                   | 27 |

# 基本構想

## 序論

### 1 計画策定にあたって

#### (1) 計画策定の趣旨

本町は、2011（平成 23）年 3 月にまちづくりの基本的方向を示す最上位計画として「第 5 期音更町総合計画」を策定し、「豊かな大地にひろがる笑顔 今も未来も住み続けたいまち おとふけ」を将来像に掲げ、その実現に向けて計画的なまちづくりを進めています。

この間、日本の人口減少は予測を上回る速さで進み、少子・超高齢社会への対応は、我が国にとって喫緊の課題となっています。このことは本町においても例外ではなく、まちの人口は、2011（平成 23）年から減少に転じています。

また、2019（令和元）年 12 月に発生が確認された新型コロナウイルス感染症は、本町のみならず我が国の社会・経済に甚大なダメージを与えました。

これまで本町は、人口が増え続けることを前提にまちづくりを進めてきましたが、これからは、人口減少や少子高齢化の更なる進展や大きな災害を想定した中で、将来を見据えた「持続可能なまちづくり」に取り組むことが求められます。

また、安全・安心に対する意識の高まりをはじめ、価値観やライフスタイルの多様化、情報通信技術などの発展、社会・経済のグローバル化の進展など、地域を取り巻く社会環境はこれまで以上に大きく変化しています。

このような状況下で、本町を、町民が将来にわたって住み続けたいと思い、町外の人からも移り住んでもらえるような「選ばれるまち」にしていくためには、町民\*と町の協働の下、多様性を認め合い、共通の方向性・目標に向かって行動し、一体となってまちづくりを進める必要があります。

こうした状況を踏まえ、本町が目指すべき将来のまちの姿を描き、その実現に向けた計画的な取組の推進を、主役である町民と協働で進めるための指針として、「第 6 期音更町総合計画」を策定しました。

※町民：町内に住所を有する人、町内で働く人、町内で学ぶ人、町内で事業活動やその他の活動を行う団体のことです。

## (2) 計画の位置付けと特色

本計画は、広い視野と長期的な視点に立ち、目指すべき姿とその実現に必要な方策を明らかにする地域経営の基本方針となるものです。

### ●まち※に関わるすべての人が共有する計画

町民と町の「協働によるまちづくり」を推進するため、まちづくりの目標を町民と共有する計画です。このため、計画の内容については、町が主体的に進めるもののほか、町内会やNPOなどが行う公益的な活動など、民間団体や町民が主体的に進めるものも含まれています。

※「まち」と「町」：音更町全体のことを指す場合は「まち」、音更町行政（町政）を指す場合は「町」と表記しています。

### ●まちの全分野にわたる最上位計画

長期的展望に立ってまちの将来像を描き、その実現のために、まちづくりの全分野にわたって目指すべき方向性や取り組む内容を示すもので、本町におけるすべての個別計画や施策の基本となる最上位計画です。

### ●総合戦略を統合した計画

国は、少子高齢化による人口減少に歯止めをかけ、2060（令和42）年に日本の人口を1億人程度確保することを目指した人口に関する「長期ビジョン」とそのための施策である「総合戦略」を策定し、2015（平成27）年から第1期、2020（令和2）年から第2期の総合戦略を展開しています。

本町においても、2060年までの「人口ビジョン」と2015（平成27）年から5か年で取り組む「総合戦略」からなる「第1期音更町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、さらに2019（令和元）年度は第1期の計画期間を延長して、人口減少対策に主眼を置いた関連施策を展開しています。

2021（令和3）年度を始期とする本町の第2期総合戦略は、近年の本町の人口動態を踏まえた新たな人口ビジョンに基づき、国や道の総合戦略と整合性を図りながら、第6期総合計画と一体的に策定することとしました。

### ●SDGsを推進する計画

SDGsは、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略称です。2015（平成27）年9月の国連サミットで2030（令和12）年を達成期限とした国際社会全体の共通目標として採択されました。また、2017（平成29）年12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版」においても「SDGsの推進は、地方創生に資するものであり、その達成に向けた取組を推進していくことが重要」と地方自治体のまちづくりに位置付けています。国のSDGs推進本部が決定したSDGs実施指針は、「持続可能で、強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来の先駆者を目指す」というビジョンを定めています。

総合計画は、「自分たちの暮らす地域を、将来にわたって持続可能にする」計画といえます。SDGsにはグローバルな17の目標と169のターゲット、232の指標が示されています。ターゲットや指標を地域に当てはめてみると、どの目標も総合計画に取り入れることができます。SDGsという新しい視点で地域の課題を整理し、その解決に取り組むことが本町のまちづくりにつながるという流れを創ることができます。

本総合計画は、こうした視点を踏まえて策定しました。

### SDGsの17の目標に対する自治体の役割

| アイコン  | 目 標                                     | 自治体の役割  |
|---|---|---|
|    | あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。                 | 自治体は、貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての町民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細かな支援策が求められています。                           |
|   | 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。  | 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。 |
|  | あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。       | 町民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も町民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが町民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。                    |
|  | すべての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。 | 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。                    |
|  | ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。         | 自治体による女性や子どもなどの弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員などにおける女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。               |

| アイコン   | 目 標  | 自治体の役割   |
|--|--|--|
|  <p>6 安全な水とトイレ<br/>を世界中に</p>      | <p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>                         | <p>安全で清潔な水は町民の日常生活を支える基盤です。上下水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全や適正な汚水処理を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>                                  |
|  <p>7 エネルギーをみんなに<br/>そしてクリーンに</p> | <p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p>              | <p>公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、町民が省/再エネ対策を推進するのを支援するなど、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>                          |
|  <p>8 働きがいも<br/>経済成長も</p>         | <p>包摂的かつ持続可能な経済成長、及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。</p> | <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>                                 |
|  <p>9 産業と技術革新の<br/>基盤をつくらう</p>  | <p>強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p>              | <p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地域企業の支援などを盛り込むことで、新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>                                 |
|  <p>10 人や国の不平等<br/>をなくそう</p>    | <p>各国内及び各国間の不平等を是正する。</p>                                      | <p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>   |
|  <p>11 住み続けられる<br/>まちづくりを</p>   | <p>包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>                          | <p>包摂的で、安全、強靱で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で、自治体行政の果たし得る役割はますます大きくなっています。</p>                             |
|  <p>12 つくる責任<br/>つかう責任</p>      | <p>持続可能な生産消費形態を確保する。</p>                                       | <p>環境負荷軽減を進める上で、持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには町民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3R<sup>*</sup>の徹底など、町民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることが可能です。</p> |

※ 3R：ごみの発生抑制 (Reduce：リデュース)、再使用 (Reuse：リユース)、再資源化 (Recycle：リサイクル) という循環型社会形成のための3つの言葉を英単語にし、その頭文字を取ったものをいい、「スリーアール」と読む。

| アイコン   | 目 標  | 自治体の役割   |
|--|--|--|
| <p>13 気候変動に<br/>具体的な対策を</p>         | <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>   | <p>気候変動問題は年々深刻化し、すでに多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた防災・減災対策など、適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p> |
| <p>14 海の豊かさを守ろう</p>                 | <p>持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>  | <p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川などを通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>       |
| <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>                 | <p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の促進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>       | <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>    |
| <p>16 平和と公正を<br/>すべての人に</p>       | <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p> | <p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの町民の参画を促して参加型の行政を推進し、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>                           |
| <p>17 パートナーシップで<br/>目標を達成しよう</p>  | <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>                                       | <p>自治体は公的/民間セクター、町民、NGO/NPOなど多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になります。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>    |

出典) 国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG (United Cities & Local Governments) が示している「SDGsの17の目標に対する自治体の役割」(一部修正・加筆)

## ●地域福祉計画を包含した計画

地域福祉は、それぞれの地域において人々が主体的な選択の下、安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の課題解決に取り組み、支え手側と受け手側とに分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会を築いていこうという考え方です。

こうした地域福祉の考え方は、人口減少や少子・超高齢社会における様々な課題に直面している地域そのものを元気にしていこうという地方創生の取組と共通しており、いずれも生活基盤としての地域社会が持続可能であることを前提としています。

地域福祉を推進するための計画が地域福祉計画であり、それは、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、子どもの福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項」などを記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられます。また、地域福祉推進の理念として、(1) 住民参加の必要性、(2) 共に生きる社会づくり、(3) 男女共同参画、(4) 福祉文化の創造が掲げられています。

このように地域福祉を推進する施策は、福祉の領域を超えた地域全体が直面する課題であり、総合計画、総合戦略、さらにはSDGsの理念を実現する施策と共通したものとなることから、本計画は地域福祉計画を包含するものとして策定しました。

### (3) 計画の名称、構成と期間

本計画は「第6期音更町総合計画」とし、基本構想、基本計画及び実施計画で構成します。

#### ●基本構想

基本構想は、まちの将来像、まちづくりの目標及び目標達成のために必要な施策の方向性を示し、総合的かつ計画的な行政運営の指針とします。

人口減少が続くことが予想される中でまちづくりは、超長期的な視点に立って進めていくことが必要です。そこで2060（令和42）年までを見据えた本町の人口ビジョンを基に、計画期間を従来どおり10年間（2021（令和3）年度～2030（令和12）年度）とします。

#### ●基本計画

基本構想を実現するために必要な施策を、各分野に沿って示すものとします。

- ・ 基本構想の実現に向けた施策を体系的に示します。
- ・ 計画期間は前期5年（2021（令和3）年度～2025（令和7）年度）、後期5年（2026（令和8）年度～2030（令和12）年度）とし、社会情勢の変化などに応じて中間年での見直しを行います。
- ・ 第2期音更町まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に係る施策を重点施策として位置付けます。
- ・ 各施策のSDGsとの関係を明確にするために、施策ごとに関連するSDGsのゴールのアイコンを付与します。

#### ●実施計画

財政収支と整合を図りながら、基本計画に掲げた施策における主な事業などを具体的に示します。

計画期間を3年間とし、社会経済情勢や財政状況の変化・町民ニーズへの対応を考慮し、毎年度見直ししながら進めるローリング方式を採用します。

計画の構成と期間

|  | 和暦<br>(年度)     | 令和<br>3          | 4    | 5    | 6    | 7    | 8                | 9              | 10   | 11   | 12   |  |
|--|----------------|------------------|------|------|------|------|------------------|----------------|------|------|------|--|
|  | 西暦<br>(年度)     | 2021             | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026             | 2027           | 2028 | 2029 | 2030 |  |
|  | 基本構想           | 10年間             |      |      |      |      |                  |                |      |      |      |  |
|  | 基本計画<br>[重点施策] | 前期5年間<br>第2期総合戦略 |      |      |      |      | 後期5年間<br>第3期総合戦略 |                |      |      |      |  |
|  | 実施計画           | 3年間              |      |      | 3年間  |      |                  | 3年間分の計画を毎年度見直す |      |      |      |  |
|  |                | 3年間              |      |      | 3年間  |      |                  | 3年間分の計画を毎年度見直す |      |      |      |  |

## 2 計画の背景

### (1) 本町を取り巻く社会の動向

#### ●人口減少、少子高齢化の進行

日本の総人口は、2008（平成20）年の1億2,808万人をピークに減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」といいます。）の将来推計によると、2050（令和32）年には1億人を下回ることが予測されています。特に出生数の低下により、15歳未満の年少人口は減少が続く一方、65歳以上の老年人口は増加を続け、国全体がこれまでに経験したことのない人口急減と少子・超高齢社会を迎えます。さらに、進学・就職などを機とした大都市への人口移動により、東京圏への人口一極集中が続いています。

世帯構成は、核家族世帯が生産年齢世代で減少し、高齢者世帯で増加しています。また、すべての世代で単独世帯が増えています。

その結果、経済規模の縮小、働き手不足、税収の減少、年金・医療・介護をはじめとした社会保障費の増大や家族による扶養力の低下など、社会・経済への深刻な影響が懸念されています。

将来にわたって持続可能なまちづくりを進めるためには、人口減少という現状を直視し、その克服に向けた対策を先送りすることなく、人口動態に伴う問題に対する認識を地域で共有し、共に知恵を出し合い、一体となってこの難局に立ち向かっていかなければなりません。

#### ●高度情報通信ネットワーク社会の進展

AI（人工知能）やICT（情報通信技術）、IoT（モノのインターネット）、ロボット、ビッグデータなどの先端技術を、あらゆる産業や社会生活に取り入れる動きが広がっています。我が国では、未来社会の姿としてSociety5.0<sup>※</sup>が提唱され、先端技術の活用により、今後も新たな価値と成長市場を創造し、個々の多様なニーズへのきめ細かな対応が可能になることが期待されています。

一方、情報セキュリティやプライバシーの侵害、デジタルデバイド<sup>※</sup>など、情報通信技術の進歩に伴って発生する負の側面も社会問題となっています。

こうした未来技術は今後も進化し、まちづくりの様々な分野において技術革新の進展が考えられることから、地域の課題解決や活性化に向けて活用を検討する必要があります。

※Society5.0：狩猟採集から農耕、工業、情報社会を経て、その後続く「第5の社会」として、仮想と現実の空間を高度に融合させ、経済発展と社会的課題の解決を両立させる未来社会

※デジタルデバイド：パソコンやインターネットなどの情報通信技術を利用できる人と利用できない人との間に生じる情報格差

## ●グローバル化の進展

ヒト・モノ・カネ・情報のグローバル化が進んでいます。国家や地域の境界を越えた様々な活動は、経済・社会の成長を促し、人々に豊かで快適な生活の実現をもたらす反面、エネルギーや食料需要の増加、環境破壊、貧困と飢餓、国際競争の激化や国内外における格差の拡大のほか、最近では感染症の世界的流行など、負の側面も引き起こしています。

また、グローバル化は多様な文化、人種、民族、宗教、歴史、価値観などの衝突や関係の悪化をもたらしています。その結果、グローバル化に反対する動きも起きています。

国内にあっても、物質的な豊かさを一律に追求することから、一人ひとりのニーズを満たすことを求めるようになり、個々の価値観に基づく生活や自己実現の可能性が高まっていますが、異なる価値観などへのバッシングや排除が国内外の様々な場面で見られます。

今後は、誰もが相互に尊重し支え合い、人々の多様な在り方を認め合う共生社会の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

## ●安全・安心の確保とワーク・ライフ・バランスの実現

近年、あらゆるものの変化が速まり、競争の激化、自然災害や科学技術の進歩に伴う重大な事故の発生、人間関係の希薄化などにより、リスク要因（食、健康、孤立、災害・犯罪・事故、疾病、特殊詐欺、雇用、社会保障制度への不安など）が増加し、多様化、複雑化する中、安全で安心な暮らしへのニーズが高まっています。

また、就業面では、雇用と所得の安定に加えて、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、個々の事情に応じて子育て・介護の時間や、家庭や地域での活動、自己研鑽や自己実現などに時間をかけられる多様で柔軟な働き方（ワーク・ライフ・バランス）を、自分で選択できる環境が求められています。

地域の安全・安心を確保するためには、社会保障制度の充実と国土の強靱化、感染症対策、ICT環境の整備、さらには人のつながりによるセーフティネットの再構築などが求められています。町民、関係機関、行政などが情報を共有し合い、それぞれの役割を認識しながら、相互に連携して対策に取り組んでいかなければなりません。

## ●求められる持続可能な社会の構築

これまでの経済成長は資源と環境の有限性を考慮せずに実現してきました。今、私たちに課せられている持続可能な成長とは、将来世代にも現在と同じ開発の可能性を残しつつ現在の生活の豊かさを実現するとともに、様々な格差や不平等を正していくことです。また、それはSDGsの理念でもあります。

2018（平成30）年に国が策定した第5次環境基本計画では、自然景観などの地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す「地域循環共生圏」の概念が示されました。

これからは、町民、企業、行政が一体となって、持続可能な社会の構築に向けた取組を推進していく必要があります。

## ●厳しい財政状況下で高度・専門化、複雑・多様化する行政ニーズ

国・地方の財政状況が厳しさを増す中、行政ニーズは高度・専門化、複雑・多様化しています。

また、高度経済成長期に集中的に整備された道路、上下水道などの長寿命化に伴う費用や社会資本の老朽化対策、多発する異常気象や自然災害に耐えられる社会を構築するための投資が必要になります。

これらの課題に対しては、各自治体による長期的な視点からの効率的・効果的な行政運営、まちづくり人材の確保・育成、協働のまちづくりの推進のほか、全国規模での人口減少を視野に入れた広域的な取組が求められます。

## (2) 音更町の地域特性

### ●地理的条件

#### 位置と地勢

本町は北海道の東部、十勝平野のほぼ中央部に位置し、帯広市や幕別町、池田町、士幌町、鹿追町、芽室町に接しています。

地形は東部の丘陵地帯を除き、おおむね平坦で、総面積 466.02 km<sup>2</sup>の約半分 (52.1%) を耕地が占めています。

まちの南端を西から東に流れる十勝川とまちを北から南に縦貫する然別川、音更川、士幌川の4つの川が大地に豊かな恵みをもたらし、我が国を代表する穀倉地帯を形成しています。



#### 気候

気候は、寒暖の差が大きい内陸性気候で、冬は-20度を下回るほど寒さが厳しく、夏には30度を超える日も続きます。四季の変化に富み、年間を通じて晴天の日が多く、冬の降雪量が少ないことも特徴です。

### ●沿革・歴史

まちの始まりは、音更町開拓の祖といわれる岩手県軽米町出身の大川宇八郎が1880(明治13)年にサツエキ・ヲトフケ(相生中島)に定住したことに発します。大川宇八郎は、多くの入植者を助け信頼が厚く、和人はもとよりアイヌ民族の人々からも敬慕されていました。なお、岩手県軽米町とは1985(昭和60)年に姉妹提携しています。

大川の定住を機に入植者が増え始め、1901(明治34)年に戸長役場が置かれ、1921(大正10)年には川上村、鹿追村を分村し1級村に昇格しました。1953(昭和28)年に町制が施行され、現在の音更町になり、2020(令和2)年には開町120年を迎えました。

観光の中心である十勝川温泉は、1900(明治33)年に地域の住民が自然に湧いているぬるま湯を沸かして利用したのが始まりです。日本を代表する植物性のモール温泉は、2004(平成16)年に北海道遺産に選定され、本町の歴史と時をほぼ同じくして2019(令和元)年には開湯120周年を迎えました。

町名の由来は、アイヌ語のオトフケ(毛髪が生じる)から転訛したもので、音更川と然別川の支流がたくさん流れているところから付いたと言われています。

### (3) 音更町の課題

#### ●経済・産業

基幹産業である農業は、大規模な畑作経営と畜産経営が中心で、今後も規模拡大が進んでいくと考えられます。現在は加工原料の生産を主としていますが、今後は域内加工などでより付加価値を高めるとともに、町民の食卓との結び付きを強めることも大切です。

商業は、音更本町から木野までの国道沿いに郊外型の大型商業施設をはじめ多くの商業施設が立地し、商業ゾーンを形成しています。工業は、農畜産物の加工や物流などの企業が開進、I C（インターチェンジ）工業団地などを中心に立地しています。地域経済の活性化のためには商工業の更なる振興が期待されます。

観光は、宿泊客数の伸び悩みやインバウンドへの過度な依存の危険性を踏まえ、多様な観光資源の開発と誘客に取り組む必要があります。

高齢化や後継者不足などにより、農林業や商工業、観光などあらゆる産業分野で、担い手の確保が課題となっています。人口減少が進む中、人材確保に支障を来す企業などが増加することで、将来的に生活関連サービス（小売・飲食・娯楽・医療機関など）が縮小し、更に人口減少につながることも懸念されます。

労働力不足の一方、求職者の希望する職種や条件に合う求人が少なく、人口流出やU I J ターンの受け皿不足が生じています。若い世代が定住するためには、安定した働く場を確保するとともに、更なる就労支援として多様な働き方ができる環境の整備と労働市場の需給のマッチングも課題となってきます。

グローバル化した社会にあって、世界的な金融危機や感染症による景気変動の影響から逃れることはできませんが、地域経済の循環を高め強靱化を図る取組も求められます。

#### ●自然環境と生活の基盤

近年、台風や地震などによる被害が相次いで発生しており、自然災害が身近なものになり、町民の防災意識が高まっています。また、世界的な感染症の流行により、人々のリスクに対する意識や社会生活には変化が求められています。防災・減災対策はもちろんのこと、各種情報の周知や共有化に努め、災害などに強いまちづくりを推進する必要があります。交通事故、刑法犯罪は減少していますが、高齢者や子どもなどの弱者を守る防犯・交通対策は今後ニーズが増すと考えられます。様々なリスクに対応する総合的な危機管理体制の強化が必要です。

町民アンケートによれば、買物、医療、ごみ処理、上下水道、消防・救急体制などの現状に対する町民の評価は高いものの、人口減少、少子高齢化が進展する中で、今後もそれらを維持・改善していくことが求められます。また、遊休施設や空き家などの発生、これまで整備した道路や橋梁など公共施設の老朽化対策も課題となります。

2019（令和元）年に農村部を対象とした乗合タクシーの運行を開始したことにより、現在、町内に公共交通網の空白地帯はありませんが、今後、想定される交通弱者の増加に対応できる利用者の満足度や利便性が高い公共交通網の整備が望まれます。

地球規模での環境と資源の保全により持続可能な社会に向けた積極的な取組が求められる中、本町においても耕地、森林、河川を守り、地域資源由来の再生可能エネルギーの利活用を着実に進めていかなければなりません。景観価値もある自然環境の大切さを再確認し、都市景観と併せて守り育てていくことも大切です。

## ●教育・学習・文化

本町は、誰もが住んでみたい、住んで良かったと思える魅力あるまちづくりを進めています。人口減少、少子化が進み、様々な格差が指摘される中で、まちづくりの上でも、次代を担う子どもたちの生きる力を培い、また、社会人の学び直しや生涯学習の機会の提供、そして、特別に支援が必要な子どもたちの学びと成長を支える誰一人取り残さない教育の重要性はますます高まっています。

今日の社会は、AIやIoTなど先端的なデジタル技術の利活用が進み、情報化やグローバル化が急速に進んでいます。こうした社会的変化の影響が、身近な生活も含め社会全体に及んでいる中で、子どもたちの個性を大切にしたい教育環境を提供し、技術の進化やグローバル化に対応できる資質と能力を養うために、教科などにおいてICTの利活用を図るなど、教育の情報化を更に進めていく必要があります。

高校進学時の町外通学、高校卒業後の進学による町外転出の現状を踏まえれば、高等学校以降の教育の更なる魅力化、多様な教育環境の整備が求められます。また、生涯学習は、人生に豊かさをもたらすばかりでなく、学習における活動性が健康寿命を延ばす効果があります。今後の超高齢社会を支えるためにも生涯学習に取り組む人を増やすことが大切です。

## ●健康・福祉と子育て

我が国の人口が減少する中で、本町においても少子高齢化は確実に進んでいます。経済の停滞や老年人口と生産年齢人口の割合の推移から判断して、世代間の扶養の仕組である公的扶助や社会保険などの公助だけでは、今後の高齢者の生活を支えることは難しくなります。このためには、公助、自助、共助を組み合わせた安全・安心な仕組を作る必要があります。

公的制度における高齢者、妊産婦、乳幼児などの健診や貧困対策、消費者保護など、介護、福祉、医療制度などの充実がセーフティネットとして必須です。

自助としては、まず、自分の健康を自己管理することが重要ですが、そのためには健康に対する無関心層の意識改革が課題となります。また、種々のリスクへの対応力を身に付けることも大切です。共助としては、高齢者同士や近隣などのコミュニティ、ボランティア・NPOなどを通じた助け合いが必要です。

将来にわたってまちが活力を維持するためには、若い子育て世代の転入が必要です。そのためには子育て世代が働きながら子どもを産み育てられるよう、少子化対策や子育て支援（教育、生活、就労、経済、相談）の充実を図るとともに、子どもたちが健やかに育つ環境づくりへの取組が求められます。

## ●行財政運営・コミュニティ・協働

町民の価値観やライフスタイルの多様化によって、地域が抱える課題はますます複雑・高度化しており、行政が単独で対応していくには限界があります。また、地方分権の進展に伴い、行政主体ではなく、町民や企業も参画し行政と協働でまちづくりを行う意識が高まり、実際に取組も始まっていますが、町民アンケートなどの結果を見ると依然として協働のハードルは高く、更なる推進が必要です。

地域の抱える課題に対し、町民の声を反映するまちづくりを進めるためには、町民に分かりやすい形で積極的・効果的に情報を提供し、説明責任を果たすとともに、町民の声に耳を傾け、対話を重ねて多くの意見を聴き、相互理解を深めることが大切です。

近年では、地域コミュニティの希薄化や地域活動の担い手不足が課題となっており、今後も、町内会や老人クラブ、新しい地域活動の担い手などの活動をサポートする体制づくりに努め、地域の課題解決に向けた町民の主体的な取組を促進していく必要があります。

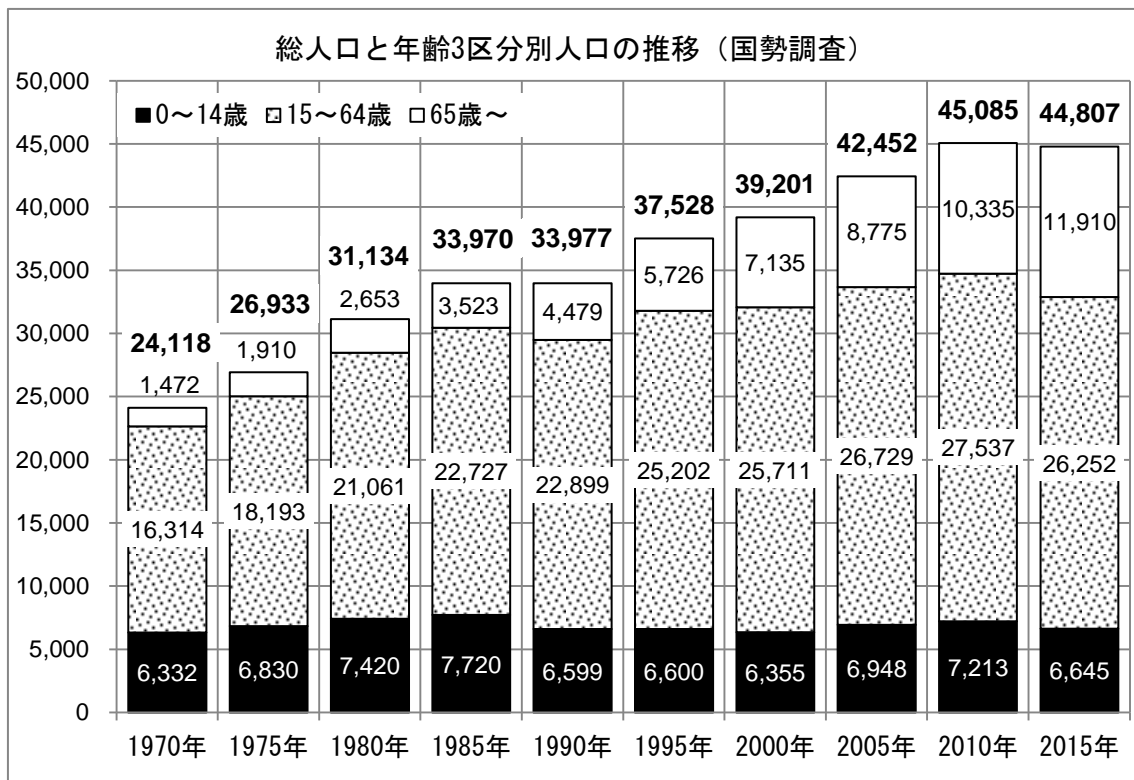
また、財政の健全性を維持しながら今後の行政ニーズに応えるためには、専門性を持った職員の配置や高度な課題に対応できる職員が求められます。

# 基本構想

## 1 人口ビジョン

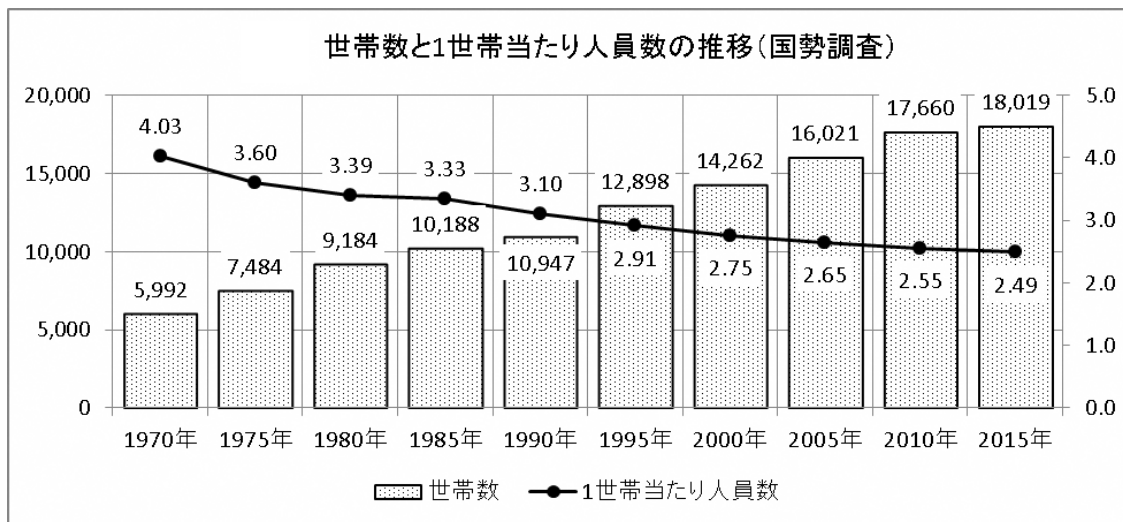
### (1) これまでの人口と世帯数の動き

町の人口（国勢調査）は、1960（昭和35）年以降、1990（平成2）年の微増以外は2010（平成22）年まで大きく人口を増加させ、現在、全道で最も人口の多い町となっています。しかし、2015（平成27）年には人口減少に転じました。住民基本台帳での人口（3月末）は、2012（平成24）年以降減少傾向が続いています。



一方、少子高齢化は人口増加局面から始まっており、年少人口（～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）の割合は、1970（昭和45）年の26.3%、67.6%、6.1%から2015（平成27）年には14.8%、58.6%、26.6%となりました。

また、世帯数は1970（昭和45）年の5,992世帯から2015（平成27）年には18,019世帯へと3倍になりました。一方、1世帯当たりの人員数は4.03人から2.49人へと減少しています。その背景には、三世帯世帯の減少、少子化、子どもの進学・就職による転出・独立などによる核家族世帯の世帯人員数の減少と、高齢夫婦世帯、高齢単独世帯の増加があります。



## (2) 長期人口推計と第6期総合計画期間の想定人口

### ●長期人口推計

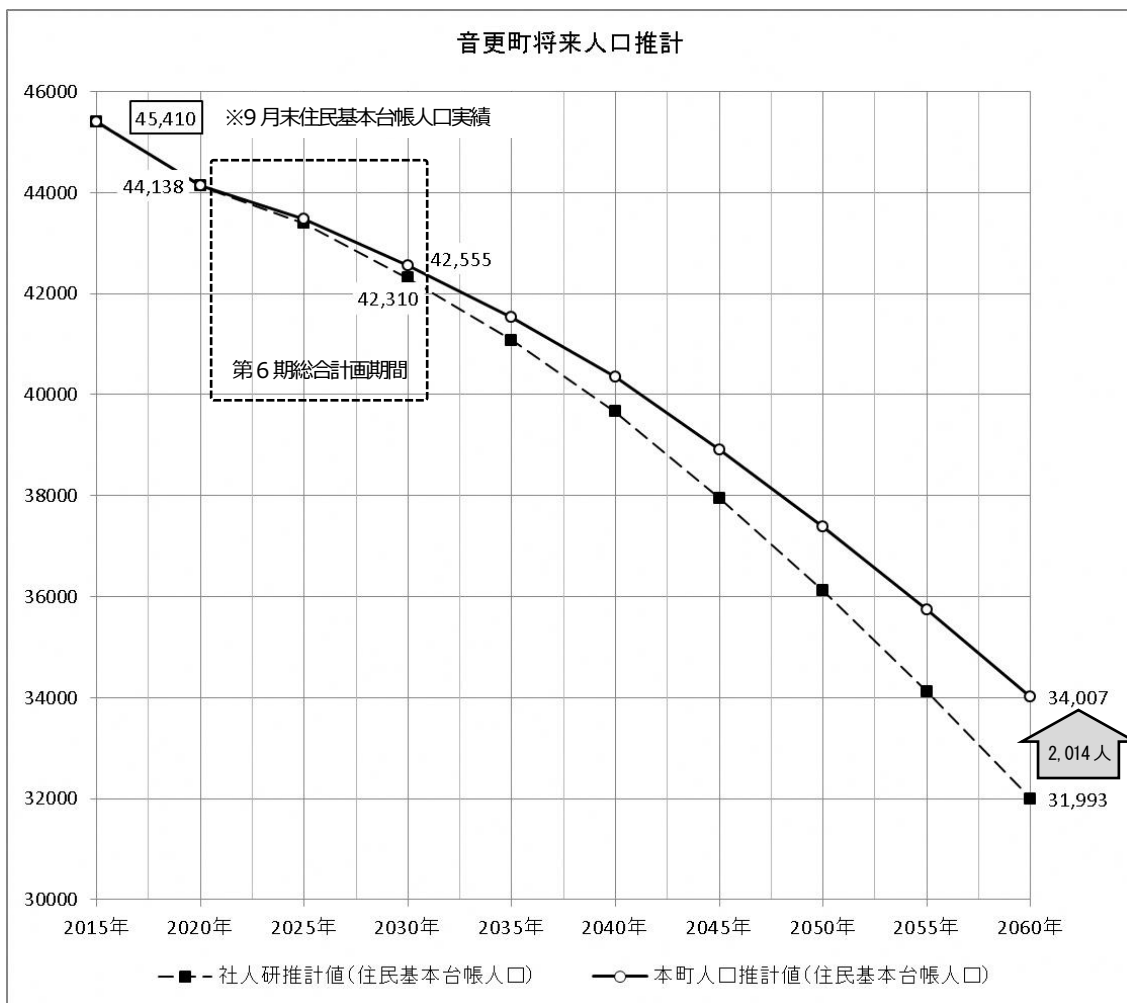
本町においても今後、人口減少が想定されます。今後のまちづくりでは、今まで以上に長期的な視点に立った人口想定の下でまちづくりを進め、人口減少を抑制する政策を進めていくことが必要です。

本町は、2015（平成27）年の「音更町まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定時に2060（令和42）年までを見据えた人口ビジョンを策定し、総合戦略、総合計画を進めています。しかし、その後の人口推移は人口ビジョンを大きく下回っていることから人口ビジョンを下記のとおり見直しました。

- ・人口推計は、社人研から提供されている「市区町村別推計（令和元年版）」を利用しました。
- ・社人研の推計は、5年に1度の調査である国勢調査人口で行っていますが、本町では毎月の人口動態が把握できる住民基本台帳人口で行いました。
- ・合計特殊出生率\*の仮定は、社人研の推計が2060年まで1.52であるのに対して、本町の推計では、2020（令和2）年1.52、2060（令和42）年2.07とし、5年ごとに0.069ずつ上昇していくとしました。
- ・生残率（死亡率）、純移動率（社会増減率）は、社人研の仮定値をそのまま利用しました。
- ・2020（令和2）年の人口推計値は、住民基本台帳の近年の人口推移から想定される2020（令和2）年9月末人口との差を社会増減数（-781人）として調整しました。

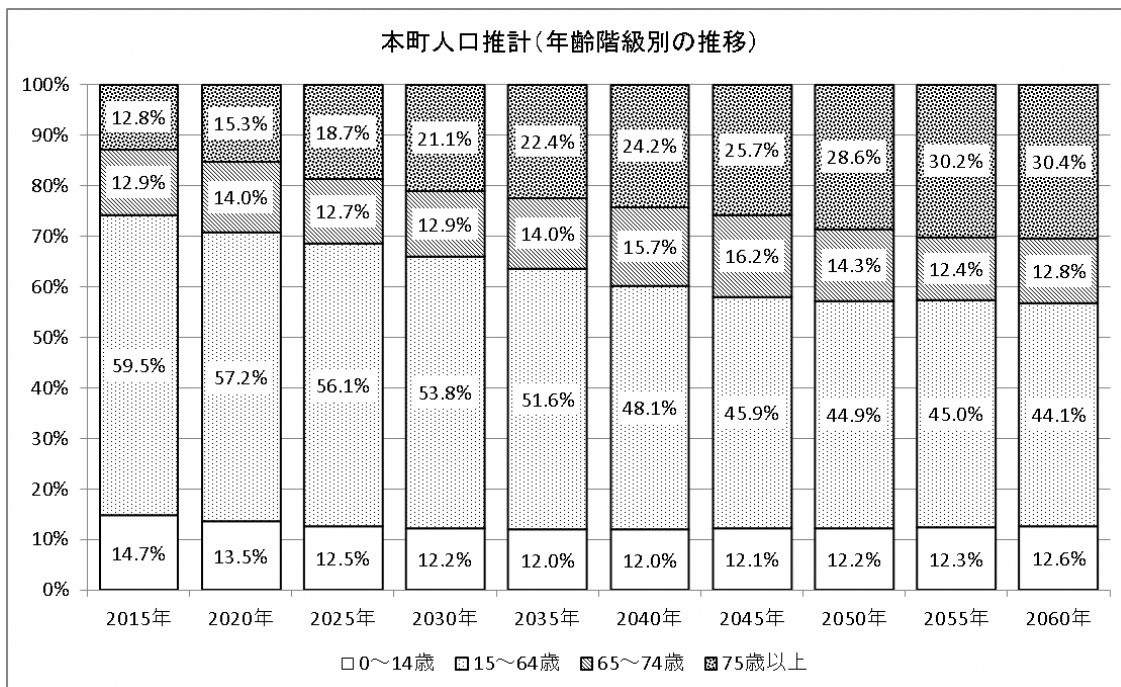
※合計特殊出生率：1人の女性が生涯を通じて生む子どもの平均数に相当する指標

以上の方法で計算すると、本町人口は2030（令和12）年に42,555人、2060（令和42）年には34,007人になると推計されます。これは、社人研による人口推計（2030（令和12）年42,310人、2060（令和42）年31,993人）より、それぞれ245人、2,014人多くなります。



**【上記推計における留意点】**

社人研システムでの社会増減（純移動率）は、過去の本町人口動態を反映させているため、2060（令和 42）年まで社会増が想定されていますが、実際の本町の社会増減は、近年、社会減が続いています。



年齢階級別の人口割合は、年少人口（～14歳）割合は低下を続け、2035（令和 17）年が最も低く、その後上昇します。生産年齢人口（15～64歳）割合も低下を続け、2050（令和 32）年が最も低く、その後上昇し、2060（令和 42）年に再び低下します。老年人口（65歳以上）割合は2055（令和 37）年に若干低下しますが、2060（令和 42）年まで上昇を続けます。前期高齢者人口（65～74歳）割合は、上昇を続け、2045（令和 27）年に最も高くなり、その後低下します。後期高齢者人口（75歳以上）割合は、2060（令和 42）年年まで上昇を続けます。

**社人研推計による人口推移（住民基本台帳人口）**

|        | 2015年  | 2020年  | 2025年  | 2030年  | 2035年  | 2040年  | 2045年  | 2050年  | 2055年  | 2060年  |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 出生率※   | 1.520  | 1.515  | 1.500  | 1.505  | 1.512  | 1.516  | 1.518  | 1.518  | 1.518  | 1.518  |
| 自然増減数  | -      | -492   | -923   | -1,281 | -1,563 | -1,864 | -2,062 | -2,164 | -2,326 | -2,446 |
| （自然増）  | -      | 1,763  | 1,577  | 1,457  | 1,372  | 1,295  | 1,169  | 1,079  | 994    | 913    |
| （自然減）  | -      | -2,254 | -2,500 | -2,738 | -2,935 | -3,159 | -3,231 | -3,243 | -3,320 | -3,358 |
| 社会増減数  | -      | -781   | 173    | 203    | 329    | 452    | 341    | 336    | 328    | 320    |
| 総人口    | 45,410 | 44,138 | 43,387 | 42,310 | 41,077 | 39,665 | 37,945 | 36,117 | 34,119 | 31,993 |
| ～14歳   | 6,690  | 5,967  | 5,317  | 4,941  | 4,541  | 4,251  | 3,956  | 3,655  | 3,344  | 3,079  |
| 15～64歳 | 27,038 | 25,255 | 24,408 | 22,888 | 21,415 | 19,337 | 17,663 | 16,439 | 15,539 | 14,199 |
| 65～74歳 | 5,871  | 6,164  | 5,541  | 5,498  | 5,810  | 6,321  | 6,320  | 5,336  | 4,433  | 4,361  |
| 75歳以上  | 5,811  | 6,751  | 8,122  | 8,983  | 9,311  | 9,756  | 10,005 | 10,688 | 10,803 | 10,354 |

本町人口推計による人口推移（住民基本台帳人口）

|        | 2015年  | 2020年  | 2025年  | 2030年  | 2035年  | 2040年  | 2045年  | 2050年  | 2055年  | 2060年  |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 出生率※   | 1.520  | 1.520  | 1.589  | 1.658  | 1.726  | 1.795  | 1.864  | 1.933  | 2.001  | 2.070  |
| 自然増減数  | -      | -485   | -829   | -1,133 | -1,368 | -1,614 | -1,768 | -1,820 | -1,930 | -1,998 |
| （自然増）  | -      | 1,769  | 1,671  | 1,604  | 1,567  | 1,545  | 1,463  | 1,424  | 1,390  | 1,361  |
| （自然減）  | -      | -2,254 | -2,500 | -2,737 | -2,935 | -3,159 | -3,232 | -3,244 | -3,320 | -3,359 |
| 社会増減数  | -      | -787   | 173    | 207    | 335    | 445    | 311    | 300    | 286    | 273    |
| 総人口    | 45,410 | 44,138 | 43,482 | 42,555 | 41,523 | 40,354 | 38,897 | 37,377 | 35,732 | 34,007 |
| ～14歳   | 6,690  | 5,973  | 5,417  | 5,192  | 4,987  | 4,859  | 4,715  | 4,567  | 4,406  | 4,301  |
| 15～64歳 | 27,038 | 25,250 | 24,402 | 22,882 | 21,416 | 19,419 | 17,858 | 16,787 | 16,091 | 14,993 |
| 65～74歳 | 5,871  | 6,164  | 5,541  | 5,498  | 5,809  | 6,320  | 6,320  | 5,336  | 4,433  | 4,360  |
| 75歳以上  | 5,811  | 6,750  | 8,121  | 8,982  | 9,310  | 9,756  | 10,004 | 10,687 | 10,802 | 10,354 |

※出生率：合計特殊出生率

●第6期総合計画期間における想定人口【期間終期2030（令和12）年：42,555人】

本町は、本計画策定に当たり、人口ビジョンを見直しました。それに基づき本計画の終期である2030（令和12）年の総人口を42,555人に設定しました。

想定人口を踏まえ、生活環境の整備や子育て支援、福祉の充実、地域産業の振興などを通じて、誰もが安全・安心に暮らせるとともに子育ての希望がかなえられるまち、選ばれるまちの実現を目指し、本計画に統合する「音更町まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一体的に様々な施策に取り組むことで、人口減少、少子・超高齢社会を見据えた、持続可能なまちづくりの推進に努めていきます。

## 2 まちの将来像

令和2年に開町120年を迎えた音更町は、先人たちが苦難の末に切り拓いてきた大地で、開拓の礎である農業を中心に、商業・工業・観光の振興と生活基盤の整備を進めるとともに、町民福祉や教育・文化の充実を図り、豊かな自然と快適な都市空間が調和した「住みよいまち」へと発展し続けてきました。

「住みよいまち」とは、買い物や医療・交通など、毎日の生活に不自由がないという経済的利便性に基づく暮らしの豊かさだけでなく、健やかで安全・安心な暮らし、地域における人と人との日常的なつながりや支え合いを通して、そこに暮らす人々の心も豊かになるまちのことです。

人口減少・少子高齢化が進む中、グローバル化の進展や情報通信技術の進歩に加え、気候変動や新たな感染症の影響など、現代社会は将来を予測することが極めて困難な時代を迎えています。

こうした変化に対応しながら、将来にわたって持続できるまちづくりを行うために求められているのは、目指すべき「まち」の姿を描き、その実現に向けて取り組んでいくことです。

音更町民も、町民以外の人たちも、「暮らし」、「学び」、「働き」、あるいは「訪れる」ことを望み、「住み続けたい」、「住んでみたい」と感じてもらえる、誰にとっても「住みよい」、「選ばれるまち」をみんなで創り、未来へつないでいくことを目指して、この計画におけるまちの将来像を次のように定めます。

**みんなが住みよい 選ばれるまち おとふけ**

### 3 基本目標

#### 【経済・産業】

##### (1) 経済の好循環でつくる元気あふれるまち

本町の基幹産業である農業は、先端技術を導入し、生産性の向上を図ります。また、他産業と連携して多様な地域資源を活用した商品・サービスを開発し新規作物を導入するとともに、2つの道の駅を活用し、ブランド化、情報発信、販売チャネルを開拓するなど、新たな付加価値の創出に努めます。

観光においては、モール温泉などの地域資源の活用や新たな観光資源の開発、広域連携の取組などにより、多様な観光需要に応え、交流人口を拡大し、宿泊客の増加に取り組みます。

農林業・商業・工業・観光などすべての産業領域で、それぞれの状況に応じた担い手、人材の育成・確保のための各種支援を実施するとともに、企業誘致や起業支援を通じた経済活性化と雇用、そして、賑わいの創出に取り組みます。労働力不足に対しては、急速に発展しているI o Tや人工知能など、未来技術の活用を支援します。

また、若者の転出を抑制し、U I J ターンの受け皿づくり、多様な働き方と良質な雇用に対するニーズに応える就労形態・機会の創出誘導と勤労者の保護を行います。

さらに地域の経済基盤の安定・充実のため、農畜産物の移出を強化しつつ、農林業、商業、工業、観光などの様々な関係者が連携し、新たな付加価値を地域にもたらず産品・サービスの創出と効果的な情報発信による地域経済の好循環を目指します。

町民アンケート、ワークショップで出された基本目標に関連する主な意見

- ・農家戸数の減少・後継者不足の解消に向けた「担い手」の確保
- ・企業誘致・起業支援など雇用の確保と企業などの求める人材の育成・確保
- ・多様な働き方ニーズに応える就労形態・機会の創出と勤労者の保護
- ・十勝川温泉など観光資源の有効活用による観光振興
- ・地元特産品のブランド化やPR、観光資源化などの産業連携・経済の活性化 など

## 【自然環境と生活の基盤】

### (2) 都市と自然が共生する持続可能な住みたいまち

本町の特徴である都市機能と自然環境のバランスの良さを生かした持続可能なまちとするため、各種対策の整備で環境を保全していくと同時に、再生可能エネルギーなどの先端技術の導入で地域資源の有効活用を促進していきます。

都市空間については、限られた財源の中で生活と産業の基盤の効果的で効率的な整備を継続し、公共交通や道路環境などの整備により生活の利便性を向上させ、空き家対策と遊休施設や公園などの有効活用、景観整備などに取り組み、ごみのポイ捨てや不法投棄のない美しく住み良い、そして安全性の高い住みたいまちづくりを目指します。2017（平成 29）年度から取り組んでいる国道 241 号音更大通の事故対策及び無電柱化を更に進め、安全と都市景観の改善に努めるほか、高速道路ネットワークとのアクセス強化を図るため、スマートインターチェンジの設置に向けた取組を進めます。

また、近年の自然災害や世界的な感染症などの発生状況を踏まえ、様々なリスクに対応可能なまちづくりをハード（建物、施設、構築物など）・ソフト（人のつながりや意識、情報など）両面から計画的に行っていきます。

町民アンケート、ワークショップで出された基本目標に関連する主な意見

- ・災害に強いまちづくり
- ・再生可能エネルギーの利活用
- ・公共交通の利便性向上
- ・安全で快適な道路環境の整備
- ・空き家対策と遊休施設の活用
- ・生活環境・観光資源としての景観整備
- ・環境保全と循環型社会の構築 など

## 【教育・学習・文化】

### (3) 生きる力、支える力を育むまち

誰一人取り残さない教育・学習・文化活動を総合的に展開します。ライフデザイン力を身に付け（教育）、社会の変化に対応するため生涯にわたって学び（学習）、幅広く文化・芸術・スポーツに親しむ豊かな心（文化）を育む環境を整備し、誰もが生涯にわたって健康で、充実した人生を送れるよう成長を支えます。そのために、これまで同様、確かな学力、健やかな体、豊かな心を根本に、必要な時代のニーズに応える教育の情報化などを進めるとともに、就学前教育の機会をすべての子どもたちに提供する教育体制の構築に取り組みます。

また、ふるさと音更を学び、音更を通じて食や社会を学ぶ教育を推進することで、子どもたちのふるさと意識を醸成し、地域の未来を担う人材を育てます。

高齢者と若者、子どもなど多様な世代の触れ合いの場づくりや企業人・社会人の教育への参画など地域ぐるみで人の成長を育む環境を整備し、人を呼び込む魅力を持った教育に全町的に取り組みます。

町民アンケート、ワークショップで出された基本目標に関連する主な意見

- ・高齢者と若者、子どもの触れ合いの「場」づくり
- ・地域で人を育てる環境の整備
- ・人を呼び込む人づくり教育の全町的取組
- ・まちづくりの核としての教育・学校
- ・伝統文化の維持、伝承と芸術文化活動の推進
- ・多様な世代が親しむことのできる、スポーツ環境の整備 など

## 【健康・福祉と子育て】

### (4) 健やかで心ふれあう、やさしさに満ちたまち

すべての町民が心身ともに健やかに過ごせるまちを目指して、出産・育児に希望の持てる子育て環境の整備や支援の充実、町内における医療機能の充実、健康増進に向けた取組（健康無関心層の行動変容、病気の予防や体力づくり、健診・検診の充実など）などを展開します。健康寿命を延ばすことで、誰かに支えられる立場から、誰かを支える立場になる人を増やします。健康や経済のリスクについての個々の学びを支援するとともに、コミュニティによる社会的弱者の見守りや生活支援、生活困窮者に対する総合的なセーフティネットの整備、高齢、障がい、また、社会的少数者であっても誰もが生きいきと活躍でき、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができる多様性のある社会づくりに取り組みます。

また、消費者の権利や利益を守り、被害を防止するため、情報発信や相談窓口の周知徹底に努めます。

町民アンケート、ワークショップで出された基本目標に関連する主な意見

- ・子育てがしやすい環境の整備
- ・町内における医療機能の拡充
- ・健康づくり（病気の予防や体力づくり、健診・検診の充実など）
- ・コミュニティによる見守り
- ・総合的な生活困窮者支援
- ・高齢者が活躍できる環境づくり
- ・消費者の保護 など

## 【行財政運営・コミュニティ・協働】

### (5) みんなが参加できる協働のしくみでつくるまち

人口、特に労働力人口が減少していく中で、誰もが幸せに暮らせるまちにするためには、すべての町民ができる範囲でまちづくりに参加し、町民の主体的な取組がいろいろな場面で見られることが理想です。

そのために、まちづくりへの関心と行動意欲を高める情報提供や参加の呼びかけを引き続き積極的に行い、町民と町が課題や方向性を共有し、課題の解決やまちの発展に向けた協力体制を整えます。

まちづくりの多様な主体を育てるため、町内会機能の充実や見直し、NPOなどの新たな組織の育成や活動支援のほか、個々のまちづくりに対するアイデアや活動紹介、意見交換の場の創出など町民の意思と行動を尊重し、それらを後押しする仕組みを作っていきます。

行政・財政の基盤は、長期的に厳しさを増していくと考えられますが、これまで以上に財政の健全性に留意しつつ人材を確保し、一つ一つの施策の目的を明確にし、効率性や効果を考慮した行政運営を行います。また、近隣市町村との広域連携によるまちづくりに取り組みます。

町民アンケート、ワークショップで出された基本目標に関連する主な意見

- ・町民が集えるコミュニティスペースの確保
- ・町内会機能の充実と町民参加の促進
- ・広報紙、ホームページ、SNSによる効果的な情報の発信・共有
- ・協働・連携による住民主体の多様なまちづくりの支援・促進
- ・効率的、効果的行政運営と広域連携 など

## 4 土地利用の基本方針

人口減少や少子高齢化の長期的進行が見込まれる中、都市機能や居住機能を集積し、既存のインフラを活用するなど、コンパクトなまちづくりが求められています。

快適な住環境を維持し、日常生活圏の利便性向上に努めるとともに、農地や森林の保全を図りながら、自然と都市機能が調和した秩序ある土地利用を進めます。

### (1) 住居・生活に関する土地利用

- ・人口減少や少子高齢化の進展を見据え、安全・安心で快適な暮らしを維持・向上するための土地利用と基盤整備に努めます。
- ・市街地における未利用地については、持続可能なまちづくりの実現に向け、新たな土地利用を推進します。

### (2) 商工業振興に関する土地利用

- ・商業地については、買物などの日常生活を支える場として、生活利便性の確保に努めます。
- ・工業用地については、地域経済の活性化と新たな雇用の確保に向け、新産業の創出や企業誘致の推進に寄与する土地利用と基盤整備を進めます。

### (3) 農業生産に関する土地利用

- ・基幹産業の生産基盤として、優良な農地を確保・保全します。
- ・農業生産活動の場だけでなく、自然と調和した地域資源として、農村景観の保護や創出に努めます。

### (4) 観光・賑わいの創出に関する土地利用

- ・十勝川温泉地域については、新たに登録された道の駅を中心に、観光拠点としての機能向上を図り、レクリエーション、レジャー空間としての魅力を高めていきます。
- ・農畜産物や食などの地域資源を活用し、町内外から人を呼び込み交流を促す、新道の駅を中心とした拠点づくりに努めます。

### (5) 森林・緑地に関する土地利用

- ・自然と共生するまちづくりを進めていくため、緑豊かな自然環境を保全し、無秩序な土地利用を抑制します。
- ・それぞれの地域に根ざす生態系を踏まえ、森林や河川などの環境を適切に保全します。

## 5 計画の体系

| 総合計画                             |  | 総合戦略<br>(基本目標)   | 地域<br>福祉                             |
|----------------------------------|--|--|--------------------------------------|
| 章・基本目標                           | 分野   |  |                                      |
| 第1章<br>経済の好循環でつくる<br>元気あふれるまち    | <ul style="list-style-type: none"> <li>■農業[経営]</li> <li>■農業[生産基盤や生産環境]</li> <li>■林業</li> <li>■商業</li> <li>■工業、企業誘致</li> <li>■観光</li> <li>■産業連携</li> <li>■勤労者の保護</li> </ul>   | (1)<br><br>(1)<br>(1)<br>(2)<br>(1)・(2)<br>(1)             | ○                                    |
| 第2章<br>都市と自然が共生する<br>持続可能な住みたいまち | <ul style="list-style-type: none"> <li>■環境保全</li> <li>■景観</li> <li>■ごみ・し尿収集処理</li> <li>■公共交通</li> <li>■情報通信</li> <li>■防災、消防</li> <li>■交通安全、防犯</li> <li>■道路</li> <li>■河川</li> <li>■公園、緑地</li> <li>■火葬場、霊園、合同納骨塚</li> <li>■住宅、宅地</li> <li>■地籍調査</li> <li>■水道</li> <li>■下水道、排水処理</li> </ul> | (4)<br><br>(4)<br>(4)<br>(4)<br><br>(2)・(4)<br><br>(2)・(3) | ○<br>○<br>○<br><br>○<br>○            |
| 第3章<br>生きる力、支える力を<br>育むまち        | <ul style="list-style-type: none"> <li>■幼児教育</li> <li>■義務教育</li> <li>■高校教育、高等教育</li> <li>■青少年健全育成</li> <li>■生涯学習</li> <li>■社会教育</li> <li>■スポーツ</li> <li>■芸術、文化</li> </ul>  | (3)<br>(2)   | ○<br>○                               |
| 第4章<br>健やかで心ふれあう、<br>やさしさに満ちたまち  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■地域福祉</li> <li>■保健</li> <li>■医療</li> <li>■社会保障</li> <li>■子ども福祉</li> <li>■高齢者福祉</li> <li>■障がい者福祉</li> <li>■共生社会</li> <li>■消費者保護</li> </ul>   | (4)<br>(3)・(4)<br><br>(3)<br>(4)<br>(3)                    | ○<br>○<br>○<br>○<br>○<br>○<br>○<br>○ |
| 第5章<br>みんなが参加できる<br>協働のしくみでつくるまち | <ul style="list-style-type: none"> <li>■コミュニティ</li> <li>■町民参加</li> <li>■広報、広聴、情報公開</li> <li>■交流、移住・定住</li> <li>■行政運営</li> <li>■財政運営</li> <li>■広域行政</li> </ul>  | (4)<br><br>(2)<br>(2)・(3)<br><br>(4)                       | ○<br>○<br>○<br>○                     |

※「総合戦略」欄の( )付数値は、総合戦略とした総合計画の当該分野の施策が含まれる総合戦略の基本目標(1～4)を示している。

※「地域福祉」欄の○記号は、総合計画の当該分野の施策が地域福祉計画に含まれることを示している。

※総合計画の施策とSDGsとの関係は、P●参照。

第6期音更町総合計画  
基本計画素案

# 目次

|  |    |
|--|----|
| <b>基本計画</b> .....                      | 1  |
| <b>第1章 経済の好循環でつくる元気あふれるまち</b> .....    | 1  |
| 1 農業 [経営] .....                        | 1  |
| 2 農業 [生産基盤や生産環境] .....                 | 3  |
| 3 林業 .....                             | 5  |
| 4 商業 .....                             | 7  |
| 5 工業、企業誘致 .....                        | 9  |
| 6 観光 .....                             | 11 |
| 7 産業連携 .....                           | 14 |
| 8 勤労者の保護 .....                         | 16 |
| <b>第2章 都市と自然が共生する持続可能な住みたいまち</b> ..... | 17 |
| 1 環境保全 .....                           | 17 |
| 2 景観 .....                             | 19 |
| 3 ごみ・し尿収集処理 .....                      | 21 |
| 4 公共交通 .....                           | 23 |
| 5 情報通信 .....                           | 25 |
| 6 防災、消防 .....                          | 27 |
| 7 交通安全、防犯 .....                        | 30 |
| 8 道路 .....                             | 32 |
| 9 河川 .....                             | 35 |
| 10 公園、緑地 .....                         | 36 |
| 11 火葬場、霊園、合同納骨塚 .....                  | 38 |
| 12 住宅、宅地 .....                         | 39 |
| 13 地籍調査 .....                          | 41 |
| 14 水道 .....                            | 42 |
| 15 下水道、排水処理 .....                      | 44 |
| <b>第3章 生きる力、支える力を育むまち</b> .....        | 46 |
| 1 幼児教育 .....                           | 46 |
| 2 義務教育 .....                           | 48 |
| 3 高校教育、高等教育 .....                      | 50 |
| 4 青少年健全育成 .....                        | 52 |
| 5 生涯学習 .....                           | 54 |
| 6 社会教育 .....                           | 56 |
| 7 スポーツ .....                           | 58 |

|                                  |            |           |
|----------------------------------|------------|-----------|
| 8                                | 芸術、文化      | 60        |
| <b>第4章 健やかで心ふれあう、やさしさに満ちたまち</b>  |            | <b>62</b> |
| 1                                | 地域福祉       | 62        |
| 2                                | 保健         | 64        |
| 3                                | 医療         | 66        |
| 4                                | 社会保障       | 67        |
| 5                                | 子ども福祉      | 70        |
| 6                                | 高齢者福祉      | 73        |
| 7                                | 障がい者福祉     | 75        |
| 8                                | 共生社会       | 77        |
| 9                                | 消費者保護      | 79        |
| <b>第5章 みんなが参加できる協働のしくみでつくるまち</b> |            | <b>80</b> |
| 1                                | コミュニティ     | 80        |
| 2                                | 町民参加       | 82        |
| 3                                | 広報、広聴、情報公開 | 83        |
| 4                                | 交流、移住・定住   | 85        |
| 5                                | 行政運営       | 87        |
| 6                                | 財政運営       | 89        |
| 7                                | 広域行政       | 91        |

# 第1章 経済の好循環でつくる元気あふれるまち

## 1 農業 [経営]



### 現状と課題

- ◆本町の農業は、国内有数の生産高と高い品質を誇る小麦、大豆、小豆、てん菜、馬鈴しょなどの畑作が大規模に営まれているほか、酪農や畜産、にんじんなどの野菜作が行われています。
- ◆経営の安定化と生産性の向上を目指し、農業経営の近代化、農作業の合理化などを進めてきましたが、農畜産物の輸入自由化による農畜産物価格の低迷や肥料などの生産資材価格の高騰など、農業を取り巻く社会的・経済的環境の様々な変化による影響が懸念されます。
- ◆農業従事者の減少や高齢化による労働力不足と規模拡大が進む中、今後、国の施策を注視しながら、スマート農業\*の推進による労働生産性の向上と経営所得の安定を図るとともに、次世代を担う人材の育成や労働力の確保が必要です。
- ◆安全・安心な農畜産物が求められている中、土づくりから出荷環境まで、農畜産物を取り巻く生産環境全体への関心の高さを踏まえ、農業が持つ自然循環機能を維持・増進させ、環境との調和に配慮した、質の高い農畜産物の安定生産を進めていくことが必要です。

※スマート農業：ロボット技術やICTなどの先端技術を活用し、超省力化や高品質生産などを可能にする新たな農業。

### 目指す方向

- 農業経営の安定と労働生産性の向上を目指します。
- 消費者・実需者のニーズに対応した付加価値の高い農畜産物づくりに取り組みます。
- 音更の農業を支える担い手や労働力を確保します。
- 環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を進めるため、環境保全型農業を推進します。

## 施策と内容

|   |         |
|---|---------|
| (1)農業経営の安定化   | 【総合戦略1】 |
| <p>①持続可能で安定性のある農業経営が展開できる取組を進めます。</p> <p>②経営の安定を目指し、生産性の向上、省力化につながるスマート農業の導入を進めます。</p> <p>③法人化について農業者が判断できるような情報提供を行います。</p> <p>④営農技術、ほ場管理などに関する情報提供に努めます。</p> <p>⑤生産コストの軽減と効率化を図るため、農業機械や施設の集団利用を促進します。</p> <p>⑥営農対策協議会などを中心に、営農に関する相談や指導に努めます。</p> <p>⑦出荷体制の確立を支援するため、農畜産物集出荷施設の整備拡充と広域的利用を促進します。</p> <p>⑧農作物への病害虫のまん延を防ぐため、防止対策を徹底します。</p> <p>⑨家畜への伝染性疾病などのまん延を防ぐため、防疫体制と発生農家対策を徹底します。</p> <p>⑩農作物への鳥獣被害に対する取組を進めます。</p> |         |
| (2)担い手、労働力の確保   | 【総合戦略1】 |
| <p>①「認定農業者制度」の活用により、担い手農家の育成を図ります。</p> <p>②後継者を育成、確保するため、研修の開催や活動、交流を促進します。</p> <p>③農業労働力を確保する支援体制をより利用しやすいようにします。</p> <p>④農福連携の取組を進めます。</p>  |         |
| (3)環境への負荷に配慮した環境保全型農業の推進  |         |
| <p>①環境保全型農業を目指した栽培方法、土づくりを促進します。</p> <p>②環境への負荷に配慮した廃棄物の適正処理、管理、再利用を進めます。</p>   |         |

## 目標指標

| 目標指標名                      | 当初数値<br>【R1年度】 | 中間数値<br>【R6年度】 | 目標数値<br>【R12年度】 |
|----------------------------|----------------|----------------|-----------------|
| (1)農業総生産額（※1）              | 283.5億円        | 305.0億円        | 310.4億円         |
| (2)認定農業者数及び認定新規就農者数の割合（※2） | 95.0%          | 95.0%          | 95.0%           |
| (3)環境保全型農業ほ場面積の割合（※3）      | 8.8%           | 9.2%           | 9.5%            |

（※1）農産と畜産の生産額合計（音更町農業概要）

（※2）認定農業者（農業経営改善計画認定）戸数及び認定新規就農者（青年等就農計画認定）戸数の合計が全農家戸数に占める割合

（※3）環境保全型農業直接支払交付金の交付対象ほ場面積／町内全ほ場面積（営農実態調査）

## 関連する個別計画

- 音更町農業経営基盤強化促進基本構想
- 音更町酪農・肉用牛生産近代化計画
- 音更町人・農地プラン
- 音更町鳥獣被害防止計画

## 2 農業 [生産基盤や生産環境]



### 現状と課題

- ◆本町の農業は、生産性の向上を目指し、暗渠排水や区画整理などの土地基盤整備のほか、明渠排水路や畑地かんがい施設など、総合的な農業基盤整備に積極的に取り組んできました。今後も、農業や農村地域の有する多面的機能※を踏まえ、計画的な維持管理により更新、再整備が必要です。

※農業や農村地域の有する多面的機能：国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物供給以外の多面にわたる機能。

### 目指す方向

- 補助事業を活用し効果的な基盤整備を進めるとともに、農地の保全、地力の維持向上に引き続き取り組みます。
- 老朽化した明渠排水路など、農業用施設の計画的な維持管理、更新に努めます。
- 農業や農村地域の有する多面的機能の発揮に努めます。

### 施策と内容

|  |
|--|
| <b>(1)優良農地の確保</b>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①優良な農地を集団的に確保するため、計画的な土地利用を進めます。</li> <li>②優良農地の確保や農地の集積を図るとともに、農地の遊休化を防ぐため、農地流動化の各種制度の導入を進めます。</li> <li>③地力の維持向上を図るため、堆肥や緑肥などの活用を促進します。</li> <li>④土壌の飛散を防ぎ農作物を風害から守るため、防風林の機能の維持、向上に努めます。</li> </ul> |
| <b>(2)農業基盤整備と適切な維持管理</b>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①農業生産性の向上と農作業の効率化を図るため、暗渠排水や区画整理、除れきなどの総合的な土地基盤整備を進めます。</li> <li>②明渠排水路の整備と適切な維持管理に努めます。</li> <li>③畑地かんがい施設の適切な維持管理に努めます。</li> </ul>  |
| <b>(3)農業や農村地域の有する多面的機能の発揮</b>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①草刈りや枝払いなどの地域共同活動により、農地や排水路など地域資源の適切な保全管理を推進します。</li> <li>②美しい農村景観の形成や水質保全など、地域共同活動による農村環境の保全に努めます。</li> <li>③大雨や融雪水による農地や排水路など地域資源の被災を防ぐため、防災・減災力の強化に努めます。</li> </ul>                                |

## 目標指標

| 目標指標名                       | 当初数値【R1年度】 | 中間数値【R6年度】 | 目標数値【R12年度】 |
|-----------------------------|------------|------------|-------------|
| (1)担い手農家への農地利用集積状況（※1）      | 92.6%      | 93.0%      | 93.0%       |
| (2)-1暗渠排水（砂利暗渠）の整備面積        | 25,668ha   | 33,393ha   | 41,674ha    |
| (2)-2明渠排水路の整備延長             | 181,136m   | 183,697m   | 190,847m    |
| (3)多面的機能支払交付金事業（※2）の対象農用地面積 | 18,680ha   | 18,680ha   | 18,680ha    |

（※1）町内の農地面積に占める認定農業者など担い手農家が利用権を有する農地の割合

（※2）地域共同で行う農村環境を保全する活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支える事業

## 関連する個別計画

- 音更農業振興地域整備計画
- 市町村家畜排せつ物利用促進計画
- 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画
- 音更町田園環境整備マスタープラン

# 3 林業



## 現状と課題

- ◆本町の森林面積は、2018（平成30）年度末現在、町全体面積の約25%となる11,669haで、このうち人工林は4,979haとなっており、そのほとんどはカラマツで占められています。
- ◆森林には、生物多様性の保全、水源のかん養、土砂崩れや地球温暖化の防止に加え、景観や森林浴など多面的な機能があり、森林資源の適切な管理・保全などの森林吸収源対策を推進するため、2019（令和元）年度に森林環境譲与税が創設されました。
- ◆林業には、木材の安定供給、雇用の創出など、様々なニーズへの対応が求められています。
- ◆町有林のうち、カラマツ人工林はその9割が資源の利用期である間伐及び主伐期に達しています。
- ◆本町の森林所有者は10ha未満の小規模所有が多く、採算性の問題から脆弱な経営基盤となっており、間伐などの保育や伐採後の植栽が手控えられる傾向にあります。今後も引き続き、木材のトレーサビリティを確保し、伐採放棄地を出さないなど持続的な森林管理を行いながら、ヒト・モノ・カネの地域内循環を確立するため、森林管理水準の改善を行い、森林の多面的機能を強化していくことが求められています。

## 目指す方向

- 木材の新たな需要の掘り起こしを進めるとともに、森林の持つ公益的機能を更に高め、持続可能な循環型社会を目指して計画的な造林、保育管理及び森林環境譲与税を活用した私有林の森林整備を推進し、認証材の利活用を図ります。

## 施策と内容

|  |
|--|
| <b>(1)育林の推進</b>  |
| ①森林の健全育成を図るため、各種事業の導入により除間伐などを進めます。<br>②健全で活力ある森林を目指し、多様な樹種の植栽や育林を進めます。<br>③林野火災から森林を守るため、啓発と防火体制の整備を進めます。<br>④森林環境譲与税を活用し、更なる森林管理を進めます。 |
| <b>(2)施業体制の充実</b>  |
| ①林業の担い手である森林組合との連携に努めます。<br>②施業に合わせ、林道の整備と維持管理に努めます。   |
| <b>(3)森林の新たな活用</b>   |
| ①間伐材などの用途拡大のため、新たな需要の掘り起こしを進めます。<br>②森林を憩いの場、緑の大切さの啓発の場として活用します。<br>③認証材の普及・推進を図ります。<br>④乳幼児検診時に森の輪を贈呈し、森や木に親しみを持ってもらうように努めます。           |

## 目標指標

| 目標指標名         | 当初数値<br>【R1年度】       | 中間数値<br>【R6年度】       | 目標数値<br>【R12年度】      |
|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| (1)植栽面積（町有林）  | 24.7ha               | 27.0ha               | 30.0ha               |
| (2)共済加入者数（※1） | 6人                   | 8人                   | 10人                  |
| (3)認証材の出荷量    | 14,800m <sup>3</sup> | 16,000m <sup>3</sup> | 18,000m <sup>3</sup> |

（※1）町内で林業に従事し、共済制度に加入している人数

## 関連する個別計画

- 音更町森林整備計画

## 4 商業



### 現状と課題

- ◆本町の商業は、消費動向の多様化などにより、木野地域への大型商業施設の進出が進む一方、それ以外の地域では、買物客の減少が見受けられます。また、商圈の拡大や通信販売の増加が地域の商業経営に与える影響も懸念されます。
- ◆商業は、活気に満ちた快適なまちづくりを進めるうえで重要な役割を担っていますが、地域の小規模商業者が多様化する消費ニーズに個別に対応することは難しいことから、商業者相互や関係機関との連携、協力の下、商業団体の基盤強化を図り、各種事業を進めていくことが必要です。また、地域に根ざした商店は、地域コミュニティの拠点となりうる潜在的な力を持っていることから、大型店との差別化を図り、各地域の実情にあった商品やサービスを提供する店づくりが求められています。
- ◆少子高齢化・人口減少が進展する中で、中小零細企業において人手不足や経営者の高齢化・後継者不在が課題となっています。廃業による地域の衰退を防ぎ、地域資源や技術などの経営資源を次世代へ引き継ぎ、企業の持続的な成長につなげていくためには、事業承継への早期・計画的な取組や、生産性の向上、多様な人材の労働参加を図ることが必要となってきます。
- ◆消費者ニーズや高度情報社会に対応するため、キャッシュレス化の推進を図るとともに、大規模災害などに対応するためBCP※を策定するなど、経営の安定と持続化が求められています。

※BCP（Business Continuity Plan）：災害などの緊急事態が発生したときに損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための事業継続計画。

### 目指す方向

- 商工会が行う経営指導などを通じ、商業者の経営の近代化や安定化を図るとともに、商業者の活性化に寄与する取組を推進します。
- 地域コミュニティの場としての役割を果たし、少子高齢化や多様化する消費ニーズに対応していくため、各地域の実情にあった商品サービスを提供する店づくりを支援します。
- 地域経済を支えている中小零細企業の事業の安定と継続、世代交代による経営の活性化を図ります。

## 施策と内容

|   |                |
|---|----------------|
| <b>(1)商業の振興に向けた支援</b>   |                |
| ①商業活動の活性化を促進するため、商工会をはじめとする組織の活動を支援します。<br>②事業者の振興につながる企画やイベントを支援します。<br>③事業者の活性化を図るため、空き店舗対策などを進めます。 |                |
| <b>(2)事業者の経営安定に向けた支援</b>  | <b>【総合戦略1】</b> |
| ①事業者の自主的な取組や活動を支援します。<br>②地域経済の持続的な発展を図るため、事業承継を支援します。  |                |

## 目標指標

| 目標指標名                      | 当初数値<br>【R1年度】 | 中間数値<br>【R6年度】 | 目標数値<br>【R12年度】 |
|----------------------------|----------------|----------------|-----------------|
| (1)「中心市街地のにぎわいづくり」の満足度（※1） | 68.6%          | 71.8%          | 75.0%           |
| (2)音更町商工会の会員数              | 620人           | 624人           | 628人            |

※満足度は、まちづくり町民アンケートで「満足、やや満足、普通」と回答した割合（以下、同様）。

## 5 工業、企業誘致



### 現状と課題

- ◆本町の工業は、3か所の工業団地を中心に乳製品や農畜産物加工など、主として地域資源を活用した企業が立地しています。
- ◆既存工業を育成・支援するためには、農商工観や産学官の連携により、新事業の創出や地域資源を活かした地域ブランドの確立が重要であり、そのための組織への支援が必要です。
- ◆2000（平成12）年に分譲を開始したI C工業団地は、2019（令和元）年度末現在34社の企業が立地して分譲率が9割を超えており、その他2地区の工業団地もほぼ未利用がない状況ですが、持続的な地域経済の活性化を図り、定住人口と雇用の場を確保していくため、引き続き企業誘致を積極的に推進するとともに、新たな工業団地開発の可能性を検討しています。
- ◆高速道路網の整備が進み、道央圏との交通アクセスの良さに加え、釧路・網走方面と道央圏との中継点としての重要性が高まっていることから、本町の立地の優位性を積極的にPRしていくことが必要です。
- ◆情報通信技術の発展により、感染症対策や働き方改革の一環としてテレワークに取り組む企業の増加が予想されます。空き建物の有効活用や関係人口の増加にも寄与することから、こうした企業に対する誘致や支援活動について検討する必要があります。

### 目指す方向

- 地域活力を増進するため、地域資源を活用して地域ブランドの確立を目指す組織を支援します。
- 雇用の場を確保するため、本町の有する立地の優位性を活かした企業誘致を推進し、新たな工業団地開発に取り組みます。

## 施策と内容

|  |                 |
|--|-----------------|
| <b>(1)工業の育成、支援</b>   |                 |
| ①地域資源を活用して地域ブランドの確立を目指す組織を支援します。<br>②工業振興に結び付く、地域資源の見直しや活用方策を検討するほか研究開発を支援します。                           |                 |
| <b>(2)新たな工業団地開発と企業誘致</b>   | <b>【総合戦略 1】</b> |
| ①新たな工業団地開発への取組を進めます。<br>②工業立地の優遇・奨励制度を活用し、企業の誘致に努めます。<br>③雇用の拡大が伴う企業の誘致に努めます。<br>④テレワークに取り組む企業の誘致を検討します。 |                 |

## 目標指標

| 目標指標名                 | 当初数値<br>【R1年度】 | 中間数値<br>【R6年度】 | 目標数値<br>【R12年度】 |
|-----------------------|----------------|----------------|-----------------|
| (1)「企業誘致や企業活動の支援」の満足度 | 78.1%          | 80.8%          | 83.6%           |
| (2)産業用地の土地利用률 (※1)    | 93.6%          | 94.6%          | 95.6%           |

(※1) 開進、I C、木野の3工業団地における土地利用률 (工場立地法に基づく工場適地調査)

## 6 観光



### 現状と課題

- ◆本町の観光業は、北海道遺産に認定された「モール温泉」が湧出する十勝川温泉を主要な観光資源としており、多くの経済効果が期待されている一方で、宿泊客の減少などにより観光振興に充てる財源の確保が困難になっています。
- ◆観光客入込数（交流人口）は、ガーデンスパ十勝川温泉の開業を受けた2017（平成29）年度に過去最高の154万3千人を記録したものの、経済波及効果の大きい宿泊客延数では、1996（平成8）年度の70万泊をピークに減少傾向が続いており、この間に宿泊施設が減少したという状況もあって、2018（平成30）年度には41万7千人となっています。
- ◆外国人観光客による宿泊については、2017（平成29）年度に7万8千人と過去最高となって以降は自然災害や国家間の関係悪化などにより頭打ちの状態にあります。
- ◆2020（令和2）年初頭からの感染症拡大の影響が極めて大きく、国内外に限らず観光客入込数は大幅な減少が見込まれています。
- ◆このような状況の中、「アフターコロナ」を見据えた国を挙げての取組に加え、本町でも、音更町十勝川温泉観光協会など関係団体と連携し、「十勝川温泉スタイル」安心宣言の下、誘客に取り組んでいくことが必要です。
- ◆温泉街のにぎわい創出と地域活性化を目的として、新たな集客拠点施設整備や周辺市街地再整備など官民連携の取組により誕生したガーデンスパ十勝川温泉が、2020（令和2）年7月22日に道の駅として再オープンしたほか、道東自動車道のスマートインターチェンジの設置については、国の準備段階調査地区に採択されました。これらを活用して十勝川温泉地区へのより一層の集客を図るためには、効果的な情報発信などの取組が必要です。
- ◆国が、外国人を含む観光振興による交流人口の拡大を重点施策としている中、本町でも、おもてなしの心（ホスピタリティ）を町全体で高めながら、地域資源などを活かした魅力ある滞在型観光素材の発掘や開発、地元客を含めたリピーター（ファン）づくり、新たな顧客の拡大、ワーケーションのような新しい宿泊客の受入体制などが必要です。
- ◆音更町、土幌町、上土幌町、鹿追町では、北十勝4町広域観光振興連絡協議会を設置し、広域連携による観光振興を推進しています。旅行形態の団体型から個人型への変化など顧客ニーズに対応するためには、広域連携により、それぞれの観光資源の魅力を高めていく取組が求められています。
- ◆道内7空港の一括民営化を受け、帯広市を中心に十勝一丸となって関係地区との連携を図っていくことが必要です。

## 目指す方向

- 観光協会をはじめとする関係団体と連携し、本町への観光客誘致の取組を進め、交流人口の増加を図ります。
- 北海道遺産「モール温泉」や十勝川温泉の知名度向上への取組を強化します。
- 顧客層の多様化を想定し、それぞれに対応した地域資源を活用した観光メニューや土産などの開発、効果的なイベントなどを検討します。
- 「また来たくなる温泉」、「滞在したくなる温泉」、「住みたくなる温泉」への地域イメージづくりを進めます。
- 道東自動車道にスマートインターチェンジが設置されることを見据え、道央圏からの誘客や新千歳空港からの道外客・外国人客の誘客を強化します。
- 道の駅ガーデンスパ十勝川温泉を中心とした、にぎわいのある温泉街づくりを進めるとともに、自然や農村の風景、また、花と緑を活用した景観づくりやサイクルーツリズムへの取組を進めます。
- 新たな視点で時代のニーズに即応できる人材を育成します。
- 広域連携を深化させ、それぞれの魅力や特長を組み合わせる様々な観光需要に対応できるような取組を行います。

## 施策と内容

| (1)交流人口の拡大に向けた観光振興事業の推進   | 【総合戦略2】 |
|---|---------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>①観光客の滞在日数の増加や交流を図るため、道の駅ガーデンスパ十勝川温泉を中心に非日常を感じ、歩いてみたくなるような十勝川温泉市街の環境整備を進めます。</li><li>②観光客の利便性向上のため、二次交通や地域内移動などの充実に努めます。</li><li>③モール温泉を有効に活用するため、集中管理体制の維持に努めます。</li><li>④国際化、広域化に対応した観光客受入環境整備とサービス、企画などの充実、他地域との連携による新たな広域観光ルートの形成を進めます。</li><li>⑤滞在型観光を促進するため、参加型、体験型観光メニューの充実に努めます。</li><li>⑥観光協会をはじめとする関係団体との連携強化、観光協会やDMOの育成と支援を図ります。</li><li>⑦観光協会などと連携し、集客効果の高い観光イベントを実施するほか、サイクルーツリズムの推進に努めます。</li></ul> |         |
| (2)音更の魅力の活用、PR  |         |
| <ul style="list-style-type: none"><li>①モール温泉や食をはじめとする音更町の魅力を発信するほか、観光客が必要とする情報をよりの確、迅速に発信する取組を進めます。</li><li>②より魅力ある観光地づくりを推進するため、環境整備、食、企画などに積極的に地域資源を活用します。</li><li>③音更町の魅力を、再訪したくなる要素としていかせるように、地域資源を活用した土産、特産品ニーズの把握、商品開発支援などの取組を推進します。</li><li>④商工会と連携して、音更メロディーライン沿線の景観や食、地域資源との融合により、新たな魅力発信を進めます。</li></ul>  |         |

## 目標指標

| 目標指標名                   | 当初数値<br>【R1年度】 | 中間数値<br>【R6年度】 | 目標数値<br>【R12年度】 |
|-------------------------|----------------|----------------|-----------------|
| (1)-1観光入込客数 (※1)        | 1,419千人        | 1,450千人        | 1,500千人         |
| (1)-2宿泊客延数 (※2)         | 415千人          | 430千人          | 450千人           |
| (2)観光協会Webサイトアクセス数 (※3) | 691千件          | 850千件          | 1,000千件         |

(※1) 全国観光統計基準及び北海道観光入込客数調査要領に基づき報告する観光入込客数 (年間)

(※2) 同上報告における宿泊客延数 (年間)

(※3) 観光協会Webサイトへの閲覧アクセス数 (ページビュー数) の合計 (年間)

## 関連する個別計画

- 十勝川温泉観光開発計画

## 7 産業連携



### 現状と課題

- ◆農商工連携や農林漁業の6次産業化などの取組が全国的に進められていますが、本町でも、国の補助金や音更町産業振興支援補助金などを活用した地場産農畜産物の加工などのための施設整備や高付加価値化に向けた新商品の開発などの取組が増え、地域経済の活性化や雇用の拡大につながることが期待されています。
- ◆今後も産業間相互の連携により新たな商品開発などの事業創出が進むように支援するとともに、観光を含めた農商工観連携などの取組を積極的に推進することが必要です。
- ◆本町の地場産品の宣伝普及及び販売などを目的として、1991（平成3）年度に「音更町特産センター（道の駅おとふけ：道の駅登録は1996（平成8）年度）」をオープンしましたが、施設の老朽化や駐車場などのスペースが手狭であることなどから、道東自動車道音更帯広ICの南側に移転することとし、町の魅力を伝え、町内外の様々な人たちの交流促進を図るための新たな施設として、2022（令和4）年度の開業に向け整備を進めています。また、2020（令和2）年7月、ガーデンスパ十勝川温泉が町内2駅目の道の駅として登録されたことから、2つの道の駅間の連携を図りながら、十勝・音更町の魅力を効果的に発信していくことが必要です。
- ◆町では、2016（平成28）年度に「音更町第2次食育・地産地消促進計画」を策定し、町や両農協、商工会、観光協会で構成する音更町食のモデル地域実行協議会を中心として、地産地消や食育を推進していますが、全国的には消費されずに廃棄される「食品ロス」や「エシカル消費※」が注目されており、廃棄食品・食材の削減に向けた普及・啓発が必要です。

※エシカル消費：人と社会、地球環境、地域のことを考慮して作られた商品・サービスを購入、消費すること。

### 目指す方向

- 農商工観など多様な主体の連携で、相互の経営資源を活用する取組の支援を行います。
- 新たな道の駅の開業にあたり、地場産品を活用したメニューの提供や特産品の開発を進めます。
- 2つの道の駅が相乗効果をもたらすよう、情報発信や連携した取組を進めます。

## 施策と内容

| (1)農商工親連携の推進  | 【総合戦略1】 【総合戦略2】 |
|---|-----------------|
| ①新事業の創出を目的とした異業種間の交流や連携を進めます。<br>②農畜産物の高付加価値化を目指し、産学官との連携による研究を進めます。<br>③音更の特性や強みを活かした、音更ならではのグリーンツーリズムを進めます。<br>④農業と観光の異業種連携強化による新たな観光素材の発掘や地域ブランド確立に向けた商品化を進めます。<br>⑤「地産地消」や「食育」の視点から、関連する取組を進めます<br>⑥新たな道の駅の開業に伴い、農畜産物や地場産品などの販売及び音更の食、農業をPRする機会を増やします。<br>⑦2つの道の駅が相乗効果をもたらすよう、連携した情報発信などの取組を進めます。 |                 |

## 目標指標

| 目標指標名                                       | 当初数値<br>【R1年度】 | 中間数値<br>【R6年度】         | 目標数値<br>【R12年度】        |
|---|----------------|------------------------|------------------------|
| (1)-1①魅力発信エリア（※1）及び②道の駅ガーデンスパ十勝川温泉の来場者数（年間） | —              | ①700,840人<br>②200,000人 | ①700,840人<br>②200,000人 |
| (1)-2新たな特産品などの研究開発支援数（※2）                   | 23件            | 38件                    | 56件                    |

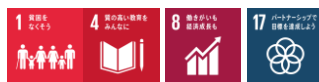
（※1）魅力発信エリアとは、2022（令和4）年度にオープンする新たな道の駅を含むエリア

（※2）産業振興支援補助金などの助成件数（累計）

## 関連する個別計画

- 音更町食育・地産地消促進計画

## 8 勤労者の保護



### 現状と課題

- ◆求人企業などと求職者、それぞれの求める業種・職種にミスマッチがあり、人手不足感と仕事不足感が並存しています。
- ◆人口減少、少子高齢化が進んでいく中で、人口、経済など地域の急激な縮小を防ぐためには多様な働き手(女性、高齢者、外国人労働者など)の労働参加が必要です。
- ◆豊かな生活、ワーク・ライフ・バランスの実現のためには「働き方改革」の推進が必要です。

### 目指す方向

- 勤労者福祉制度と労働相談体制の維持に努め、就労を望む誰もが働きがいを持って、安心して働き続けられるよう、多様な働き方の周知啓発をします。
- 町内企業と新規学卒者をつなぐ取組を商工会などと連携して推進します。

### 施策と内容

|  |                 |
|--|-----------------|
| <b>(1)勤労者の環境向上の支援</b>  |                 |
| ①勤労者福祉に関する各種制度の加入促進と助成の充実を図ります。<br>②勤労者の生活と労働環境を向上させるため、労働相談業務を進めるとともに、多様な働き方の周知啓発に努めます。   |                 |
| <b>(2)就業、雇用の支援</b>   | <b>【総合戦略 1】</b> |
| ①勤労者が労働に関する知識や技術を向上できるよう、機会の提供に努めます。<br>②各種制度資金などの活用を推進し、雇用機会の拡大に努めます。<br>③季節労働者の通年雇用を促進します。<br>④町内企業と新規学卒者をつなぐ取組を商工会などと連携して推進します。 |                 |

### 目標指標

| 目標指標名                | 当初数値<br>【R1年度】 | 中間数値<br>【R6年度】 | 目標数値<br>【R12年度】 |
|----------------------|----------------|----------------|-----------------|
| (1)とち勤労者共済センター加入事業所数 | 91事業所          | 95事業所          | 100事業所          |
| (2)通年雇用化数 (※1)       | 129人           | 170人           | 220人            |

(※1) 人材バンク登録者における音更町の季節労働者のうち通年雇用者となった人数 (累計)

# 第2章 都市と自然が共生する持続可能な住みたいまち

## 1 環境保全



### 現状と課題

- ◆環境問題は、不法投棄や公害など地域的なものから地球環境問題まで広範に及び、その原因のほとんどは経済活動に起因しています。
- ◆本町では、現在、大気汚染、水質汚濁など、大きな公害や環境に影響を及ぼすことは起きていませんが、今後も引き続き、自然環境の保全やその取組に対する意識を高めていく必要があります。
- ◆2003（平成15）年度に「音更町住みよい生活環境づくり条例」を制定したほか、2007（平成19）年度に「地球温暖化対策実行計画」を策定し、持続可能なまちづくりを目指して、2013（平成25）年度から目標年度の2022（令和4）年度までに、22%の温室効果ガスを削減する目標を定め、取り組んでいます。
- ◆再生可能エネルギーに関しては、住宅用太陽光発電システムの設置費用に対して助成を行っているほか、地域会館や学校などへの太陽光発電システムや地中熱を利用したヒートポンプなどの導入を行っています。
- ◆省エネルギーについては、町内会で設置したLED防犯灯の新設及び更新に対して補助しており、これまで順調に推移しています。

### 目指す方向

- 町民の環境問題全般への意識の向上を図り、本町の豊かな自然環境を保全し、安全で快適に暮らせるきれいなまちづくりの推進と住みよい生活環境の実現を目指します。
- 地球温暖化対策を推進するため、公共施設などでの「地球温暖化対策実行計画」による取組を進めます。
- 町民、事業者、行政が連携協力して再生可能エネルギーの活用を図り、農業、観光をはじめとする本町産業の発展と環境に優しい持続可能な地域社会の構築を目指します。
- 太陽光などの再生可能エネルギーは、国の支援制度などの状況を踏まえながら推進します。

## 施策と内容

|  |                |
|--|----------------|
| <b>(1)環境の保全に向けた啓発と取組</b>   |                |
| ①環境保全への意識を高めるため、啓発活動を進めます。<br>②自然環境や生態系に配慮した公共事業を進めます。<br>③森林や河川などの自然環境の保全と再生に努めます。<br>④鳥獣保護区を中心に、野生鳥獣の保護に努めます。<br>⑤公害を未然に防ぐため、監視指導や環境調査の強化、改善指導に努めます。 |                |
| <b>(2)循環型社会づくりの推進</b>  | <b>【総合戦略4】</b> |
| ①地球温暖化対策の取組を進め、公共施設などから排出される温室効果ガスの削減に努めるとともに、町民の意識の高揚を図ります。<br>②太陽光、バイオマスなどの再生可能エネルギーの利用を進めます。  |                |
| <b>(3)町民主体の環境保全、環境美化活動の促進</b>  |                |
| ①パネル展やホームページ、広報紙などで様々情報を提供し、家庭で取り組めるエコ活動を促進します。<br>②団体、グループなどによる環境美化活動などを支援します。  |                |

## 目標指標

| 目標指標名                         | 当初数値<br>【R1年度】 | 中間数値<br>【R6年度】 | 目標数値<br>【R12年度】 |
|-------------------------------|----------------|----------------|-----------------|
| (1)「自然環境の保全」の満足度              | 85.8%          | 86.3%          | 86.9%           |
| (2)温室効果ガスの排出量（※1）             | 8,025 t        | 7,630 t        | 6,161 t         |
| (3)環境行動への啓発活動及び環境行事の実施事業数（※2） | 14件            | 15件            | 16件             |

（※1）町の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量（年間、二酸化炭素換算排出量）

（※2）おとふけ環境週間などにおける取組事業数

## 関連する個別計画

●音更町地球温暖化対策実行計画

●音更町地域新エネルギービジョン

## 2 景観



### 現状と課題

- ◆本町には、音更川の河岸段丘、オサルシナイ丘陵、耕地防風林、十勝牧場内の自然空間など、美しい自然景観があり、「景観づくり基本計画」などにに基づき、豊かな自然を未来にわたって保全し、緑豊かなまちづくりを進めるため、自然の保全や公共施設案内看板の統一、地域の緑化、景観に配慮した都市整備などに取り組んできました。
- ◆市街地にも多くの「緑」がありますが、一部では緑化が不足しており、身近な生活の場にも自然の潤いを感じられるような景観づくりを進めていくことに加えて、国の「景観法」や北海道の「北海道景観計画」などを踏まえ、景観に対する町民の理解や意識を高めていくことが必要です。特に、市街地の幹線道路沿道では、大型広告物の色彩などの景観に与える影響が大きいことから、事業者などとも連携して優れた景観づくりに取り組んでいくことが必要です。
- ◆町内会単位での道路の植樹帯や植樹ます、公園など地域内の公共的空間に花きの植栽を行う活動は、継続的な取組として定着していますが、町内会会員の高齢化が進んでいることから、今後、取組の縮小や取りやめなどが懸念されます。
- ◆農業や農村地域が持つ多面的な機能のうち景観形成機能は、農業が営まれ地域の資源が適切に管理されることで発揮されますが、農業者の高齢化や後継者不足による農家人口の減少と担い手農家への負担増により、景観への影響が懸念されます。

### 目指す方向

- 「景観づくり基本計画」などにに基づき、景観の重要性の認識を高めるとともに、町民との協働により町内の優れた景観を保全し、自然との調和や心安らぐ美しい景観に配慮したまちづくりを進めます。

### 施策と内容

|   |
|---|
| (1)景観に対する意識の向上  |
| ①景観の重要性を周知し、景観づくりを行う組織の育成や活動を促進します。   |
| (2)景観に配慮したまちづくりの推進  |
| ①景観法の周知により、景観に配慮した公共事業を進めます。<br>②沿道景観づくりのため、主要な道路の緑化、景観に配慮した大型広告物への指導、助言に努めます。  |
| (3)地域の特性を活かした景観の形成、保護   |
| ①農村地域の利用できなくなった教員住宅などを解体し、地域景観を保全します。<br>②適正に管理されていない農家廃屋については、所有者や地域との話し合いにより撤去されるよう努めます。<br>③景観緑肥の作付け支援、耕地防風林の保全、農地周りの草刈りや農村施設への花壇造成などにより、農村地域の景観形成に努めます。 |

## 目標指標

| 目標指標名                         | 当初数値<br>【R1年度】 | 中間数値<br>【R6年度】 | 目標数値<br>【R12年度】 |
|-------------------------------|----------------|----------------|-----------------|
| (1)「地域緑化事業」の申請件数（※1）          | 47件            | 49件            | 51件             |
| (2)景観づくりに係る事業件数（※2）           | 6件             | 5件             | 5件              |
| (3)-1緑肥ひまわりの作付面積（※3）          | 1,070a         | 2,000a         | 3,000a          |
| (3)-2多面的機能支払交付金事業の対象農用地面積（※4） | 18,680ha       | 18,680ha       | 18,680ha        |

（※1）町内会などの組織で行う「潤いと思いやりの地域づくり事業」における地域緑化事業（花きの植栽など）の補助金申請件数（年間）

（※2）一定規模を超える建築物などの新築等の行為に対する北海道からの「景観」に関する意見照会への回答数

（※3）農業との連携による観光地づくりとして取り組んでいる緑肥ひまわりの作付面積

（※4）地域共同で行う農村環境を保全する活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支える事業

## 関連する個別計画

●音更町緑の基本計画

●音更町景観づくり基本計画

●音更町公共施設等総合管理計画

### 3 ごみ・し尿収集処理



#### 現状と課題

- ◆本町のごみの収集は、「ごみ処理基本計画」と「分別収集計画」などに基づいて運営されており、全町同一の分別収集体制で分別の細分化や減量化と資源リサイクルを進めていますが、環境負荷の軽減を図り、持続可能な生産消費形態を確保するためには、より一層の分別の徹底と適切な排出方法の啓発、指導が必要です。
- ◆2007（平成19）年度から導入したカラス対策用ごみ袋や2020（令和2）年度から導入したごみ分別アプリケーションは、一定の成果がありました。その効果を高めるためには、引き続き排出ルールやマナーの啓発が必要です。
- ◆し尿処理は、非水洗化世帯が減少していく中、現在許可している業者のサービスが低下しないように単価の見直しを行っています。
- ◆ごみとし尿については、十勝圏複合事務組合で共同処理しています。
- ◆地震などの自然災害や感染症対策などを踏まえ、災害発生後の町民の生活環境を守るため、2020（令和2）年度に災害廃棄物処理計画を策定しました。

#### 目指す方向

- ごみの減量化や資源リサイクルを推進し、再資源化に努めます。
- ごみの分別・排出ルールやマナーについて引き続き啓発し、快適な生活環境づくりを進めます。

#### 施策と内容

|                    |   |
|--------------------|---|
| <b>(1)ごみ・し尿の収集</b> |   |
| ①                  | ごみ収集を適切に行うため、収集方法や収集体制の改善に努めます。                     |
| ②                  | ごみの減量化や資源リサイクルを推進するため、ごみの分別・排出方法のきめ細かな周知や啓発活動を進めます。 |
| ③                  | 高齢化の進行などに対応するため、きめ細やかで効率的なごみ収集体制について検討します。          |
| ④                  | し尿の収集量の減少により収集サービスの低下を招かないように、対策に努めます。              |
| ⑤                  | 食品ロスを削減していくための効果的な方法を検討します。                         |
| <b>(2)ごみ・し尿の処理</b> |   |
| ①                  | 関係自治体とともに、ごみ・し尿の適正処理を進めます。                          |
| ②                  | 十勝圏複合事務組合で進めている新中間処理施設整備に構成市町村として取り組みます。            |

#### 目標指標

| 目標指標名                 | 当初数値【R1年度】 | 中間数値【R6年度】 | 目標数値【R12年度】 |
|-----------------------|------------|------------|-------------|
| (1)-1町民1人当たりごみ排出量（年間） | 271kg      | 257kg      | 242kg       |
| (1)-2リサイクル率（※1）       | 26.7%      | 28.0%      | 29.7%       |
| (2)-1可燃及び不燃ごみ処理量（※2）  | 6,632 t    | 6,599 t    | 6,559 t     |
| (2)-2資源ごみ処理量（※3）      | 1,944 t    | 1,895 t    | 1,838 t     |

- (※1) 一般廃棄物全体に占めるリサイクルされた廃棄物の割合
- (※2) くりりんセンターにおける可燃及び不燃ごみ処理量（家庭ごみ）
- (※3) 十勝リサイクルプラザにおける資源ごみ処理量

## 関連する個別計画

- 音更町ごみ処理基本計画
- 音更町分別収集計画
- 音更町災害廃棄物処理計画

## 4 公共交通



### 現状と課題

- ◆本町は、2017（平成29）年度に「地域公共交通網形成計画」を策定し、この計画に基づいた取組を進めてきました。
- ◆町内における交通手段を確保するため、市街地を循環するコミュニティバスの運行や、農村部ではスクールバスの混乗利用を行ってきました。2019（令和元）年度からは、農村部と市街地を結ぶ農村地域予約制乗合タクシーの本運行を開始しており、課題であった町内における公共交通の空白地域が解消されました。
- ◆コミュニティバスは、これまでもノンステップバスの導入や運行時刻及び路線の一部変更など、より使いやすくなるよう改善を行っていますが、乗車時間の長さや便数の少なさといった課題があります。乗合タクシーも含めて、更なる利便性の向上を図ることが必要です。
- ◆生活路線バスは、自家用車の普及に加え、少子化による利用者の減少という課題に直面しており、赤字路線は、国、北海道、町などが運行経費の一部を助成することによって路線が維持されていますが、町の負担は増加傾向が続いていることから、今後も沿線自治体や民間事業者と協力し、利便性の向上などを通じた利用者の増加を図っていくことが必要です。
- ◆今後の北海道横断自動車道の延長に伴い、本町は道内主要都市と帯広圏を結ぶ道路交通の要衝となることが見込まれます。都市間を結ぶ公共交通機関である高速バスの更なる利便性向上のため、交通結節点の設置などの環境整備が求められています。
- ◆大量輸送機関である鉄道は根室線の富良野・新得間が2016（平成28）年に「単独では維持困難な線区」の対象となるなど、今後の鉄道網の維持が課題となっています。
- ◆とち帯広空港は、道内7空港の一括民営化により、観光、ビジネスでの更なる利便性向上が期待されます。
- ◆今後の公共交通機関の利用にあたっては、環境問題などに配慮し、利用者の自発的な公共交通機関などへの転換を促す取組（モビリティ・マネジメント）を推進することも重要となっています。

### 目指す方向

- 町民の交通手段の確保を図るため、公共交通の維持と利便性の向上に努めます。
- 高齢者をはじめ車を持たない人が身近な交通機関を利用して外出できるまちづくりを進めます。
- 広域の公共交通については、その維持・利便性の向上を関係機関に要請していきます。

## 施策と内容

|  |         |
|--|---------|
| (1)コミュニティバスと農村地域予約制乗合タクシーの利便性向上  | 【総合戦略4】 |
| ①コミュニティバスの利便性向上に努めます。<br>②農村地域予約制乗合タクシーの利便性向上に努めます。  |         |
| (2)地域生活バス路線の確保   |         |
| ①地域生活バス路線の確保に努めます。<br>②ICTの発達を踏まえたモビリティ・マネジメントの取組を検討します。   |         |
| (3)鉄道・航空・高速バスなどの利便性向上  |         |
| ①持続可能な鉄道網の確立を関係機関へ要請します。<br>②とちぎ帯広空港の機能強化を関係機関へ要請します。<br>③高速バスの利便性向上につながる環境を整備します。<br>④スクールバスの混乗利用を引き続き進めます。 |         |

## 目標指標

| 目標指標名                         | 当初数値<br>【R1年度】 | 中間数値<br>【R6年度】 | 目標数値<br>【R12年度】 |
|-------------------------------|----------------|----------------|-----------------|
| (1)-1「コミュニティバスの利用のしやすさ」の満足度   | 66.7%          | 70.0%          | 73.0%           |
| (1)-2「乗合タクシーの利用のしやすさ」の満足度（※1） | 92.0%（R2）      | 93.0%          | 94.0%           |
| (2)地域生活バス路線数（※2）              | 16路線           | 16路線           | 16路線            |
| (3)-1都市間高速バス路線数（※3）           | 4路線            | 5路線            | 5路線             |
| (3)-2農村部におけるスクールバス混乗利用者数（※4）  | 1,583人         | 1,600人         | 1,600人          |

（※1）農村地域予約制乗合タクシー利用者へのアンケート調査による満足度

（※2）町内の地域生活バス路線数（十勝バス、拓殖バスのバス路線数の合計）

（※3）町内を運行する都市間高速バスの路線数

（※4）農村部におけるスクールバス混乗利用者延べ人数（年間）

## 関連する個別計画

- 音更町地域公共交通網形成計画

## 5 情報通信



### 現状と課題

- ◆町民生活の利便性向上に加えて、産業の振興や企業誘致、教育環境の向上、感染症対策など、まちの持続的な発展のためには、情報通信環境の整備が重要です。
- ◆本町の情報通信環境は、市街地では民間事業者による基盤整備が進み、光ファイバーによる高速通信が可能となっていますが、農村部では、2011（平成23）年度に町が実施した農村地域情報通信基盤整備事業により、ADSL並みの通信は可能となっているものの、通信速度の遅さや接続不良といった課題があります。
- ◆国は、AIやIoT、ロボットなどの未来技術により課題を克服し、持続可能な地域社会をつくる「Society5.0」の推進を掲げていますが、その基盤として光ファイバーの整備が必要です。また、第5世代移動通信システム（5G）の供用が東京圏や札幌市の一部などの都市部で開始されていますが、現状よりも多くの基地局の整備が必要であり、地方における供用開始には整備費用をはじめとて多くの課題があります。
- ◆本町では庁舎内、庁舎外出先部署、保育園、小中学校、音更消防署をLANで結び、財務会計をはじめとした各種業務システムを取り入れ、情報の共有化、行政事務処理の高度化、効率化を進めています。コンピュータ機器の運用期間やメーカーのサポート期間に限りがあることから、更新時には、より長期的な視点で維持管理面を考慮しコスト削減を図ることが必要となっています。

### 目指す方向

- 「Society5.0」時代に対応できる情報通信環境の整備に努めます。
- 行政事務の効率化や住民サービスの向上を図るため、より一層の情報通信技術の活用を進めます。
- 業務のシステム化やクラウド化を含めた効率化や、長期的視点に立った維持管理コストの低減を図ります。

### 施策と内容

|  |                |
|--|----------------|
| (1)情報通信環境の向上   | <b>【総合戦略4】</b> |
| ①民間事業者と連携・協力し、情報通信環境の整備に努めます。                        |                |
| (2)情報通信基盤の活用   |                |
| ①事務の改善、迅速化を図るため、ネットワーク基盤を充実させるとともに業務システムのクラウド化を進めます。 |                |
| ②町の広報の一環として、地域の情報通信メディアを活用するとともにその他の媒体による情報提供を検討します。 |                |

## 目標指標

| 目標指標名                    | 当初数値<br>【R1年度】 | 中間数値<br>【R6年度】 | 目標数値<br>【R12年度】 |
|--------------------------|----------------|----------------|-----------------|
| (1)光ファイバー整備率（世帯カバー率）（※1） | 94.5%          | 100.0%         | 100.0%          |
| (2)地域FMラジオ局などの活用（※2）     | 12回            | 18回            | 24回             |

（※1） 町内でF T T H（光ファイバーを住宅などに直接引き込む通信方式）が利用可能な世帯の割合

（※2） 地域FMラジオ局などでの町内イベントなどの周知回数

## 6 防災、消防



### 現状と課題

- ◆本町は、災害時に備え「地域防災計画」を策定し、全町的に指定緊急避難場所43か所と指定避難所35か所を指定しているほか、十勝川温泉旅館組合、建設業関連団体などと災害時の協力に関する協定を締結しています。
- ◆防災倉庫などに避難所用食料・生活必需品や資器材の計画的な整備を進めていますが、今後も、避難所としての民間施設の活用などのほか、避難所生活における高齢者、障がい者、妊産婦などへの配慮や感染症対策などを考えていくことが必要です。
- ◆避難行動要支援者名簿登録者数は、2019（令和元）年度末現在3,799人で、そのうち避難所まで自らの力で移動することが困難な人は741人となっており、今後も支援が必要な人の把握と情報の活用手法などについて検討が必要です。
- ◆自主防災組織は、組織率が町内全世帯数の78.9%にとどまっているため、出前防災講座や広報活動などを通じて防災意識を高めるとともに、他の事例も参考にしながら、組織率を向上させることが必要です。
- ◆近年、全国で災害が頻発し、甚大な被害が発生しています。大規模災害から町民の生命と財産を守り、本町の持続可能なまちづくりを実現するためには、国土強靱化の取組が必要です。
- ◆常備消防である音更消防署は、2016（平成28）年4月からの十勝圏における消防広域化以降、指令業務の一元化により直近署所からの出動体制を構築していますが、今後も消防広域化のスケールメリットを生かした必要な消防力、効率的な組織運営を継続することが必要です。
- ◆非常備消防である音更町消防団（1本部、8分団、団員159名）は、地域防災力の要として訓練や研修を通じて知識技能の向上に努めていますが、今後も様々な災害に対応できるよう、常備消防や自主防災組織などと連携した活動をすることが求められています。
- ◆2017（平成29）年度に「耐震改修促進計画」を改訂し、住宅及び多くの人が利用する建築物の耐震化率を95%以上とする目標を立て、様々な助成制度を設けていますが、利用が低調であることから、助成制度の周知を更に進め、建築物の耐震化を促進することが必要です。

### 目指す方向

- 町民生活を災害から守るため、防災に対する町民意識を高めるとともに、「国土強靱化地域計画」に基づいた取組と自主防災組織の充実強化などを進め、安全・安心な生活を営むことができるよう、大規模災害や感染症などにも対応した災害に強いまちを目指します。
- 消防・救急体制の充実強化を図り、町民の生命、財産を守ります。
- 支援が必要な人の情報を的確に把握し、町内会や自主防災組織などとの情報共有・活用を図ります。
- 建築物の耐震化を促進し、震災に強いまちを目指します。

## 施策と内容

| (1)防災対策の充実   | 【総合戦略4】 |
|--|---------|
| ①災害に対する備えや防災意識の向上を図るため、「地域防災計画」や防災情報などを周知します。<br>②携帯電話や戸別受信機などにより、災害時の緊急連絡情報を円滑に伝えます。<br>③災害時における体制整備を図るため、民間や関連団体などとの連携や協力体制の充実に努めます。<br>④感染症対策や避難所の生活環境にも配慮し、民間施設も含め多様な避難場所の確保に努めるほか、災害物資や防災救助品を計画的に整備します。<br>⑤自主的な防災活動を全町に普及させるため、自主防災組織などの育成、活動支援に努めるとともに、避難行動要支援者の把握と情報の活用を進めます。<br>⑥国土強靱化地域計画に基づいた防災・減災などの取組を進めます。<br>⑦武力攻撃事態などから町民を保護する「国民保護計画」の周知や体制の整備を図ります。<br>⑧木造住宅の耐震化を進めるため、耐震診断や耐震改修費に対する助成や無料簡易耐震診断を実施します。<br>⑨大規模建築物の耐震化を進めるため、耐震診断、耐震改修設計、耐震改修に対し助成します。 |         |
| (2)消防・救急体制の充実  |         |
| ①消防車両の計画的な更新に努めます。<br>②消防水利の計画的な整備、更新に努めます。<br>③広域的な出動、応援体制と活動の促進に努めます。<br>④消防力の充実強化のため、消防職員の計画的な確保と資質の向上を図ります。<br>⑤救急救助体制を充実させるため、救急救命士の確保や救急車両などの整備に努めます。  |         |
| (3)火災予防の充実   |         |
| ①宿泊施設、店舗、病院などの予防査察を強化し、法令遵守の徹底を図ります。<br>②防火・消防クラブなど地域住民による防火組織の育成、活動を支援します。<br>③消防団、防火安全協会と連携し、火災予防啓発に努めます。<br>④住宅用火災警報器や防災製品の普及・設置を促進し、町民の防火意識の高揚を図ります。   |         |
| (4)消防団の活性化   |         |
| ①要員動員力及び即時対応力を活かすため、消防団員の入団促進に努め、活動に必要な安全装備品の充実強化を図ります。<br>②資質を向上させるため、効率的で充実した教育訓練や研修を計画的に進めます。<br>③地域の防災力を強化するため自主防災組織などと連携を深め、防災意識の充実に努めます。<br>④消防団活動の拠点となる消防会館を計画的に整備します。  |         |

## 目標指標

| 目標指標名               | 当初数値<br>【R1年度】      | 中間数値<br>【R6年度】      | 目標数値<br>【R12年度】     |
|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| (1)-1自主防災組織の組織率（※1） | 78.9%<br>(16,100世帯) | 82.0%<br>(16,725世帯) | 85.0%<br>(17,350世帯) |
| (1)-2住宅の耐震化率（※2）    | 84.0%               | 95.0%               | 95.0%               |
| (2)-1救急救命士の資格者数（※3） | 24人                 | 24人                 | 24人                 |
| (2)-2「消防・救急体制」の満足度  | 90.0%               | 100.0%              | 100.0%              |
| (3)住宅用火災警報器の普及（※4）  | 71.3%               | 85.0%               | 90.0%               |
| (4)消防団員の確保（※5）      | 155人                | 159人                | 159人                |

- (※1) 総世帯数に対する自主防災組織結成行政区の世帯数の割合
- (※2) 住宅の総戸数に対する耐震性のある住宅の割合
- (※3) 救急救命士の資格を持つ消防職員数の維持
- (※4) 住宅用火災警報器の設置率
- (※5) 消防団員の定員数（159人）確保

## 関連する個別計画

- 音更町耐震改修促進計画
- ICT部門の業務継続のための基礎的対策計画
- 音更町防災備蓄計画
- 音更町国土強靱化地域計画
- 音更町国民保護計画
- 音更町地域防災計画
- 音更町業務継続計画

## 7 交通安全、防犯



### 現状と課題

- ◆本町での交通事故発生件数は、死傷者数とともに減少傾向にありますが、高齢者の事故の割合が高くなっています。
- ◆高齢者ドライバーの事故増加に関しては、交通安全関係団体と連携し、交通安全教室をはじめ、積極的な交通安全の啓発・啓蒙の推進が求められています。
- ◆犯罪の発生内容としては、窃盗犯が最も多いものの、発生件数は減少しており、2019（令和元）年は104件で、5年前の半分以上（2014（平成26）年224件）となっています。
- ◆町内は帯広警察署が管轄する区域で、2交番、2駐在所が配置されています。

### 目指す方向

- 交通安全への取組は、関係団体と連携し、高齢者を含め交通安全意識を高めるための啓発活動を行うとともに、交通事故を防ぐ環境づくりを進めます。
- 防犯対策は、地域ぐるみの防犯活動を促進するため、家庭、地域、関係機関・団体との連携を図ります。
- 交番体制などの充実を関係機関に働きかけます。

### 施策と内容

|  |
|--|
| <b>(1)交通安全の意識向上</b>  |
| ①交通安全意識を普及させるため、ホームページや広報紙などを活用した啓発活動を進めるとともに、保育園、学校、老人クラブなどを通じて各世代に応じた交通安全教育を進めます。<br>②一人ひとりに交通安全意識を普及させるため、交通安全関係団体と連携して交通安全運動を展開します。                  |
| <b>(2)交通事故を防ぐ環境づくり</b>   |
| ①交通事故を未然に防ぐため、信号機などの設置を関係機関に要請するとともに、危険箇所を中心に注意看板などの設置などの交通安全対策を進めます。<br>②歩行者の安全確保を図るため、歩道の設置、段差の解消、街路灯や防犯灯、通学路の整備などを進めます。<br>③高齢者ドライバーの事故減少を図る取組を検討します。 |
| <b>(3)防犯対策の推進</b>  |
| ①地域ぐるみの防犯活動を促進するため、家庭、地域、関係機関・団体との連携を深めていきます。<br>②夜間の犯罪を防ぐため、防犯灯などの整備を進めます。<br>③交番体制などの充実を関係機関に働きかけます。   |

## 目標指標

| 目標指標名               | 当初数値<br>【R1年度】 | 中間数値<br>【R6年度】 | 目標数値<br>【R12年度】 |
|---------------------|----------------|----------------|-----------------|
| (1)「交通安全への取組」の満足度   | 82.6%          | 83.1%          | 83.7%           |
| (2)交通事故死傷者数（年間）     | 72人            | 68人            | 64人             |
| (3)-1「地域での防犯対策」の満足度 | 79.7%          | 80.2%          | 80.8%           |
| (3)-2刑法犯認知件数（※1）    | 104件           | 99件            | 93件             |

（※1）警察で発生を認知した町内での事件数（年間）

## 関連する個別計画

- 音更町交通安全計画

## 8 道路



### 現状と課題

- ◆本町の道路網は、北海道横断自動車道、帯広北バイパス、国道241号と道道12路線を骨格とし、これらに接続する町道で形成されています。
- ◆2015（平成27）年3月に帯広～広尾間の高規格幹線道路の忠類大樹インターチェンジまで、2016（平成28）年3月に北海道横断自動車道の白糠インターチェンジ～阿寒インターチェンジ間が開通し、人的交流の活性化や物流の効率化などに大きく貢献しています。
- ◆高速道路ネットワークの整備、延伸は、交通利便性の向上に加え、物流の効率化、観光客の増加など多様な効果があります。十勝圏の持続的な発展のためには、北海道横断自動車道と帯広・広尾自動車道の早期完成のほか、道央圏、釧根圏、北網圏などからの交流人口や物流を増大させるため、道東自動車道の4車線化と音更帯広インターチェンジ～池田インターチェンジ間へのスマートインターチェンジ設置や、スマートインターチェンジと既存の主要幹線道路を結ぶ機能的なアクセス路の整備が求められています。
- ◆国道241号は、道東圏並びに旭川圏との連絡や北十勝の幹線道路として重要な役割を担っていますが、特に木野市街地の区間は、年間を通して通行車両が多く、交通事故が多発するほか、慢性的な渋滞が発生しています。このような現状を改善するため、現在行われている交通事故対策事業の早期完成が求められています。同時に行われる無電柱化事業は、災害時の電柱倒壊による交通障害を防ぐなどの都市防災が強化されるとともに、都市景観の向上が期待されます。
- ◆道道は、隣接する市町村を結ぶ地域の主要幹線道路であり、歩道などの交通安全施設の整備のほか、整備計画路線の早期完成が求められています。
- ◆都市計画道路の整備率は、2019（令和元）年度末現在で76.4%であり、計画的な整備が求められています。
- ◆町道舗装率は、2018（平成30）年度末現在、市街地で94.1%、農村部で53.1%、全体で63.2%であり、計画的な未舗装路線の整備や老朽化した舗装済路線の補修、再整備が求められています。
- ◆道路の整備は、地域住民の意向や交通需要、財政状況などを総合的に検証しながら進める必要があります。
- ◆急増する老朽化橋梁を保全するため「橋梁長寿命化修繕計画」に基づく計画的な維持管理が必要です。
- ◆降雪状況に合わせた適切な除雪を実施するとともに、除雪に関する情報発信を行い町民の理解を得ることが必要です。
- ◆地域の一層の安全性を確保するためには、町内会が行う道路交差点などの除排雪が重要となっています。

## 目指す方向

- 国道、道道で整備が必要な路線については積極的に要請するほか、これらに接続する町道の整備及び適切で計画的な維持管理を推進し、誰もが安全で快適に利用できる道路環境整備に努めます。
- 快適な移動環境の創造や農業、観光などの産業振興、災害時の道路交通網の確保を図るため、高速道路ネットワークの整備促進を図ります。
- 道路の除雪については、冬道の安全を確保するために降雪状況に応じた適切な除雪を行うとともに、関連する情報を分かりやすく発信し、町民の理解と協力が得られるように努めます。

## 施策と内容

|   |                |
|---|----------------|
| <b>(1)高速道路ネットワークの整備促進</b>   | <b>【総合戦略2】</b> |
| <ul style="list-style-type: none"><li>①供用区間の利用促進を図るため、PR活動に努めます。</li><li>②北海道横断自動車道の早期完成を目指し、関係機関に要請します。</li><li>③帯広・広尾自動車道の早期完成を目指し、関係機関に要請します。</li><li>④高速道路ネットワークとのアクセス強化を図るため、スマートインターチェンジや主要幹線を結ぶアクセス路の整備を関係機関に要請します。</li><li>⑤高速道路の機能強化を図るため、道東自動車道の早期4車線化を関係機関に要請します。</li></ul>  |                |
| <b>(2)国道、道道の整備促進</b>  | <b>【総合戦略4】</b> |
| <ul style="list-style-type: none"><li>①一般国道241号(音更大通)の交通事故対策事業及び無電柱化事業の早期完成を関係機関に要請します。</li><li>②沿道の現況や将来的な土地利用を見極め計画的に道道整備が進むよう、関係機関に要請します。</li></ul>  |                |
| <b>(3)町道の整備促進、維持補修</b>  |                |
| <ul style="list-style-type: none"><li>①交通ニーズを踏まえ、補助事業を活用した整備手法を検討し、農村部の道路整備を進めます。</li><li>②道路状況に応じて、市街地における住宅地内道路の再整備などを進めます。</li><li>③町民との協働による道路の安全確保に向け、道路パトロールの強化や情報の協力を得るなど道路管理体制の在り方について、地域と連携して検討します。</li><li>④「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の適切な維持管理により長寿命化に努めます。</li><li>⑤道路の適切な維持管理により長寿命化に努めます。自転車や歩行者のための道路づくりを目指し、ネットワーク化の促進に努めます。</li><li>⑥自転車や歩行者のための道路づくりを目指し、ネットワーク化の促進に努めます。</li></ul> |                |
| <b>(4)迅速、的確な除雪の推進</b>   |                |
| <ul style="list-style-type: none"><li>①適切な道路の除雪態勢の確保に努めます。</li><li>②降雪や道路の積雪状況に応じた除排雪に努めます。</li><li>③坂道、交差点、歩道の滑り止めなど、町民や警察の協力を得ながら冬道の安全確保に努めます。</li></ul>  |                |

## 目標指標

| 目標指標名                          | 当初数値<br>【R1年度】     | 中間数値<br>【R6年度】     | 目標数値<br>【R12年度】    |
|--------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| (1)-1北海道横断自動車道の供用延長            | 324.4km            | 361.4km            | 400.4km            |
| (1)-2帯広・広尾自動車道の供用延長            | 59.2km             | 69.2km             | 74.3km             |
| (2)「道路の整備・管理」の満足度              | 69.9%              | 72.5%              | 75.0%              |
| (3)-1都市計画道路の整備率（※1）            | 76.4%              | 78.2%              | 78.7%              |
| (3)-2住宅地内道路の再整備率（※2）           | 62.2%<br>(47,514m) | 72.0%<br>(55,014m) | 83.7%<br>(64,014m) |
| (4)-1「道路や歩道の除排雪」の満足度           | 62.2%              | 65.0%              | 68.0%              |
| (4)-2「地域福祉・安全事業（除排雪）」の申請件数（※3） | 16件                | 18件                | 20件                |

（※1）都市計画道路の計画延長に対する整備済延長の割合(国道、道道含む)

（※2）市街部における道路再整備事業の実施延長と実施率

（※3）町内会組織などを中心とする「潤いと思いやりの地域づくり事業」における地域福祉・安全事業（除排雪）の申請件数（年間）

## 関連する個別計画

●音更町公共施設等総合管理計画

●音更町橋梁長寿命化修繕計画

## 9 河川



### 現状と課題

- ◆町内には、国、北海道及び町が管轄する101条の河川があり、災害に強く、町民の生活、経済活動が停滞することがないよう河川の整備と維持管理を行う必要があります。
- ◆河川環境資源の保護、回復、持続可能な利用の推進を図るとともに、生物多様性の損失を防ぐ必要があります。

### 目指す方向

- 国や北海道及び周辺自治体と連携し、適切な整備、維持管理を行い、災害に強い川づくりと持続可能な利用の推進に努めます。

### 施策と内容

#### (1)河川改修の推進と維持管理

- ①自然環境や生態系の保全に配慮した工法や親水性のある工法などによる改修を関係機関に要請します。
- ②町民の河川に対するニーズに沿った河川空間の有効活用ができるよう、改修や利活用の協議に町民参加を進めます。
- ③河川の機能を維持するため、必要に応じて河川や河川敷地の維持管理に努めるとともに関係機関に要請します。
- ④災害に強い川づくりを関係機関に要請します。

### 目標指標

| 目標指標名                | 当初数値【R1年度】 | 中間数値【R6年度】 | 目標数値【R12年度】 |
|----------------------|------------|------------|-------------|
| (1)当該年度の普通河川の修繕率（※1） | 100.0%     | 100.0%     | 100.0%      |

（※1）普通河川における要修繕箇所のうち当該年度に修繕すべき箇所数に対する修繕箇所数の割合

### 関連する個別計画

- 音更町緑の基本計画

## 10 公園、緑地



### 現状と課題

- ◆町内には、2019（令和元）年度末現在で109か所の公園・緑地などがありますが、公園の利用ニーズが多様化する中、一時避難場所としての防災機能確保のほか、計画的な再整備に加えて、高齢者の利用、冬期間における利用を考慮した整備と質の良い緑の確保がより一層求められています。
- ◆公園など地域内の公共的空間に花きの植栽を行い、緑化を進める活動に町民が参加することで、地域のコミュニケーションが広がり、協働によるまちづくりの促進に大きく寄与しています。
- ◆公園施設の老朽化が進んでいることから、計画的な施設の更新と維持管理による安全性の確保が必要です。

### 目指す方向

- くつろぎの場や子どもの遊び場として、誰もが利用しやすい安全な公園のほか、防災機能を備えた公園づくりを目指し、整備・更新と維持管理を計画的に進めます。
- 快適な生活環境と安全な都市づくりの一環として、緑地を整備し公園樹木を適正に保全します。
- 町民との協働による花壇づくりや緑化事業を引き続き進めます。

### 施策と内容

#### (1)公園、緑地の整備、維持管理

- ①「緑の基本計画」に基づく公園の適正な配置と誰もが利用しやすい魅力的な公園づくりに努めます。
- ②防災機能を備えた公園づくりに努めます。
- ③「公園施設長寿命化計画」に基づく既存公園の延命化と再整備を計画的に進めます。
- ④冬期間も利用できるような整備を検討します。

#### (2)町民との協働による緑化や公園の維持管理

- ①町民との協働による花壇づくりや緑化を進める活動などを支援します。
- ②町民との協働による公園の維持管理を進める活動などを支援します。

## 目標指標

| 目標指標名                         | 当初数値【R1年度】 | 中間数値【R6年度】 | 目標数値【R12年度】 |
|-------------------------------|------------|------------|-------------|
| (1)-1「公園や緑地の整備・管理」の満足度        | 79.1%      | 82.1%      | 85.0%       |
| (1)-2公園施設長寿命化修繕計画対策事業費実施率（※1） | 13.3%      | 61.8%      | 100.0%      |
| (2)-1「地域緑化事業」の申請件数（※2）        | 47件        | 49件        | 51件         |
| (2)-2地域住民による公園、緑地維持管理団体数（※3）  | 14団体       | 12団体       | 12団体        |

（※1）「公園施設長寿命化修繕計画 2018（平成30）年度改正（2019（平成31）年～2028（令和10）年）」における事業割合

（※2）町内会組織などを中心とする「潤いと思いやりの地域づくり事業」における地域緑化事業の申請件数（年間）

（※3）町内会、老人会などによる公園、緑地維持管理団体数（＝公園管理交付金の交付件数）

## 関連する個別計画

●音更町緑の基本計画

●音更町公共施設等総合管理計画

●音更町公園施設長寿命化計画

# 11 火葬場、霊園、合同納骨塚



## 現状と課題

- ◆本町の火葬場は、今後も人口動態などを見据えて、引き続き適切な管理運営体制の充実に努める必要があります。
- ◆霊園は、当初造成した園路や排水施設などの老朽化が著しい状況にあることから、施設の計画的な再整備、維持補修を行うとともに、清潔な環境を保つように努める必要があります。
- ◆高齢単独世帯の増加や家族のつながりの希薄化、お墓に対する考え方などの変化を踏まえ、霊園・お墓の在り方及び合同納骨塚などについて検討が必要です。

## 目指す方向

- 火葬場の適正な管理運営体制の充実と、霊園の再整備や維持管理、環境美化に努めます。
- 合同納骨塚などの整備について検討します。

## 施策と内容

### (1)火葬場の維持管理及び霊園の整備、維持管理

- ①火葬場の適正な管理運営体制の充実に努めます。
- ②霊園の再整備を計画的に進めます。
- ③霊園の適切な維持管理を行うとともに、環境美化に努めます。
- ④合同納骨塚などの整備について検討します。

## 目標指標

| 目標指標名           | 当初数値<br>【R1年度】 | 中間数値<br>【R6年度】 | 目標数値<br>【R12年度】 |
|-----------------|----------------|----------------|-----------------|
| (1)霊園の総許可件数（累計） | 2,955件         | 3,005件         | 3,065件          |

## 12 住宅、宅地



### 現状と課題

- ◆宅地については、少子高齢化による人口減少や国のコンパクトシティ推進施策により、住居系の新規市街化区域の編入が困難となっています。帯広圏内の宅地ニーズに対応した開発を促進することが重要であることから、既存市街地内にある遊休町有地を含めた未利用地を有効活用するほか、「音更町空き地・空き家バンク制度」や民間が保有する空き地・空き家情報を積極的に活用することが必要です。
- ◆少子高齢化などによる世帯構造の変化に伴い、求められる住宅ニーズも多様化しており、高齢者、障がい者への配慮や、子育て世帯への支援など、世帯特性の変化に対応する住環境づくりを目指すための取組が求められています。
- ◆国では、子育て世帯・高齢者・障がい者・低所得者などの居住の安定を図るため、新たな住宅セーフティネット制度を創設し、既存の公営住宅などの手法だけではなく、民間活力の導入や空き家の活用などを推進しています。
- ◆本町は、2019（令和元）年度末現在で992戸の公営住宅を管理しており、そのうち30.4%がすでに耐用年限を超えていることから、対策が求められています。
- ◆全国的に空き家が増加し社会問題となっていますが、特に適切な管理がされない空き家などにおいては、防災・防犯・衛生・景観など多岐にわたる問題が生じ、住民の生活に影響を及ぼしていることから、空き家などの発生抑制、適切な管理及び利活用に関する対策が求められています。

### 目指す方向

- 既存市街地内の未利用地について、利用を促し、有効な土地利用を進めます。
- 住みたいと思われるような「ゆとりある住みよい住まいづくり」を図るため、誰もが安全・安心に暮らし続けられる住環境の形成に向けた住宅政策を進めます。
- 公営住宅の計画的な更新を進めるとともに、既存公営住宅の修繕による長寿命化を図ります。
- 空き家などの発生抑制、適切な管理及び利活用に関する対策を総合的かつ計画的に進めます。

## 施策と内容

|   |                |
|---|----------------|
| <b>(1)宅地の開発</b>   | <b>【総合戦略2】</b> |
| ①既存市街地内の未利用地について、住宅地としての利用を促進します。   |                |
| <b>(2)空き地、空き家の有効活用</b>  | <b>【総合戦略2】</b> |
| ①空き地・空き家の現状を把握し、利用可能な空き地・空き家の有効活用を図ります。<br>②空家対策計画に基づき、空き家などの発生抑制、適切な管理及び利活用に関する対策を計画的に進めます。<br>③老朽化による危険な空き家の除却や空き家購入に対し補助することで空き家の有効活用を図ります。  |                |
| <b>(3)民間住宅の整備推進</b>   |                |
| ①町による町内土地住宅情報のネットワークの活用を進めます。<br>②高齢者や障がい者などに配慮した住宅の整備を推進するため、既存住宅の改修に対し助成します。  |                |
| <b>(4)公営住宅の整備、維持管理</b>  | <b>【総合戦略3】</b> |
| ①「住生活基本計画」「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、公営住宅の適正な整備と維持管理に努めます。<br>②民間活力を活用した買取り・借上げ公営住宅制度の活用を図ります。<br>③子育て世帯向け民間賃貸住宅家賃補助事業を推進し、公営住宅を補完する住宅として民間賃貸住宅の活用を図ります。 |                |

## 目標指標

| 目標指標名                     | 当初数値<br>【R1年度】 | 中間数値<br>【R6年度】 | 目標数値<br>【R12年度】 |
|---------------------------|----------------|----------------|-----------------|
| (1)宅地造成地区の宅地利用率 (※1)      | 94.4%          | 95.8%          | 97.2%           |
| (2)-1空き地情報の公開件数 (※2)      | 61件            | 80件            | 100件            |
| (2)-2空き家対策事業利用件数 (※3)     | 20件            | 25件            | 31件             |
| (3)やさしい住宅改修費補助の利用件数 (※4)  | 226件           | 371件           | 545件            |
| (4)-1子育て世帯向け民間賃貸住宅戸数 (※5) | 24戸            | 25戸            | 30戸             |
| (4)-2既存公営住宅の適正維持管理戸数 (※6) | 40戸            | 142戸           | 286戸            |

(※1) 土地区画整理事業及び開発行為により造成された団地の宅地利用率(住宅が建築されている区画数÷全区画数)

(※2) 登録された空き地情報の公開件数(累計)

(※3) 老朽空家等除去事業補助金、空家活用定住促進事業補助金の利用件数

(※4) やさしい住宅改修費補助金を受けて改修を行った件数(累計)

(※5) 公営住宅を補完する住宅として子育て世帯を支援するための民間賃貸住宅の活用戶数

(※6) 公営住宅等長寿命化計画に基づき既存公営住宅の計画的な修繕を実施した戸数

## 関連する個別計画

- 音更町公共施設等総合管理計画
- 音更町公営住宅等長寿命化計画
- 音更町都市計画マスタープラン

- 音更町住生活基本計画
- 音更町空家等対策計画

# 13 地籍調査



## 現状と課題

- ◆本町の地籍調査は、2019（令和元）年度末現在で調査対象面積の約93%が実施済みですが、市街地（市街化区域、10.83km<sup>2</sup>）に限ると約70%の実施にとどまっているため、今後調査を継続することが必要です。
- ◆地籍調査の事業効果を高めるためには、調査の成果である地図・地籍情報を数値情報化し、統合型地図情報システム（GIS）で他の行政情報と連携して活用することが重要ですが、数値情報化した面積は2019（令和元）年度末時点で3.32km<sup>2</sup>にとどまっています。

## 目指す方向

- 土地の有効活用や土地取引の円滑化を促進するとともに、土地政策の基礎資料を整備するため、引き続き地籍調査の推進に努めます。
- 統合型地図情報システムとの連携を進めるため、地籍調査の成果の数値情報化と有効活用に努めます。

## 施策と内容

|                                       |
|---------------------------------------|
| (1)地籍調査の推進                            |
| ①市街地における地籍調査事業の推進に努めます。               |
| (2)調査成果の活用                            |
| ①地籍調査の成果を有効活用するため、地図・地籍情報の数値情報化を進めます。 |

## 目標指標

| 目標指標名                | 当初数値【R1年度】                         | 中間数値【R6年度】                         | 目標数値【R12年度】                        |
|----------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| (1)地籍調査実施面積及び実施率（※1） | 93.08%<br>(433.28km <sup>2</sup> ) | 93.18%<br>(433.74km <sup>2</sup> ) | 93.36%<br>(434.61km <sup>2</sup> ) |
| (2)数値情報化面積（※2）       | 3.32km <sup>2</sup>                | 3.78km <sup>2</sup>                | 4.65km <sup>2</sup>                |

（※1）地籍調査を実施した面積と、調査対象面積に対する実施面積の割合

（※2）地図・地籍情報を数値情報化した地域の面積

# 14 水道



## 現状と課題

- ◆本町の水道は、市街地を主な給水区域とする上水道と、農村部を給水区域とする簡易水道で管理運営を行っています。
- ◆河川を主な水源とする上水道は、大雨災害などに備えるため、河川からの取水と深井戸を水源とする音更町浄水場のほか、十勝中部広域水道企業団からの受水により2系統の水源を確保しており、簡易水道は、深井戸や湧水を水源として安全で良質な水を安定的に給水することに努めています。
- ◆水道事業は、ライフラインである水道施設を管理する重要な役割を担っていますが、人口減少に伴う料金収入の減少、管路・施設の老朽化による更新事業費の増加など、経営環境は厳しさを増していくと考えられます。
- ◆今後は、老朽化した水道施設の計画的な更新事業の実施が必要となるほか、自然災害などに備え、病院や避難施設などの重要施設への給水確保に向けた管路の耐震化事業を進める必要があります。

## 目指す方向

- 安全で良質な水道水を安定供給します。
- 災害対応なども見据えた水道施設の更新事業と耐震化を計画的に進めます。
- 運営基盤強化を図るため、「水道事業経営戦略」\*に基づいた持続的な事業運営を図ります。

※水道事業経営戦略：中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって、効率的かつ効果的な維持管理により持続可能な水道事業を実現するための基本となる指針。

## 施策と内容

|  |
|--|
| <b>(1)災害に強い水道施設の構築</b>   |
| ①震災時における病院や避難施設などの重要施設への給水確保のため、必要な基幹管路（導水管・送水管・配水本管）を耐震管に更新します。 |
| <b>(2)計画的な更新と水道有収率の向上</b>  |
| ①老朽化した管路の更新を、重要度と優先度を考慮して計画的に実施し、有収率を維持し持続可能な水道運営を行います。          |

## 目標指標

| 目標指標名            | 当初数値【R1年度】 | 中間数値【R6年度】 | 目標数値【R12年度】 |
|------------------|------------|------------|-------------|
| (1)基幹管路の耐震化率（※1） | 53.8%      | 58.9%      | 69.1%       |
| (2)水道有収率（※2）     | 89.2%      | 90.3%      | 91.4%       |

（※1）基幹管路に占める耐震管及び耐震適合性のある管の使用割合

（※2）料金徴収の対象となった年間水量（有収水量）が、浄水場などから配水される年間総配水量に占める割合

## 関連する個別計画

- 音更町水道事業経営戦略
- 音更町公共施設等総合管理計画
- 音更町水道事業アセットマネジメント
- 簡易水道事業経営戦略
- 音更町西部簡易水道事業変更計画

## 15 下水道、排水処理



### 現状と課題

- ◆本町の2019（令和元）年度末現在の公共下水道普及率は89.3%で、個別排水処理施設などを含めた全町における汚水処理人口普及率は96.0%となっており、市街化区域内の汚水整備はほぼ完了しています。今後は、現在進めている未普及区域の整備完了を目指すほか、宅地開発などに合わせた整備が必要です。
- ◆下水道施設の適切な維持管理に加えて、施設の長寿命化対策の推進が必要です。
- ◆雨水管の整備率は、2019（令和元）年度末現在で52.74%であり、今後も道路整備に合わせた整備が必要です。
- ◆下水道計画区域以外の市街化調整区域や農村地域では、今後も個別排水処理施設の整備による汚水処理の拡充が必要です。

### 目指す方向

- 快適な生活環境づくりと公共用水域の水質保全のため、下水道の整備促進に努めます。
- ストックマネジメント手法※を取り入れた施設の改築・更新により、長寿命化を図ります。

※ストックマネジメント手法：長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化状況などを考慮し、優先順位を定めて施設整備を行うことで、施設管理の最適化を図ること。

## 施策と内容

|  |
|--|
| <b>(1)下水道施設の整備</b>                                 |
| ①下水道計画区域内の汚水及び雨水整備を進めます。                           |
| <b>(2)下水道施設の改築・更新</b>                              |
| ①ストックマネジメント手法を取り入れた改築・更新を計画的かつ効率的に行い、施設の長寿命化を進めます。 |
| <b>(3)個別排水処理施設の整備</b>                              |
| ①下水道計画区域外の個別排水処理施設（合併処理浄化槽）の整備を進めます。               |

## 目標指標

| 目標指標名               | 当初数値<br>【R1年度】 | 中間数値<br>【R6年度】 | 目標数値<br>【R12年度】 |
|---------------------|----------------|----------------|-----------------|
| (1)-1汚水管整備延長（※1）    | 224.9km        | 229.6km        | 231.8km         |
| (1)-2雨水管整備延長（※2）    | 145.9km        | 147.3km        | 147.9km         |
| (2)汚水老朽管の更新延長（※3）   | 8.8km          | 12.0km         | 16.6km          |
| (3)個別排水処理施設整備個数（※4） | 661基           | 721基           | 781基            |

（※1）計画区域内における汚水管の整備延長

（※2）計画区域内における雨水管の整備延長

（※3）汚水老朽管の管更生などによる更新工事延長

（※4）合併処理浄化槽の設置数

## 関連する個別計画

- 音更町公共施設等総合管理計画
- 音更町公共下水道事業計画
- 音更町生活排水処理基本計画
- 音更町流域関連公共下水道事業計画
- 音更町個別排水処理施設整備計画

# 第3章 生きる力、支える力を育むまち

## 1 幼児教育



### 現状と課題

- ◆本町の幼児教育は、教育と保育が一体となった認定こども園（4園）と幼稚園（1園）で行われていますが、今後も質の高い幼児期の教育や保育の場を継続して提供することが必要です。
- ◆幼児期（3歳～5歳）の教育は、人間形成の基礎を培う大切な時期であり、保育ニーズの多様化に応じた保育園との連携はもとより、小学校との連携、協力の強化を図ることが必要です。
- ◆教育の出発点である幼児期の家庭教育は、子どもをよりよく育てるために重要であることから、多様な学習や交流ができる場を提供するとともに、対象となる保護者などのニーズを捉えながら、地域が一体となって地域の特性に応じた子育てに関する取組を強化することが必要です。

### 目指す方向

- 幼児期における家庭の教育力向上のため、子育てに関する学習機会の提供と子育て支援者を含めた交流する場の充実など、地域が一丸となって楽しく子育てができるよう支援に努めます。
- 就園を希望するすべての幼児が適切な教育を受け、保護者のニーズに応えられるよう、認定こども園及び幼稚園整備などについての的確な支援・協力を努めます。

### 施策と内容

|   |
|---|
| (1)幼児を対象とした子育て支援  |
| ①子育てサークル活動など、親子の交流促進を支援します。<br>②子育てに役立つ情報を提供し、安心して子育てができるよう支援します。<br>③幼児教育に関する相談体制の充実と学習機会の提供や情報発信などに努めます。<br>④子育て支援センターを中心に地域一丸での子育て支援に取り組みます。                                   |
| (2)幼稚園教育の促進   |
| ①幼稚園と保育園の連携や小学校との連携などを強化します。<br>②保護者のニーズに応じた、認定こども園など幼児教育や保育の充実を図ります。<br>③就園を希望する幼児が適切な教育を受けられるよう、認定こども園や幼稚園の整備などについての的確な支援・協力を努めます。<br>④保護者の経済的負担を軽減するため、幼児教育・保育の無償化施策を着実に推進します。 |

## 目標指標

| 目標指標名                 | 当初数値【R1年度】 | 中間数値【R6年度】 | 目標数値【R12年度】 |
|-----------------------|------------|------------|-------------|
| (1)-1子育て支援センター設置数     | 4か所        | 5か所        | 5か所         |
| (1)-2幼児教育に関する学習機会（※1） | 10回        | 10回        | 10回         |
| (2)認定こども園及び幼稚園数（※2）   | 5園         | 6園         | 6園          |

（※1） 幼児家庭教育学級の開催数

（※2） 町内にある認定こども園及び幼稚園の数

## 関連する個別計画

●音更町生涯学習推進基本構想

●音更町生涯学習推進中期計画

●音更町社会教育中期計画

●音更町子ども・子育て支援事業計画

## 2 義務教育



### 現状と課題

- ◆改訂された学習指導要領では、子どもたちの「生きる力」を育てるために、学校全体での授業改善が求められており、新たな教科や取組が増えています。これらを確実に実現できるような支援や教育環境づくりが必要となっています。
- ◆地域と協働して子どもたちの学びを支えるため、学校と家庭・地域が連携・協働した体制の整備に加え、未就学段階から小中学校までの学びをつなぐ取組が必要となっています。
- ◆施設については、引き続き校舎や屋内運動場、プール、グラウンドなどの計画的な整備が必要です。
- ◆感染症対策を講じた「新しい生活様式」を踏まえながら、誰もが安心して教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障していくことが必要です。

### 目指す方向

- 確かな学力の向上、豊かな心の育成、健やかな体づくりを実現するため、学校の教育環境、支援体制及び学校と地域が連携・協働した体制の整備を図るとともに、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学の連携を促進します。
- 特別な支援が必要な児童・生徒に対するきめ細かな指導や支援、相談など、誰一人取り残さない教育を実践していきます。

## 施策と内容

|  |                |
|--|----------------|
| <b>(1)教育環境の整備</b>  | <b>【総合戦略3】</b> |
| <p>①スクールバス運行、遠距離通学費への助成を継続します。</p> <p>②保護者の経済的負担を軽減するため、就学援助費の助成に努めます。</p> <p>③保護者の多様な希望に応えるため、「小規模特認校制度」を継続して実施します。</p> <p>④教育施設等長寿命化計画に基づき、学校教育施設を計画的に改修、整備します。</p> <p>⑤教職員住宅の老朽化に伴う改修、整備を計画的に進め、居住環境の改善に努めます。</p>   |                |
| <b>(2)義務教育内容の充実</b>  | <b>【総合戦略3】</b> |
| <p>①確かな学力を育むため、個に応じたきめ細かな指導を展開します。また、ティーム・ティーチングや、少人数による教育を推進します。</p> <p>②改訂された学習指導要領に基づき、各種教育活動に対応した教育を進めます。</p> <p>③一人ひとりの良さを伸ばす教育、創意工夫を生かした特色ある教育の実践を支援します。</p> <p>④豊かな心を育むため、道徳の授業を要とした道徳教育の充実を図ります。</p> <p>⑤体力・運動能力の向上、運動習慣改善の取組を推進します。</p> <p>⑥食育の観点から学校給食の充実とともに、フードロスの削減やフードリサイクルなどの環境教育の推進に努めます。</p> <p>⑦いじめ、不登校、非行などの未然防止・早期発見・早期解消に努めるとともに、学校教育相談員、心の教室相談員、スクールカウンセラーと連携した取組を進めます。</p> <p>⑧学校と地域が連携・協働して子どもたちの成長を支える学校づくりを目指し、コミュニティ・スクールを推進します。</p> <p>⑨保育園、幼稚園、小学校、中学校において、子どもたちの学びをつなぐため、保育園、幼稚園、小学校、中学校において相互の連携を更に進めます。</p> <p>⑩教職員の資質・能力向上に資する研修事業を支援します。</p> <p>⑪必要に応じて、学校教材備品を整備します。</p> <p>⑫外国語教育の充実に努めます。</p> <p>⑬情報活用能力の育成や学習活動の充実のため、プログラミング教育を推進します。</p> <p>⑭コンピュータ（タブレット端末）などのICTを活用した学習活動の充実を図ります。</p> |                |
| <b>(3)特別支援教育の充実</b>  |                |
| <p>①特別支援学級、通級指導学級における児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を行うため、個別の指導計画、個別の教育支援計画を活用した体制づくりを進めます。</p> <p>②障がいのある児童生徒が自立や社会参加が図れるよう、切れ目のない一貫した指導や支援を行い、きめ細かな教育を行います。</p> <p>③教育機器、訓練機器の整備、充実を図ります。</p>   |                |

## 目標指標

| 目標指標名                         | 当初数値<br>【R1年度】 | 中間数値<br>【R6年度】 | 目標数値<br>【R12年度】 |
|-------------------------------|----------------|----------------|-----------------|
| (1)、(2)-1「小・中学校の教育環境」の満足度     | 81.3%          | 83.0%          | 85.0%           |
| (2)-2少人数学級などの実施に伴う教員数の増員数（※1） | 49人            | 51人            | 52人             |
| (3)「障がいのある児童などの教育環境」の満足度      | 80.0%          | 83.0%          | 85.0%           |

（※1）ティーム・ティーチング教諭、町費負担教諭、学習支援員の数

## 関連する個別計画

- 音更町教育施設長寿命化計画

### 3 高校教育、高等教育



#### 現状と課題

- ◆本町にある北海道音更高等学校（以下「音更高校」）は、これまでも地域を担う人材を輩出し、町と連携した生涯学習プログラムの推進や地域社会と連携した教育、地域活性化に寄与する活動を展開しています。
- ◆少子化の影響により2015（平成27）年度から昼間定時制農業科の募集を停止し、普通科単位制へ移行するなど、特色ある教育課程の編成に取り組んでいますが、入学希望者数は減少傾向にあります。
- ◆帯広大谷短期大学は、1988（昭和63）年に本町に移転して以来、時代のニーズに応じた教育課程を編成し、地域の求める人材を養成するとともに、町と連携した生涯学習プログラムの推進などに取り組んでいます。また、2010（平成22）年には本町と包括連携協定を締結し、まちづくりにおける重要なパートナーとして、各種計画の策定や調査事業などを協働で実施しています。
- ◆大学は、地域の知の拠点であり、教育、研究、地域貢献を3つの柱とし、学習機会の提供、人材育成のほか、地域の産業や文化の振興などに重要な役割を担っていますが、少子化に伴う学生数の減少が課題となっています。

#### 目指す方向

- 本町唯一の高校である音更高校の魅力向上と地域に根ざした特色ある高校づくりを支援します。
- 帯広大谷短期大学の時代のニーズにあった魅力化への取組を支援します。
- 音更高校、帯広大谷短期大学と連携し、それぞれの特色を生かして地域社会に学習の機会と交流の場を提供するとともに、地域、企業、団体などと一体となった人づくり・まちづくりの新しい枠組を検討します。

## 施策と内容

|  |                |
|--|----------------|
| <b>(1)高校教育の継続に向けた支援</b>  |                |
| <p>①経済的な理由によって修学が困難な高校生を支援するため、町の奨学金制度を継続します。</p> <p>②地域活力の向上及び特色ある高校づくりのため、音更高校との連携を強化し、入学希望者増につながる取組を支援します。</p>  |                |
| <b>(2)高校教育、高等教育の充実</b>   | <b>【総合戦略2】</b> |
| <p>①音更高校の魅力向上を図る取組を支援します。</p> <p>②音更高校、帯広大谷短期大学、団体、企業などが連携した「人づくり・まちづくり」の新しい枠組みを検討します。</p> <p>③帯広大谷短期大学との協働によるまちづくりを推進するほか、同大の学生募集や機能強化などの取組を支援します。</p> <p>④帯広畜産大学、北海道立農業大学校の機能強化・充実を関係機関へ要請します。</p> <p>⑤地域に開かれた高校や大学を目指し、町民を対象とした各種開放講座などの開催を協働で進めます。</p> <p>⑥本町の教育力向上のため、音更高校と帯広大谷短期大学との教育連携を進め、地域の知の拠点となるよう支援します。</p> |                |

## 目標指標

| 目標指標名                   | 当初数値<br>【R1年度】 | 中間数値<br>【R6年度】 | 目標数値<br>【R12年度】 |
|-------------------------|----------------|----------------|-----------------|
| (1)音更高等学校の募集間口数 (※1)    | 4間口            | 3間口            | 3間口             |
| (2)共同・連携生涯学習講座の開催数 (※2) | 35回            | 38回            | 40回             |

(※1) 公立高等学校配置計画における音更高校の募集学級数

(※2) O O J Cオープンカレッジ、高校開放講座などの開催数 (年間)

## 関連する個別計画

- 音更町生涯学習推進基本構想
- 音更町生涯学習推進中期計画

- 音更町社会教育中期計画

## 4 青少年健全育成



### 現状と課題

- ◆青少年を取り巻く環境は、インターネットなど各種メディアの利用やコミュニケーション形態の変化など大きく変わってきています。
- ◆青少年を心身ともに健やかに育むためには、家庭や地域の教育力の向上を図ることが重要であり、家庭、学校、地域の連携強化が必要です。

### 目指す方向

- 青少年を取り巻く環境の変化に対応したメディアリテラシー\*教育、広報活動や相談体制などの充実を図ります。
- 自主、自立の精神や、規範意識を持つ、心豊かな青少年を育てるために、家庭、学校、地域との連携を深めながら、地域ぐるみで青少年の健全育成に努めます。
- 体験学習、社会参加活動や少年団をはじめとする各種団体活動を通じて、青少年の健全育成と子どもの居場所づくりに取り組み、協働によるより良い環境づくりを進めます。

※メディアリテラシー：放送番組やインターネットなど各種メディアを主体的に読み解く能力や、メディアの特性を理解する能力、新たに普及するICT機器にアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションを創造する能力などのことです。総務省では、放送番組の情報を正しく理解するとともに、トラブルなくインターネットや携帯電話などを利用するなど、メディアの健全な利用の促進を図るため、各メディアの特性に応じた教材などを開発し、普及を進めています。

### 施策と内容

|  |
|--|
| <b>(1)青少年育成の推進体制、環境づくり</b>   |
| ①地域ぐるみでの青少年の健全育成を目指し、町民の積極的な協力体制を充実させます。<br>②メディアリテラシーなどの家庭教育に関する意識啓発や情報提供に努め、相談体制を充実させます。<br>③家庭、学校、地域との連携を深め、地域の青少年育成組織の充実を図ります。<br>④有害図書・広告など社会環境の浄化に努めます。<br>⑤青少年の非行を防止するため、通報・相談体制の充実を図ります。<br>⑥放課後子ども教室の充実により児童の魅力ある居場所確保に努めます。<br>⑦集団研修施設など、関連施設の長寿命化に努めます。 |
| <b>(2)青少年の社会参加の促進</b>  |
| ①体験学習を通して社会への参加を促進します。<br>②中学生・高校生のリーダーを育成します。   |

## 目標指標

| 目標指標名                     | 当初数値【R1年度】 | 中間数値【R6年度】 | 目標数値【R12年度】 |
|---------------------------|------------|------------|-------------|
| (1)「青少年の健全育成」の満足度         | 85.5%      | 87.0%      | 88.5%       |
| (2)-1青少年教育事業の参加者数（年間）     | 600人       | 600人       | 600人        |
| (2)-2中学生・高校生リーダーの活動人数（※1） | 10人        | 20人        | 30人         |

（※1）小学生リーダー研修会にボランティアで参加する中学生・高校生リーダーの人数

## 関連する個別計画

●音更町生涯学習推進基本構想

●音更町生涯学習推進中期計画

●音更町社会教育中期計画

## 5 生涯学習



### 現状と課題

- ◆生涯学習などの社会活動は生きがいをもたらし、人生の充実につながることから、その推進が求められています。
- ◆生涯学習講座などの受講者が固定化される傾向にあることから、より幅広く、多くの人に受講してもらうことが課題となっています。
- ◆情報化など急激に変化する社会環境に対応し、心豊かな人生を歩むことができるよう、町民が生涯にわたり「いつでも」「どこでも」「だれでも」自由に学習機会を選択し、学ぶことができ、その成果が社会にも還元されるような生涯学習社会の実現が求められています。
- ◆多様な学習ニーズに応えるためには、様々な学習機会の提供や活動拠点などの整備に加え、感染症対策を講じた「新しい生活様式」を取り入れるなど、環境整備が必要となっており、関係機関などとの連携が不可欠です。

### 目指す方向

- 生涯学習に取り組む人の拡大を図ります。
- 生涯学習によるまちづくりを進めるため、町民と町の連携・協力体制をより一層深めていくとともに、町民の学習の成果を活かすことのできる生涯学習社会を目指します。
- 町内外の関係機関や各分野の専門家などと連携しながら、多様な学習機会の提供を図ります。
- 生涯学習センターを活動拠点としながら、関係施設と連携して、生涯学習活動の充実を図ります。

### 施策と内容

|   |
|---|
| <b>(1)生涯学習の推進体制、人材の確保</b>   |
| ①学校・大学等の教育関係機関、社会教育団体や企業と連携し、生涯学習推進体制を充実させます。<br>②町民の多様な生涯学習活動を支援する指導者を養成し、リーダーバンク登録者の拡大と制度の充実を図ります。<br>③専門的知識や経験、資格を持つ人材を発掘し、生涯学習の指導・サポート体制の充実を図ります。 |
| <b>(2)学習機会の提供、相談体制の充実</b>   |
| ①多様な学習ニーズに対応する生涯学習情報を広く周知し、感染症対策として「新しい生活様式」を取り入れた学習機会の提供に努めます。<br>②生涯学習への理解や参加を促進するため、相談体制の充実を図ります。<br>③関係機関との連携を深め、共有する情報の活用に努めます。                  |
| <b>(3)施設の活用、連携</b>  |
| ①生涯学習センターにおいて、学習活動や交流の場を提供するとともに、生涯学習に関する情報提供を行い、活動拠点として利用促進に努めます。<br>②地域の実情に即した公民館の施設運営を推進します。   |

## 目標指標

| 目標指標名                       | 当初数値<br>【R1年度】 | 中間数値<br>【R6年度】 | 目標数値<br>【R12年度】 |
|-----------------------------|----------------|----------------|-----------------|
| (1)-1「生涯学習の情報や機会の提供」の満足度    | 83.1%          | 84.5%          | 86.0%           |
| (1)-2リーダーバンクの登録者数（※1）       | 62人            | 70人            | 80人             |
| (2)-1共同・連携生涯学習講座の参加者数（※2）   | 1,691人         | 1,800人         | 2,000人          |
| (2)-2生涯学習によるまちづくり事業参加者数（※3） | 2,498人         | 2,500人         | 2,600人          |
| (3)-1生涯学習センターの利用者数（年間延べ人数）  | 3,373人         | 3,400人         | 3,500人          |
| (3)-2地区公民館の利用者数（年間延べ人数）     | 7,837人         | 9,500人         | 10,000人         |

（※1）指導者のリーダーバンクへの登録者数（累計）

（※2）〇〇JCオープンカレッジ、高校開放講座などの延べ参加者数（年間）

（※3）「生涯学習フェスティバル」「生涯学習まちづくりセミナー」の参加者数

## 関連する個別計画

●音更町生涯学習推進基本構想

●音更町生涯学習推進中期計画

●音更町社会教育中期計画

## 6 社会教育



### 現状と課題

- ◆各世代で求められている様々な学習ニーズに応えるため、多様な学習機会の提供や学習活動への支援が求められています。
- ◆ふるさと教育は、子どもたちの郷土に対する意識を高め、未来を担う人材育成につながります。今後のまちづくりを担う人材にとって大切な豊かな郷土愛を育むためには、郷土の歴史を学ぶ効果的な活動を推進する必要があります。
- ◆図書館では、「子どもの読書活動推進計画」に基づいた子どもの読書環境の整備及び計画的な図書購入による蔵書の整備を進めています。今後、更なる機能充実を図るため、各世代のニーズに合わせた学習情報の提供、読書活動の支援に努めるとともに、蔵書の新陳代謝を図りながら図書館資料を充実させる必要があります。

### 目指す方向

- 各世代の学習ニーズを踏まえ、広報活動や関係機関・団体などへの学習情報の提供を充実させるとともに、生涯学習リーダーバンクの指導者の育成・活用など、指導体制の向上を図りながら地域に根ざした社会教育を計画的に推進します。
- 子どもたちの豊かな郷土愛を育むため、効果的で充実した郷土の歴史を学ぶ機会を提供するとともに、専門的な知識を持つ人材の活用を図ります。
- 図書館については、町民の学びの場として、関係機関と連携した学習活動の支援と環境整備に努めるとともに、適切な学習情報の提供と蔵書の充実により、読書活動の拡大・推進を図ります。

### 施策と内容

#### (1)学習機会の拡充、活動の支援

- ①青少年の心身の健やかな成長と生きる力の育成を図るため、子どもの主体的な学習や活動を支援します。
- ②成人の生きがいづくりや心の豊かさ、充実感を求める学習ニーズなどに対応するため、成人教育に関する学習活動を促進します。
- ③青少年の健全育成や保護者の教育を充実させるため、家庭教育に関する学習活動を促進します。
- ④高齢者をはじめ町民が地域社会に貢献する場を増やすため、世代間交流や社会参加活動を促進します。
- ⑤町民の学習ニーズを踏まえながら、充実した学習機会を設定します。
- ⑥体系的に郷土の歴史を学ぶことができるよう、専門的な人材を活用しながら、郷土資料や学習機会の充実を図ります。

#### (2)図書館の充実

- ①学習情報を適切に提供できるよう整備を進めるとともに、学習相談体制の充実を図ります。
- ②図書館活動を充実させるとともに、新刊書を中心に町民の要望に応えられる図書資料の整備を進めます。

## 目標指標

| 目標指標名                | 当初数値【R1年度】 | 中間数値【R6年度】 | 目標数値【R12年度】 |
|----------------------|------------|------------|-------------|
| (1)-1郷土資料室の利用者数（年間）  | 696人       | 800人       | 900人        |
| (1)-2社会教育事業の参加者数（※1） | 575人       | 650人       | 700人        |
| (2)-1図書館入館者数（年間）     | 96,284人    | 110,000人   | 125,000人    |
| (2)-2町民一人当たり貸出冊数（年間） | 5.8冊       | 6.2冊       | 6.6冊        |

（※1）幼児家庭教育学級、高齢者学級、生涯学習講座などの参加者数（年間）

## 関連する個別計画

- 音更町生涯学習推進基本構想
- 音更町生涯学習推進中期計画
- 音更町社会教育中期計画
- 音更町子どもの読書活動推進計画

## 7 スポーツ



### 現状と課題

- ◆スポーツ活動は、心身の健全な発展に資するほか、病気予防やレクリエーション、更にはスポーツを通じて社会とつながるなどの効果があり、スポーツ実施状況は全国的に年々高まりを見せています。
- ◆スポーツ活動への参加意欲が高まるにつれ、町民の活動施設や活動内容へのニーズも、多様化、高度化しており、これらに対応したスポーツ活動の機会の充実に加えて、施設整備の検討が必要となっています。
- ◆本町は、生涯スポーツの観点から、誰もが気軽にスポーツに参加できる機会を充実させ、心身ともに健康で充実した生活を営むため、野球場、総合体育館、温水プール、パークゴルフ場、サッカー場などスポーツ施設の整備・充実と、子どもから高齢者までを対象とした各種スポーツ活動の推進に取り組んでいます。

### 目指す方向

- 誰もが気軽に参加できるスポーツ活動機会の拡充と指導者の育成に努め、町民の健康づくりを進めます。
- スポーツの振興のため、関係団体などと連携し、その活動を支援します。
- スポーツ施設の整備については、老朽化する既存施設の長寿命化を図るとともに、スポーツ活動の充実に向けた施設整備について検討します。
- 温水プールと総合体育館、武道館については、多様化する町民ニーズに対応するため、引き続き「指定管理者制度」による民間委託で住民サービスの向上を図ります。

### 施策と内容

|   |
|---|
| <b>(1)スポーツ活動の促進</b>   |
| <ul style="list-style-type: none"><li>①幼児から高齢者まで幅広い年代や障がいを持つ人が、それぞれの体力に応じた健康づくりを目指すスポーツ活動の普及に努めます。</li><li>②各種大会に参加する際に、必要な支援を行います。</li><li>③スポーツ活動を促進するため、各種団体やサークルを支援し、情報の収集、提供と指導体制の充実に努めます。</li><li>④気軽に楽しめるスポーツを取り入れ、普及させます。</li><li>⑤スポーツ協会及びスポーツ少年団本部との連携を深め、スポーツ活動の推進及び指導体制の充実に努めます。</li><li>⑥高度化、専門化する競技力向上のため、トップスポーツチームとの連携協定により、スポーツの振興に努めます。</li></ul> |
| <b>(2)利用しやすいスポーツ活動の場づくり</b>   |
| <ul style="list-style-type: none"><li>①スポーツ施設の維持管理を計画的に進めます。</li><li>②スポーツ関連施設以外でも、スポーツ活動に利用できる施設については、有効活用を図ります。</li><li>③障がいを持つ人が、スポーツ活動ができる設備の配置に努めます。</li><li>④スポーツ協会及び競技団体などと連携を図り、スポーツ環境充実のため、施設整備について検討します。</li></ul>  |

## 目標指標

| 目標指標名                   | 当初数値<br>【R1年度】 | 中間数値<br>【R6年度】 | 目標数値<br>【R12年度】 |
|-------------------------|----------------|----------------|-----------------|
| (1)-1「スポーツ活動の推進」の満足度    | 86.1%          | 87.5%          | 89.0%           |
| (1)-2スポーツ教室・大会の参加者数（※1） | 65,009人        | 65,300人        | 65,600人         |
| (2)-1「スポーツ施設の充実」の満足度    | 81.9%          | 83.5%          | 85.0%           |
| (2)-2スポーツ活動の施設利用者数（年間）  | 342,084人       | 343,800人       | 345,500人        |

※各種スポーツ教室、大会の参加者の総数（年間）

## 関連する個別計画

- 音更町スポーツ施設整備計画

## 8 芸術、文化



### 現状と課題

- ◆芸術、文化は、地域に様々な活力をもたらします。本町においても、優れた芸術文化を鑑賞する機会や、芸術文化活動に参加する機会などを充実させるため、関係団体との連携の下、地域に根ざした様々な事業を展開しています。
- ◆町指定文化財としては、「十勝駒踊」「東土狩獅子舞」「矢部獅子舞」の3件の郷土芸能の伝承や構造土である「十勝坊主」の保存に努めているほか、町内の史跡の保護、保全を図るため標柱を設置しています。今後も、これらの保存、活用を図るとともに、「音更音頭」「音更駒太鼓」「十勝川平原太鼓」を含めた郷土芸能保存団体などの後継者を育成、支援し、豊かな郷土愛を育てていくことが必要です。
- ◆文化協会や文化事業協会など文化団体との連携を深め、町民の文化活動の発表の場づくりなどを行うとともに、文化団体の育成や活動の充実に努めています。
- ◆多様化する芸術、文化への町民ニーズに対応するためには、優れた指導者の確保や活動の場となる施設の充実により参加意欲を高め、活動を促進していくことが必要です。

### 目指す方向

- 郷土芸能保存団体への支援など、文化財や郷土芸能の保護及び保存団体の育成を図ります。
- 文化財などに親しむ機会を提供するとともに、郷土資料の整備充実により、先住民族であるアイヌ民族の文化・歴史をはじめ、郷土の歴史を学び、郷土愛を育む機会の充実を図ります。
- 個性豊かで新しい地域文化を創造し、町民が主体的に文化活動に関わることができる環境づくりや、その活動支援に努めます。

### 施策と内容

|   |
|---|
| <b>(1)芸術文化活動の促進</b>   |
| ①芸術文化大会に参加する際に、必要な支援を行います。<br>②町民に優れた芸術文化の鑑賞機会を提供します。<br>③文化協会や文化事業協会などの芸術文化活動団体と連携・協力し、芸術文化の普及と文化事業や活動内容の充実に努めます。<br>④芸術文化活動団体やサークルの活動を支援し、人材の育成に努めます。           |
| <b>(2)文化センターの施設整備・利用促進</b>  |
| ①文化センターの施設整備や維持管理を適切に行い、利用者サービスの向上と利用促進を図ります。   |
| <b>(3)文化財・郷土資料などの保護、活用</b>  |
| ①町指定文化財や町内の史跡などの保護・保存に努めるとともに、積極的な活用を図ります。<br>②町民の協力を得て、郷土資料を収集し、整理・保存・展示などを通じて活用します。<br>③郷土芸能を継承し、後世に伝えていくため、保存団体の育成や支援に努めます。<br>④アイヌ文化を広く紹介し、その振興と伝承活動の保存に努めます。 |

## 目標指標

| 目標指標名                   | 当初数値<br>【R1年度】 | 中間数値<br>【R6年度】 | 目標数値<br>【R12年度】 |
|-------------------------|----------------|----------------|-----------------|
| (1)-1「芸術文化活動の促進」の満足度    | 81.8%          | 83.0%          | 84.5%           |
| (1)-2文化・芸術事業の参加者数（※1）   | 18,106人        | 18,200人        | 18,300人         |
| (2)-1「芸術文化施設の充実」の満足度    | 82.6%          | 84.0%          | 85.0%           |
| (2)-2文化センター利用者数（年間延べ人数） | 56,924人        | 65,400人        | 66,100人         |
| (3)「文化財や史跡の伝承保存」の満足度    | 82.4%          | 83.5%          | 85.0%           |

（※1）芸術鑑賞や文化祭などの参加延べ人数（年間）

## 関連する個別計画

- 音更町生涯学習推進基本構想
- 音更町生涯学習推進中期計画

- 音更町社会教育中期計画

# 第4章 健やかで心ふれあう、 やさしさに満ちたまち

## 1 地域福祉



### 現状と課題

- ◆急速な少子高齢・人口減少の進展により、社会構造が大きく変化し、貧困、孤独死、自殺、ひきこもり、DV、差別など、子どもから高齢者まで世代や性別、その他属性を問わず様々な困難を抱える人が増加しています。
- ◆個々が抱える様々な分野の課題が「複雑化」「複合化」していることに加え、地域コミュニティの弱体化や個々の意識の変容などにより、課題解決が更に困難となっていることから、迅速かつ的確な対応が求められています。

### 目指す方向

- 社会福祉協議会、民生児童委員、町内会、ボランティア団体、民間・行政を含めた各種団体、事業者などと連携し、町民一人ひとりが地域の現状を知り、お互いを認め、支え合いながら活躍できる地域共生社会の実現を目指します。

### 施策と内容

| (1)地域福祉の推進   | 【総合戦略4】 |
|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①社会福祉協議会や民生児童委員協議会、福祉団体などの機能充実を支援します。</li> <li>②ボランティアセンター機能の充実を図り、ボランティア団体の育成などに努めます。</li> <li>③日常生活自立支援事業や成年後見サポートセンター事業、法人後見事業などの権利擁護事業を推進します。</li> <li>④保護司会などと連携し、犯罪予防・更生援助活動を支援します。</li> <li>⑤地域住民などが集う拠点づくりの普及・支援などに努めます。</li> <li>⑥様々な地域生活課題をはじめ制度の狭間の課題にも対応するため、庁内横断的な相談支援・情報提供に努め、民生委員・児童委員や関係機関との連携を図ります。</li> <li>⑦地域住民の居場所づくりとして、ボランティア団体などが運営する子ども食堂やふれあい食堂に対して、継続して支援します。</li> </ul> |         |
| (2)低所得者などの福祉   |         |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①低所得者などの自立に向けた就労支援、生活相談などに対応するため、関係機関と連携を図ります。</li> <li>②民生委員・児童委員や関係機関と連携し、保護・支援が必要な世帯などの把握と相談体制の充実を図るとともに、各種福祉制度を周知し、適切な利用支援と負担の軽減に努めます。</li> </ul>   |         |

### 目標指標

| 目標指標名                       | 当初数値【R1年度】 | 中間数値【R6年度】 | 目標数値【R12年度】 |
|-----------------------------|------------|------------|-------------|
| (1)-1「町民ボランティア活動の育成・支援」の満足度 | 81.9%      | 83.0%      | 85.0%       |

|                               |      |      |      |
|-------------------------------|------|------|------|
| (1)-2福祉ボランティア団体登録数 (※1)       | 36団体 | 38団体 | 40団体 |
| (2)生活困窮者自立相談制度における新規相談件数 (※2) | 49件  | 47件  | 45件  |

(※1) ボランティアセンター（社会福祉協議会内）に登録するボランティア団体数

(※2) 自立相談支援事業所（とちがち生活あんしんセンター）が生活困窮者等から新規相談を受けた件数

## 関連する個別計画

- 音更町子ども・子育て支援事業計画

## 2 保健



### 現状と課題

- ◆少子高齢化、疾病構造やライフスタイルの変化に加えて、新たに発生する感染症などにより、町民の生活を取り巻く環境は大きく変化しています。
- ◆各種メディアやインターネットの普及により健康に関する情報が入手しやすくなった反面、膨大な情報の中から正しい知識を選び取ることは難しくなっています。必要な情報を自ら取捨選択できるよう、あらゆる保健事業の機会を利用し、健康に関する知識の普及・啓発を図る必要があります。
- ◆町全体として健康寿命の延伸を図るためには、健康無関心層への働きかけが重要です。
- ◆本町における死因の第1位はがん（悪性新生物）です。がん検診受診率と死亡率の減少効果は関連性があることから、がんの早期発見・早期治療のためには、がん検診受診率の向上対策が必要です。国は胃・肺・大腸・子宮頸部・乳がんの5大がん検診の目標受診率を50%としていますが、本町の2019（令和元年）年度の受診率は11.7%で、国の示す目標を大きく下回っています。
- ◆肺・子宮頸部・乳がん検診は集団・個別健診（検診）を行っており、受診機会が確保されているものの、胃・大腸がん検診は集団健診（検診）のみであり、受診機会の拡充が必要です。

### 目指す方向

- 健康寿命の延伸を図り、健康格差を縮小するため、幼少期から健康的な生活習慣づくりについて学習する機会の充実を図るとともに、各世代の健康無関心層に働きかけ、自らの健康は自ら守るという意識を高めます。
- 各種健診（検診）や指導により自主的な健康づくりを進めるとともに、最新の健康（疾病予防）情報を提供することで、生涯にわたって健康を維持増進できる施策を進めます。

## 施策と内容

|   |                |
|---|----------------|
| <b>(1)母子保健の充実</b>   | <b>【総合戦略3】</b> |
| <p>①妊娠・出産・育児に関する各種健診・教室や予防接種などを行い、母子保健対策の充実を図ります。</p> <p>②妊娠・出産・子育て期の切れ目ない支援を目指し、相談窓口の充実や関係機関との連携強化に努めます。</p> <p>③発達につまずきのある子どもや育てにくさを感じる親に対して、子育てに寄り添う支援の充実を図ります。</p>  |                |
| <b>(2)成人保健の充実</b>   |                |
| <p>①集団・個別健診（検診）の充実を図り、受診しやすい体制づくりに努めます。</p> <p>②出前講座などの健康教育を通じて、健康づくりに関する知識の普及・啓発に努めます。</p> <p>③生活習慣病の重症化を予防するため、保健指導・栄養指導の充実を図ります。</p> <p>④こころの健康講演会や若年層へのパンフレット配布、子育て世代のメンタルヘルスの相談など、町民のこころの健康づくりに取り組みます。</p>                   |                |
| <b>(3)健康に対する意識づくり、情報の共有</b>   | <b>【総合戦略4】</b> |
| <p>①健康づくりの重要性に関する意識の啓発を図るため、情報提供や学習機会の充実、健康づくり活動の促進に努めます。</p> <p>②自主的な健康づくりを支援するため、健康づくり事業への参加に対するポイントの付与、健康づくりに関する情報提供などを行います。</p> <p>③町民一人ひとりの健康に関する情報を一元化し、健康づくりに役立てることができるようにします。</p> <p>④新たな感染症などに対処する予防や生活様式の情報提供に努めます。</p> |                |

## 目標指標

| 目標指標名                        | 当初数値<br>【R1年度】 | 中間数値<br>【R6年度】 | 目標数値<br>【R12年度】 |
|------------------------------|----------------|----------------|-----------------|
| (1)乳幼児健診の受診率（※1）             | 98.2%          | 99.0%          | 99.0%           |
| (2)がん検診の平均受診率（※2）            | 11.7%          | 25.0%          | 50.0%           |
| (3)-1「健康づくりや病気の予防、健診・検診」の満足度 | 85.0%          | 85.5%          | 87.0%           |
| (3)-2ヘルスケアポイント事業の参加者数（※3）    | 226人           | 400人           | 700人            |

（※1）乳幼児健診の年間受診率（各健診の平均受診率）

（※2）胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん検診の平均受診率

（※3）健康づくり事業への自主的参加に対しポイントを付与するヘルスケアポイント事業の参加者数

## 関連する個別計画

- 音更町健康増進計画及び音更町自殺対策行動計画

### 3 医療



#### 現状と課題

- ◆本町には、2つの救急告示病院があり、隣接する帯広市には高度医療機器を備えた医療機関があります。
- ◆少子高齢社会の進展に伴い、医療に対する町民ニーズが多様化する中、誰もがいつでも健やかに安心して生活できるよう、医療機関相互の連携と機能分担に加え、保健、医療、福祉など多職種の連携強化が必要です。

#### 目指す方向

- いつでも適切な医療サービスが受けられ、乳幼児期から高齢期までライフステージに応じて、健やかに生活できるよう、医療機関との連携を密にし、地域ニーズに合う医療供給体制の充実に努めます。
- かかりつけ医制度の周知を図り、身近な医療機関の利用による効率的で適切な受診の普及に努めます。
- 管内市町村と連携し、広域的な医療供給体制の充実に努めます。

#### 施策と内容

##### (1)医療体制の充実

- ①安心して医療を受けられるよう、町、医療機関及び医療機関相互の連携を深め、医療体制の充実に努めます。
- ②管内市町村と連携し、救命救急医療体制などの充実に努めます。

#### 目標指標

| 目標指標名                  | 当初数値【R1年度】 | 中間数値【R6年度】 | 目標数値【R12年度】 |
|------------------------|------------|------------|-------------|
| (1)「病院・診療所などの医療環境」の満足度 | 77.6%      | 80.0%      | 82.0%       |

#### 関連する個別計画

- 音更町新型インフルエンザ等対策行動計画

## 4 社会保障



### 現状と課題

- ◆国民健康保険制度については、国民皆保険の中核を担う制度として、2018（平成30）年度からは都道府県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担う一方で、市町村は、資格管理や保険給付、保険税の税率決定・賦課・徴収、保健事業などの地域におけるきめ細かな事業を引き続き担うなど、北海道と市町村が一体となって運営しています。今後とも、国民健康保険事業の財政健全化に向けて、特定健康診査及び特定保健指導の実施、保健事業の推進などによる医療費適正化や保険税の収納率向上への取組を進めていく必要があります。
- ◆高齢者の医療制度は、都道府県を単位とする後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、制度の周知と保険料の徴収、保健事業などを行っています。
- ◆特定健康診査受診者における生活習慣病などの1人当たり医療費は未受診者より低くなっており、特定健康診査の受診率向上は町民自らの健康状態の確認機会を増やし、医療費適正化を図るためには重要な課題です。
- ◆介護保険制度については、高齢化の進展に伴いサービス利用は年々増加しています。介護へのニーズは今後、ますます高まり、給付費の増加が想定されるほか、ニーズの多様化も見込まれることから、保険料の負担抑制と介護従事者の確保が課題となっています。
- ◆介護を担う人材の不足が全国的な問題となっていることから、介護人材の育成を目的として、2015（平成27）年度から帯広大谷短期大学と連携し、同短大の社会福祉科介護福祉専攻へ進学する学生への就学サポートを行う「ふるさと介護福祉士育成支援事業」に取り組んでいます。
- ◆国民年金制度については、高齢化の進展に伴い年金受給者が年々増加する中、町民の一番身近にある年金の相談窓口として町の役割はますます重要になっています。今後も関係機関と連携し、国民年金制度の重要性を広く周知するとともに、町民が年金受給権を確保できるよう努めていくことが必要です。

### 目指す方向

- 国民健康保険事業の健全な運営のため、医療費の適正化と国民健康保険税の適正賦課及び収納率の向上を図るとともに、糖尿病重症化予防の取組などの保健事業を通じて、町民の予防意識の向上と健康づくりを促進し、医療費の抑制に努めます。
- 特定健康診査の受診勧奨や未受診者対策の実施により、受診率向上に努めます。
- 後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、制度の周知と保険料の徴収確保に努めます。
- 保健事業などを推進して健康寿命の延伸に努めるほか、高齢者が要介護の状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう支援するとともに、高まる介護ニーズに対応するため、関係機関と連携し、介護人材の育成・確保に努めます。
- 国民年金制度に対する理解を深め、少子高齢社会に対応できるよう、無年金者の解消に努めます。

## 施策と内容

### (1)国民健康保険事業の財政運営の健全化

- ①徴収体制の強化により収納率の向上を目指すとともに、広報紙などにより国民健康保険制度への理解を求め、納付意識の高揚を図ります。
- ②医療費の伸びを抑制するため、健康に関する知識の普及や健康相談・栄養相談、保健指導体制の充実を図り、疾病予防や健康づくりへの意識を高めます。
- ③医療費通知やレセプト点検を通じて医療費の適正化を図ります。
- ④特定健康診査の受診勧奨や未受診者対策を通じて受診率の向上に努めます。

### (2)後期高齢者医療制度の周知及び保健事業の推進

- ①後期高齢者医療制度の更なる周知と保険料の徴収・確保に努めます。
- ②保健事業を推進し、健康寿命の延伸に努めます。

### (3)介護保険事業の推進

- ①介護保険制度の周知を図るため、啓発活動を進めます。
- ②地域に密着した介護サービスが提供できるよう、必要に応じて官民協働による基盤整備に努めます。
- ③適正な介護保険料の設定と収納率の向上に努めます。
- ④受益と負担の在り方を調査・審議し、安心して介護サービスが利用できるよう制度の円滑な運営に努めます。
- ⑤介護保険に関する相談窓口の充実に努めます。
- ⑥介護サービスの質の確保と安定的な提供を図るため、関係機関と連携し、介護サービス事業者の指導、助言に努めます。
- ⑦関係機関と連携し、介護人材の育成・確保を図ります。

### (4)国民年金事業の推進

- ①国民年金制度に対する理解を深め、加入と保険料の納入を促進するため、様々な機会を通じて周知に努めます。
- ②関係機関との連携を深め、年金加入者や年金受給者に対して、それぞれの実情にあわせた指導・相談業務の充実に努めます。

## 目標指標

| 目標指標名                          | 当初数値<br>【R1年度】 | 中間数値<br>【R6年度】 | 目標数値<br>【R12年度】 |
|--------------------------------|----------------|----------------|-----------------|
| (1)-1国民健康保険税の収納率（※1）           | 97.7%<br>(H30) | 98.5%          | 98.5%           |
| (1)-2特定健康診査受診率（※2）             | 48.5%<br>(H30) | 60.0%          | 60.0%           |
| (2)広報紙の掲載回数（※3）                | 6回             | 6回             | 6回              |
| (3)-1要介護認定者の介護サービス利用率（※4）      | 80.9%          | 82.0%          | 84.0%           |
| (3)-2ふるさと介護福祉士育成支援事業活用就職者数（※5） | 77人            | 152人           | 242人            |
| (4)広報紙の掲載回数（※6）                | 7回             | 7回             | 7回              |

（※1）国民健康保険税の現年度収納率

（※2）40歳以上の国民健康保険加入者に対して行う特定健康診査の受診率

（※3）後期高齢者医療制度の周知のための広報紙での記事掲載回数（年間）

（※4）要支援、要介護認定者のうち、介護サービスを利用している人の割合

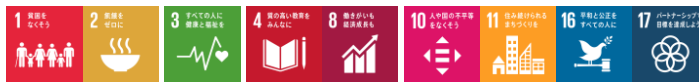
（※5）ふるさと介護福祉士育成支援事業を活用して、帯広大谷短期大学社会福祉科介護福祉専攻卒業後に十勝管内の高齢者施設などに就職した介護福祉士の人数（累計）

（※6）国民年金制度の周知のための広報紙での記事掲載回数（年間）

## 関連する個別計画

- 音更町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画
- 音更町国民健康保険特定健康診査等実施計画
- 音更町国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）

## 5 子ども福祉



### 現状と課題

- ◆本町には、認定こども園が4か所、認可保育園が5か所、小規模保育事業所が10か所（うちへき地保育所7か所）あり、就業形態の変化や多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育事業や一時保育事業、病児保育事業など各種保育サービスを提供しています。
- ◆感染症対策としての「新しい生活様式」など、予防対策と保育サービスを両立していくことが必要です。
- ◆近年の共働きを希望する世帯の増加により、低年齢児の受入枠の確保に努めることが必要です。
- ◆子育て支援センターを町内4か所で開設し、子育てに関する相談や情報提供などを行っています。
- ◆放課後児童対策として、学童保育所8か所の運営を委託により実施し、6年生までのすべての学年を受け入れています。
- ◆近年、養育支援の必要なハイリスクケースや育てにくさ・育児不安を抱えた親子が増えていることから、子育て世代包括支援センター（2017（平成29）年度開設）では、妊娠早期から子育て期にわたるワンストップ窓口として、妊娠早期からの相談支援を行うとともに、関係機関による定例の会議などで連携を図りながら、各種の支援を行っています。
- ◆子ども発達支援センター（2か所）では、心身に障がいのある子どもやその家族、また、子どもの発達が気になる、心配がある保護者などに対して必要な支援を行うとともに、関係機関との連携をサポートしています。
- ◆子どもへの虐待が社会問題となっていることから、児童虐待の予防や早期発見、早期解決のため、関係行政機関や民間団体と連携した支援体制の充実が重要となっています。
- ◆乳幼児などに医療費を助成することで、疾病の早期診断及び早期治療を促進し、乳幼児などの保健の向上及び福祉の増進を図っています。
- ◆貧困率の高さが社会問題化しているひとり親家庭などに医療費を助成し、経済的負担を軽減することで、貧困の連鎖の解消やひとり親及び児童の健康の保持と福祉の増進を図っています。
- ◆ひとり親家庭などの多くは、仕事をしながら子育てをしている状況にあります。児童が健やかに成長するためには、ひとり親家庭などが安心して子育てができる生活環境の整備が必要です。

## 目指す方向

- 子どもが生きる力の基礎を身に付け、感性豊かで、人の心や立場を気遣う、次代の頼もしい担い手に成長するよう、年齢や個性に応じた保育に努めます。
- 親が安心して生き生きと子育てができるよう各種子育て支援施策の充実を図ります。
- 子どもを安心して産み育てられる環境を充実させていくために、子育て世代包括支援センターや子育て支援センターの機能強化を図るとともに、関係機関と連携し、町の課題やニーズを共有しながら妊娠・出産・子育て期の切れ目ない支援に努めます。
- 乳幼児などへの医療費助成により、疾病の早期診断及び早期治療を促進し、乳幼児などの保健の向上及び福祉の増進に努めます。
- 障がいのある子どもなどに対して、より早期に療育を提供できるよう、関係機関と連携しながら、サービスの提供体制と発達支援体制の充実を図ります。
- ひとり親家庭などへの医療費助成により、経済的負担の軽減を図り、ひとり親及び児童の健康と福祉の増進に努めます。
- ひとり親家庭などの自立を促進するため、仕事と育児の両立を支援します。

## 施策と内容

|   |                |
|---|----------------|
| <b>(1)子育て支援拠点の充実</b>  | <b>【総合戦略3】</b> |
| ①子育て支援センターの機能充実を図るとともに、保育環境の整備を進めます。<br>②妊娠・出産・子育て期の切れ目ない支援を行うため、子育て世代包括支援センターなど相談窓口の充実や関係機関との連携強化を図ります。  |                |
| <b>(2)保育サービスの充実</b>   | <b>【総合戦略3】</b> |
| ①保育ニーズに対応した保育サービスを充実させます。<br>②町民相互の支え合いによる、子育てサポート事業などを促進するほか、子育てサークルなどを支援します。<br>③安心して子育てができる環境の整備や情報の発信に努めます。<br>④学童保育所の運営委託を継続するとともに計画的な施設整備を進めます。 |                |
| <b>(3)子どもの権利擁護の推進</b>   |                |
| ①食事や衛生面など不適切な養育環境にある児童の家庭に対して生活支援を行います。<br>②子どもの虐待の予防、早期発見、早期解決のため、積極的な情報収集に努めるとともに、より専門的な相談対応の充実を図ります。   |                |
| <b>(4)乳幼児などへの医療費の助成</b>   |                |
| ①乳幼児などの医療費の助成を行います。<br>②医師が入院治療を必要と認めた未熟児に対し、医療費の助成を行います。   |                |
| <b>(5)早期療育の推進</b>   |                |
| ①障がい児などの療育サービスの充実を図ります。<br>②障がいや発達の遅れなど、つまずきの見られる子どもに対する発達支援体制の充実を図ります。   |                |
| <b>(6)ひとり親家庭などの自立の促進と経済的負担の軽減</b>   |                |
| ①ひとり親家庭などの経済的支援を図るため、医療費の助成を行うとともに、各種制度の周知に努めます。<br>②ひとり親などの仕事と育児の両立を支援するため、生活相談や保育サービスなどの利用を促進します。   |                |

## 目標指標

| 目標指標名                   | 当初数値<br>【R1年度】 | 中間数値<br>【R6年度】 | 目標数値<br>【R12年度】 |
|-------------------------|----------------|----------------|-----------------|
| (1)「子育ての環境や支援」の満足度      | 81.6%          | 83.0%          | 84.4%           |
| (2)保育園等受入可能児童数（※1）      | 1,089人         | 1,100人         | 1,100人          |
| (3)子ども家庭総合支援拠点設置数       | —              | 1か所            | 1か所             |
| (4)乳幼児医療受給対象者（登録者数）     | 4,370人         | 4,100人         | 3,800人          |
| (5)子ども発達支援センターの利用者数（※2） | 255人           | 260人           | 300人            |
| (6)-1ひとり親医療受給対象者（登録者数）  | 1,335人         | 1,300人         | 1,300人          |
| (6)-2休日保育事業実施施設数        | 1か所            | 2か所            | 2か所             |

（※1）常設保育園等の受入可能児童数（年間）

（※2）子ども発達支援センターを利用した子どもの実人数（年間）

## 関連する個別計画

●音更町子ども・子育て支援事業計画

●音更町障がい者基本計画

●音更町児童福祉施設の整備等に関する計画

●音更町障がい児福祉計画

## 6 高齢者福祉



### 現状と課題

- ◆今後、高齢化の進展に伴い、日常的に支援を必要とする高齢者や認知症高齢者などの増加が見込まれます。
- ◆感染症対策を講じた「新しい生活様式」を踏まえながら、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・住まい・予防・生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の更なる深化・推進が必要です。
- ◆仕事を通じて高齢者の豊かな経験と能力を活かす機会を高齢者就労センターで提供するなど、高齢者の社会参加などに努めています。

### 目指す方向

- 高齢者が仕事や地域活動などの社会参加を通じて社会の担い手として活躍できるよう支援します。
- 高齢者が心身の健康を保ちながら尊厳をもって暮らせるよう、必要な支援を行います。

### 施策と内容

|  |                |
|--|----------------|
| <b>(1)在宅・施設サービスの充実</b>   | <b>【総合戦略4】</b> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①認知症の予防、早期発見及び早期対応を図るとともに、認知症への正しい知識の普及に努めます。</li> <li>②介護サービスが必要になった高齢者の生活を支援します。</li> <li>③在宅・施設サービスの質の確保と向上を図ります。</li> <li>④民間における施設整備については、必要な支援を行います。</li> </ul> |                |
| <b>(2)地域包括ケアシステムの推進</b>  |                |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域包括支援センターの機能を充実させます。</li> <li>②高齢者の住み慣れた暮らしを支えるため、医療と介護の連携を推進します。</li> </ul>  |                |
| <b>(3)高齢者の社会参加、生きがいの促進</b>   | <b>【総合戦略4】</b> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①社会福祉協議会などと連携し、高齢者の居場所づくりを支援します。</li> <li>②高齢者の社会参加などを進めるため、老人クラブや高齢者就労センターの活動を支援します。</li> <li>③高齢者の介護予防に努め、健康で生きがいのある生活の実現とボランティア活動などの社会参加を推進します。</li> </ul>         |                |

### 目標指標

| 目標指標名                    | 当初数値【R1年度】 | 中間数値【R6年度】 | 目標数値【R12年度】 |
|--------------------------|------------|------------|-------------|
| (1)認知症サポーター養成講座受講者数 (※1) | 7,228人     | 7,400人     | 7,600人      |
| (2)地域包括支援センターの相談件数 (※2)  | 1,372人     | 1,500人     | 1,600人      |
| (3)「高齢者の介護予防・自立支援」の満足度   | 77.8%      | 78.0%      | 79.0%       |

(※1) 養成講座を受講し認知症サポーターとなった人数 (累計)

(※2) 地域包括支援センターにおける総合相談の件数 (年間)

## 関連する個別計画

- 音更町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

## 7 障がい者福祉



### 現状と課題

- ◆本町は、「おとふけ障がい福祉総合プラン」で、「障がいの有無にかかわらずあたり前に生活できるまち」を基本目標に据え、障がい福祉施策を総合的に進めています。今後も、障がい福祉施策に係る法律や制度の改正を注視しながら、各種制度の適切な運用とサービスの確保に努め、地域の実情や障がいのある人の状況に応じた支援を進めていく必要があります。
- ◆2018（平成30）年度末現在、障がい者手帳の所持者が2,890名、難病患者が384名であり、手帳制度のない発達障がいや高次脳機能障がいのある人を加えると、人口の約10%程度の人に何らかの障がいがあると考えられます。
- ◆感染症の流行などの状況を踏まえながら、障がいのある人が地域で暮らしていけるよう、日常生活を支え、社会活動に参加するための各種サービスの充実や障がいに対する町民の理解促進などに向けた取組を進めていく必要があります。
- ◆障がいのある人の乳幼児期、児童・青年期、成人期などのライフステージをつなぐ支援体制を構築する必要があります。
- ◆重度心身障がい者については、医療費助成により、経済的負担を軽減しています。

### 目指す方向

- 障がいのある人が、その能力や個性を生かして、地域で生き生きと暮らせるまちづくりを進めます。
- 受診機会の多い重度心身障がい者の医療費を助成することにより、経済的負担を軽減し、福祉の増進に努めます。

### 施策と内容

|   |
|---|
| <b>(1)地域生活の支援</b>   |
| ①日常生活を支え、社会活動に参加できるように総合的な支援を図ります。<br>②相談支援事業や情報提供サービスの充実を図ります。<br>③日中活動の場である地域活動支援センターの充実を図ります。  |
| <b>(2)在宅サービスの充実</b>   |
| ①各種サービスの実施により地域生活支援の充実に努めます。<br>②通院、通所に係る交通費の助成など、地域生活をサポートする取組を充実させます。<br>③ノーマライゼーションの普及啓発に努めます。 |
| <b>(3)重度心身障がい者への医療費の助成</b>  |
| ①重度心身障がい者の医療費の助成を行います。  |

## 目標指標

| 目標指標名                     | 当初数値【R1年度】 | 中間数値【R6年度】 | 目標数値【R12年度】 |
|---------------------------|------------|------------|-------------|
| (1)-1障がい福祉サービスの利用者数 (※1)  | 481人       | 530人       | 580人        |
| (1)-2職場体験事業の利用者数 (※2)     | 6人         | 9人         | 12人         |
| (2)地域生活支援事業の利用者数 (※3)     | 179人       | 195人       | 215人        |
| (3)重度心身障がい者医療受給対象者 (登録者数) | 769人       | 770人       | 770人        |

(※1) 介護給付費等の支給を受けている人数 (年度末)

(※2) 町内の事業所で実際に就労の体験を行う職場体験事業を利用する人数 (年度末)

(※3) 日中一時支援事業、移動支援事業及び訪問入浴サービスを利用している人数 (年度末)

## 関連する個別計画

- 音更町障がい者基本計画
- 音更町障がい児福祉計画

- 音更町障がい福祉計画

## 8 共生社会



### 現状と課題

- ◆社会経済活動のグローバル化が進んでいる中、性別（SOGI※）、年齢、障がい、民族、国籍、宗教、文化や風習などに対する差別をなくし、町民一人ひとりがお互いの人権を尊重することが求められています。
- ◆少子高齢化、人口減少が進行する中、地域の活力を維持し、誰もが生き生きと暮らすことのできるまちをつくるためには、多様性（ダイバーシティ）を認め合うことが必要です。
- ◆国や北海道のアイヌ政策の推進を踏まえ、本町でも、関係機関などと連携し、アイヌの人たちの社会的・経済的地位の向上に努めていくことが必要です。
- ◆妊娠・出産後も仕事を続ける女性が増加し、母子保健事業などへの両親での参加も増えており、父親の育児参加への意識の高まりが見られます。
- ◆若年妊婦やひとり親での出産、ステップファミリー※の増加など家族の形態も複雑化しており、配偶者やパートナー間でのDV被害も社会問題となっています。
- ◆仕事、家庭、地域生活などの調和を保ちながら生活する「ワーク・ライフ・バランス」の大切さが認識される中、男女ともに家庭と仕事を両立できるように支援していくことが必要です。

※SOGI：性的指向（好きになる性）、性自認（心の性）、それぞれの英訳のあるアルファベット（Sexual Orientation、Gender Identity）の頭文字を取った「人の属性を表す略称」。

※ステップファミリー：再婚や事実婚により、血縁のない親子関係や兄弟姉妹関係を含んだ家族形態。

### 目指す方向

- 多様性（ダイバーシティ）を包摂し、すべての人の人権が尊重され、誰もがその個性と能力を発揮してあらゆる分野で活躍できる共生社会の実現を進めます。
- 男女がお互いを尊重し合い、家庭生活・育児・仕事などを行うための意識の向上や環境づくりを推進します。

## 施策と内容

|   |                |
|---|----------------|
| <b>(1)共生社会の実現に向けた取組の推進</b>  |                |
| <p>①性別、年齢、障がい、民族などの多様性を包摂し、人権の尊重を基本とする共生社会に向けた意識づくりに努めます。</p> <p>②すべての人がその属性に関わらず、あらゆる分野に参画し、その力を発揮できるまちづくりに努めます。</p> <p>③すべての人が心豊かに安全に安心して、ともに暮らせる環境づくりに努めます。</p> <p>④アイヌの人たちの生活の安定と向上を図ります。</p> |                |
| <b>(2)男女共同参画社会の実現</b>   | <b>【総合戦略3】</b> |
| <p>①家庭、職場など社会全般で男女平等に関する理解を浸透させ、仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に努めます。</p> <p>②母性と父性に関する知識、男女協働での子育ての大切さの理解浸透に努め、夫婦で子育てを行う環境づくりを推進します。</p> <p>③女性に対するあらゆる暴力や嫌がらせの根絶に努めます。</p>                            |                |

## 目標指標

| 目標指標名                         | 当初数値<br>【R1年度】 | 中間数値<br>【R6年度】 | 目標数値<br>【R12年度】 |
|-------------------------------|----------------|----------------|-----------------|
| (1)広報紙の掲載回数（※1）               | 6回             | 6回             | 6回              |
| (2)-1男女の地位が平等だと思っている町民の割合（※2） | 19.9%          | 25.0%          | 30.0%           |
| (2)-2積極的に育児に参加している父親の割合（※3）   | 61.5%          | 63.5%          | 63.5%           |

（※1） 共生社会への理解を深めるための広報紙での記事掲載回数（年間）

（※2） まちづくり町民アンケートの設問「男女の地位が平等になっていると思うか」に対して「平等」と回答した町民の割合

（※3） 乳幼児健診（5か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診）時に配布している「健やか親子21（第2次）」のアンケートの設問「お子さんのお父さんは育児をしていますか」に対して「よくやっている」と回答した人の割合

## 関連する個別計画

●音更町子ども・子育て支援事業計画

●音更男女共同参画プラン

## 9 消費者保護



### 現状と課題

- ◆本町は、2009（平成21）年度に消費生活センターを設置し、専門相談員による消費生活相談や啓発スペースの整備による情報提供を実施するなど機能充実を図っています。
- ◆「消費生活センターだより」の発行や出前講座、音更町消費者協会が中心となって実施するくらしのサロン、消費者の集いなどを通じて、各種啓発活動を展開しています。
- ◆近年、新しい商品、サービスの開発が進む一方で、インターネットによる通信販売、悪質な訪問販売、電話勧誘販売、情報化に伴う詐欺被害、架空請求など、様々な問題が後を絶たず、特に高齢者の消費被害は深刻化しています。
- ◆消費生活が多様化・高度化する中で、より良い商品の選択や悪質商法の被害防止、食の安全・安心、地球環境保護に向けた取組など、一人ひとりが正しい知識を身に付け、賢い消費者となることが大切です。消費者被害を未然に防止するための啓発とともに、相談体制や適切な消費者情報の提供に努めていくことが必要です。

### 目指す方向

- 消費者の権利を守るとともに、自立した消費者を育成するため、相談体制の充実と消費知識の普及、啓発を図り、消費生活の安定と向上に努め消費者被害ゼロを目指します。

### 施策と内容

|                          |  |
|--------------------------|--|
| <b>(1)消費生活センターの機能の充実</b> |  |
| ①                        | 専門相談員による相談体制を充実させるとともに、啓発スペースを活用し消費者情報を発信します。              |
| ②                        | 出前講座や消費生活センターだよりの発行により消費者意識の向上を図るとともに、専門相談員などのレベルアップに努めます。 |
| <b>(2)意識啓発や情報提供の充実</b>   |  |
| ①                        | 消費者への意識啓発や情報提供などの中心的な役割を担う消費者協会の活動を支援します。                  |
| ②                        | 消費生活や巧妙化する悪質商法に関する情報を共有するため、関係機関及び団体と連携し幅広く迅速な情報提供に努めます。   |
| ③                        | 賢い消費者の育成のため、知識の普及や啓発に努めます。                                 |

### 目標指標

| 目標指標名                      | 当初数値【R1年度】 | 中間数値【R6年度】 | 目標数値【R12年度】 |
|----------------------------|------------|------------|-------------|
| (1)「消費生活に関する情報提供や相談体制」の満足度 | 81.0%      | 83.9%      | 86.7%       |
| (2)-1消費生活出前講座受講人数（※1）      | 793人       | 850人       | 900人        |
| (2)-2消費者の集い参加人数（※2）        | 230人       | 265人       | 300人        |

（※1）消費者協会に委託して実施する出前講座の延べ受講人数（年間）

（※2）音更町消費者の集い実行委員会が実施する集いの参加人数

# 第5章 みんなが参加できる 協働のしくみでつくるまち

## 1 コミュニティ



### 現状と課題

- ◆まちづくり・地域づくりの担い手である町内会は、協働のまちづくりを進める上で重要な存在ですが、その加入率は年々低下しています。また、加入世帯の高齢化、役員のなり手不足などが深刻な状況となっており、その運営を担う人材の育成・確保が求められています。
- ◆コミュニティ活動の側面的支援のため、各地域の自主的なまちづくりへの取組に対し、潤いと思いやりの地域づくり事業補助金を交付しています。更なる活性化のためには、町と町内会などのコミュニティ組織との活発なコミュニケーションや新たな活動主体の育成も必要です。
- ◆コミュニティセンターや地域会館などは施設や設備の老朽化に伴い、長寿命化を目的とした改修を計画的に進めていくことが必要です。

### 目指す方向

- 町内会などのコミュニティ組織から住民活動における現状や課題に関する意見を聴くなど、町民とコミュニケーションを図りながら課題解決に努めます。
- 地域の自主的な活動を支援し、地域コミュニティの活性化を図るとともに、町内会への加入促進に取り組みます。
- コミュニティ活動を支える人材・組織を幅広く育成し、協働のまちづくりを進めます。
- 町民がコミュニティ活動の拠点（場）として快適に施設などを利用できるよう維持・管理していきます。

### 施策と内容

|   |                |
|---|----------------|
| <b>(1)情報共有・意見交換の場の充実</b>  |                |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①町民と町の情報共有、意見交換の機会として、まちづくり懇談会など対話の場を広めます。</li> <li>②情報の共有を進めるため、町民参加型の情報集約・発信の充実に努めます。</li> <li>③町内会などの求めに応じ、まちづくりに関する意見交換、アドバイスをを行います。</li> </ul>  |                |
| <b>(2)コミュニティ活動の促進</b>   | <b>【総合戦略4】</b> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①コミュニティ活動を支える人材・組織の育成に努めます。</li> <li>②地域主体の協働のまちづくりを促進するため、地域が自主的に行う活動に対し、側面的支援を行います。</li> <li>③町内会への加入を促進し、多世代の住民が活力ある地域を創出できるよう支援を行います。</li> <li>④コミュニティ施設の維持管理や計画的な整備、改修を進めます。</li> </ul> |                |

## 目標指標

| 目標指標名                            | 当初数値【R1年度】 | 中間数値【R6年度】 | 目標数値【R12年度】 |
|----------------------------------|------------|------------|-------------|
| (1)広報紙やホームページによる町民参加活動の掲載回数 (※1) | 2回         | 4回         | 6回          |
| (2)-1「町内会加入促進事業」の申請件数 (※2)       | —          | 40件        | 50件         |
| (2)-2地域会館、コミュニティセンターなどの利用者数 (※3) | 219,425人   | 230,396人   | 241,367人    |

(※1) 積極的で特色あるまちづくり活動を実施しているコミュニティ組織の広報紙などへの掲載回数 (年間)

(※2) 未加入世帯への広報紙配布や加入促進活動を実施する町内会の「潤いと思いやりの地域づくり事業 (町内会加入促進事業)」申請件数 (年間)

(※3) 地域会館及びコミュニティセンター (2か所)、総合福祉センターの利用者数 (年間)

## 関連する個別計画

●音更町公共施設等総合管理計画

●音更町地域会館等改修計画 (非木造)

## 2 町民参加



### 現状と課題

- ◆本町は、2006（平成18）年度に制定した「まちづくり基本条例」に基づき、町民、議会及び町による情報の共有や、まちづくりへの町民参加を進めています。
- ◆町民がまちづくりへの意見を述べ、活動ができる機会を増やす方を検討することが必要です。
- ◆町民との協働によるまちづくりを推進するためには、町民の意見を幅広く聴くとともに、近年の情報通信技術の進化を踏まえた情報提供方法の改善など、町民がより参加しやすい環境づくりが必要です。

### 目指す方向

- 協働のまちづくりを進めるため、まちづくりへの多様な参加の機会を用意するとともに、効果的な情報発信により、更なる町民参加を図ります。

### 施策と内容

|   |
|---|
| <b>(1)まちづくりへの町民参加の促進</b>  |
| ①まちづくりに対する町民の意見の把握に努め、町民参加を進めます。<br>②多様な町民参加の機会を用意し、情報発信に努め、町民の自主的な参加を促します。 |
| <b>(2)町民の自主的なまちづくり活動の促進</b>   |
| ①まちづくりに必要な情報を町民と町が提供しあい、共有します。<br>②まちづくりに関わる各種組織を把握し、活動の支援や組織相互の交流促進に努めます。  |

### 目標指標

| 目標指標名                          | 当初数値【R1年度】 | 中間数値【R6年度】 | 目標数値【R12年度】 |
|--------------------------------|------------|------------|-------------|
| (1)まちづくり懇談会の参加人数（※1）           | 100人       | 120人       | 150人        |
| (2)「潤いと思いやりの地域づくり事業」の総申請件数（※2） | 289件       | 300件       | 300件        |

（※1） 地域ごとの複数町内会で組織する地区連絡協議会などを行う「まちづくり懇談会」の参加人数

（※2） 町内会を中心とするコミュニティ組織の「潤いと思いやりの地域づくり事業（全事業）」の申請件数（年間）

### 3 広報、広聴、情報公開



#### 現状と課題

- ◆本町は、毎月1回広報紙を発行し、町民に分かりやすい表現を用いて、暮らしに関わる情報のほか、町政の重点施策や制度に関する情報の提供に努めています。本町に関する情報を入手する手段として多くの町民が広報紙を利用しており、今後も町民の意見なども取り入れながら、どの年齢層にも分かりやすい紙面づくりが求められています。また、町内会未加入者などへの配布方法を検討する必要があります。
- ◆本町のホームページは、分かりやすく情報を提供し、探しやすい構成とするため、2021（令和3）年度に全面リニューアルを行います。また、スマートフォンなどモバイル端末からのアクセスが増加していることから、操作性の向上も念頭に置き、町民の意見なども取り入れながら運用していくことが求められています。
- ◆本町は、防災に特化したSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を既に運用しています。しかし、SNS利用者が増え続けていることから、SNSを活用した町全体の情報提供について、運用面の課題も踏まえて検討していく必要があります。
- ◆インターネット環境を活用できない人やパソコン・携帯などを持たない人に対して、暮らしに役立つ行政情報の提供を検討する必要があります。
- ◆町勢要覧については、町内に在住、あるいは来町した外国人向けの英語版を作成しています。
- ◆「まちづくり懇談会」や「町政声のポスト」、「ホームページでのご意見・お問い合わせ」を通じて、広く町民の意見、要望を聴いています。
- ◆町の基本的な政策（計画や条例）については、広く町民の意見などを反映するため、各種説明会や「パブリックコメント制度」などを実施していますが、より多くの意見などを聴くため、制度の周知や機会の充実など参加しやすくすることが重要です。
- ◆「情報公開条例」に基づき、町が保有する情報の公開を進めていますが、官民データ活用推進基本法が施行されたことから、更に一歩進めたオープンデータへの取組を始めています。
- ◆町民法律相談や人権・行政・くらしの相談を実施し、町民の多様化する悩み事相談に対応しています。今後も相談者のプライバシーに配慮するとともに、相談窓口のPRに努める必要があります。

#### 目指す方向

- 町の情報を速やかに分かりやすく提供できるよう努めるとともに、町民の声を広く取り入れる機会や仕組の充実を図ります。
- 親しみやすく、分かりやすい広報紙やホームページを提供し、広報、広聴、情報発信などに努めます。
- 行政保有データのオープンデータ化を進め、地域の課題解決、住民の住みやすさの向上を図ります。
- 町民に寄り添った相談体制の充実に努めます。

## 施策と内容

|  |                |
|--|----------------|
| <b>(1)広報紙の充実</b>   |                |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①町民にとって見やすい、分かりやすい広報紙となるよう、町民のニーズを踏まえた情報提供、紙面づくりに努めます。</li> <li>②自主的なまちづくり活動を実施している団体などを積極的に掲載し、協働のまちづくりの実現につなげます。</li> <li>③町内会と連携し、町内会未加入者も広報紙が手に取ることができるよう努めます。</li> <li>④町の概要や魅力を紹介するため、町勢要覧の内容の充実に努めます。</li> </ul> |                |
| <b>(2)広聴、相談体制の充実</b>   |                |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①広聴手段を充実させるため、町民から広く意見を聴く機会とそのしくみの充実に努めます。</li> <li>②法的問題などの専門的な相談に対応できるよう、弁護士などによる相談を実施します。</li> <li>③人権、行政、暮らしに関する悩みに対応できるよう、相談体制を充実させます。</li> </ul>  |                |
| <b>(3)ホームページの充実、インターネットの活用</b>   | <b>【総合戦略2】</b> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①広報手段としてホームページがより一層活用されるよう、内容の充実と見やすさの向上に努めます。</li> <li>②インターネットを広聴手段として有効に活用できるよう、意見を幅広く受け入れるしくみの充実に努めます。</li> <li>③SNSを利用した効果的な情報発信について検討します。</li> </ul>  |                |
| <b>(4)情報公開の推進</b>  |                |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①情報公開条例に基づき、町の情報の積極的な公開に努めます。</li> <li>②行政保有データのオープンデータ化を進めます。</li> </ul>   |                |

## 目標指標

| 目標指標名                          | 当初数値【R1年度】 | 中間数値【R6年度】 | 目標数値【R12年度】 |
|--------------------------------|------------|------------|-------------|
| (1)-1「広報紙やホームページなどの情報提供」の満足度   | 84.6%      | 86.0%      | 88.0%       |
| (1)-2広報紙を配置している町内の施設数          | 37か所       | 38か所       | 40か所        |
| (2)-1町内会など地域からの要望書の受理件数（年間）    | 5件         | 6件         | 7件          |
| (2)-2町民法律相談の実施回数（年間）           | 12回        | 12回        | 12回         |
| (3)-1町ホームページへのアクセス数（年間）        | 582千件      | 685千件      | 785千件       |
| (3)-2ホームページから町への意見・質問の投稿件数（年間） | 60件        | 70件        | 80件         |
| (4)オープンデータの公開件数（※1）            | 4件         | 8件         | 16件         |

（※1）北海道オープンデータポータルサイトにおける登録データの件数

## 4 交流、移住・定住



### 現状と課題

- ◆本町は、岩手県軽米町と姉妹町提携を結んでいるほか、十勝川温泉観光協会が静岡県下田市観光協会と観光提携（姉妹温泉）を結び、地域間交流を進めています。
- ◆音更にゆかりのある人たちで組織する「ふるさと音更札幌会」と「東京音更会」には、合わせて140名以上の会員がおり、町からは定期的に近況を報告するなど、交流を深めています。
- ◆小学5年生を対象とした姉妹町視察研修は、交歓・研修を通して交流を深めるとともに、郷土愛を育む効果があり、次代のまちづくりを担う人材育成につながることから、継続して実施しています。
- ◆地域間交流は、人材育成や教育・文化・経済振興などのまちづくりの重要な機会であり、成果が期待できる交流が求められます。そのためにも交流相手とのタイミングや相互調整が必要であり、交流の内容によって対応や体制を考えていくことが重要です。
- ◆国際交流については、十勝インターナショナル協会の会員として、十勝圏での国際交流や国際協力の推進、人材育成などに取り組んでいます。今後も同協会事業の活用を進める必要があります。
- ◆国際化に対応するためには、町ホームページの多言語化や、国際交流に関連した事業を通して外国語や異文化を学ぶことにより、国際化に対応した人材を育成する必要があります。
- ◆本町の都市の利便性と豊かな自然、高品質の農畜産物、北海道遺産であるモール温泉などの魅力を発信するとともに、働く場や住まいなどの情報を効果的に提供し、就業や起業、また、就学による移住・定住を促進する必要があります。
- ◆将来的な移住にもつながるよう、関係人口<sup>\*</sup>の創出・拡大に取り組む必要があります。

※関係人口：地域や地域に住む人々と多様に関わる人々。

### 目指す方向

- 他地域との連携・交流を継続して進め、産業の振興や人材の育成など本町の更なる活性化を図ります。
- 外国語や異文化を学習する機会を積極的に提供し、国際交流の推進や国際化に対応したまちづくり、人づくりを進めるとともに、十勝圏として国際交流の推進に取り組み、地域の活性化を図ります。
- 多言語に対応したホームページを提供し、より多くの人に関覧してもらうよう工夫します。
- 本町の魅力や地域資源情報を効果的に発信し、就業や起業、就学などによる移住・定住の促進に努めます。
- 将来的な移住の増加や産業振興、地域コミュニティの活性化などを図るため、関係人口の創出・拡大に努めます。

## 施策と内容

|   |                        |
|---|------------------------|
| <b>(1)国内における地域間交流の推進</b>  |                        |
| ①姉妹町、姉妹温泉、ふるさと会などを通じて、地域活性化につながる幅広い交流を進めます。   |                        |
| <b>(2)国際交流の推進及び国際化に対応した人づくり</b>   |                        |
| ①十勝圏での国際交流・国際協力を進めます。<br>②十勝インターナショナル協会を中心に市町村間・団体間の連携による国際交流を進めます。<br>③外国人の招致や留学生、研修生の受入を充実させ、町民との交流機会を拡充させます。<br>④生涯学習と連携した外国語教育などの充実を努め、国際社会の一員としての役割を果たすことのできる人材を育成します。<br>⑤町ホームページを多言語化し、国内はもとより、広く音更町をPRすることで、他の交流事業などへの波及効果が生じるよう努めます。 |                        |
| <b>(3)移住・定住の促進</b>  | <b>【総合戦略2】 【総合戦略3】</b> |
| ①豊かな自然や高品質の農畜産物、モール温泉、都市の利便性、雇用環境などの情報発信や移住希望者への支援などを通じて移住・定住の促進に努めます。<br>②十勝圏複合事務組合ほか関係機関と連携し、相談会の開催や情報発信などに取り組みます。<br>③町民の結婚機会の創出や新たな生活の支援など、関係機関と連携し、取組を進めます。  |                        |
| <b>(4)地域の活性化につながる関係人口の創出・拡大</b>   | <b>【総合戦略2】</b>         |
| ①ふるさと会やふるさと納税を通じて本町の魅力発信に努めます。<br>②都市地域などとの連携・交流により、企業間・住民間など多様なつながりの構築を図ります。   |                        |

## 目標指標

| 目標指標名                            | 当初数値<br>【R1年度】 | 中間数値<br>【R6年度】 | 目標数値<br>【R12年度】 |
|----------------------------------|----------------|----------------|-----------------|
| (1)-1姉妹町視察研修の参加者数 (※1)           | 15人            | 15人            | 15人             |
| (1)-2静岡県下田市観光協会との連携事業の実施数 (※2)   | 2回             | 2回             | 2回              |
| (2)-1外国語や外国の文化を学ぶための講座の参加者数 (※3) | 55人            | 60人            | 65人             |
| (2)-2町ホームページの多言語化対応外国語数          | —              | 4か国語           | 4か国語            |
| (3)-1十勝管外から音更町への移住件数 (※4)        | 4件             | 5件             | 5件              |
| (3)-2結婚新生活支援事業補助件数 (※5)          | 6件             | 7件             | 8件              |
| (4)ふるさと応援寄附金の寄附件数                | 34,051件        | 35,000件        | 38,000件         |

(※1) 小学生の軽米町派遣事業の参加者数

(※2) 観光提携（姉妹温泉）先である下田市観光協会との連携事業（特産品のやりとりや交流事業）の実施回数

(※3) 「英会話講座」や「国際交流のつどい」など国際交流に関連する事業の参加者数

(※4) 移住相談窓口や町の制度を利用した十勝管外からの移住件数

(※5) 年齢や所得に要件のある結婚新生活支援事業により補助した件数

## 関連する個別計画

●音更町生涯学習推進基本構想

●音更町社会教育中期計画

●音更町生涯学習推進中期計画

## 5 行政運営



### 現状と課題

- ◆本町の行政改革については、より効果的な行財政運営に向けて1998（平成10）年度から取り組んでおり、これまで、国保診療所及びサイクリングターミナルの廃止をはじめ、保育園及び学童保育所の民営化などを行うとともに、2019（令和元）年度からはへき地保育所の運営を民間委託しています。
- ◆総合体育館及び温水プールへの指定管理者制度の導入や民間事業者の企画力や技術力を活かした公営住宅の整備など、民間の専門性やノウハウを取り入れた事業の推進に努めています。
- ◆職員数については、人数の適正化、業務の民間委託を進めるなど抑制に努めてきました。一方で制度改革や新規事業創設などによる新たな事務や権限委譲に対応するため、事務事業量に応じた職員数の見直し、適正配置が必要となっています。今後は、職員個々の能力向上を促進するとともに、現行の再任用制度に加え、今後導入が検討されている定年延長を踏まえ、組織の見直し、計画的な採用や各種制度の有効な運用を通して、適正な職員数を維持していくことが必要です。
- ◆行政評価については、総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の施策について内部評価を行い、その結果を町民で組織する外部評価機関である「総合計画推進委員会」に報告し、意見をいただきながら施策の推進に努めています。
- ◆北海道から2019（令和元）年度末現在、321の事務が権限移譲されていますが、今後も、権限移譲が町民の利便性やサービスの向上につながるよう推進体制を整えていくことが必要です。
- ◆事務の迅速な処理と効率的な執行のため、戸籍などの事務の電算化や情報通信技術の活用を進めています。
- ◆町民窓口業務は、毎週火曜日を午後7時まで延長するとともに、町民課及び木野支所の窓口体制を充実させるなど、行政サービスの向上に努めています。引き続きワンストップ窓口サービスを推進して更なるサービスの向上を図ることが重要です。
- ◆今後も、常に変化する行政ニーズや社会・経済情勢に的確かつ迅速に対応していくため、現行の行政サービスを絶えず見直し、民間のノウハウなども活用しながら、より効果的・効率的な行政運営を進めることが求められています。

### 目指す方向

- 感染症対策など社会・経済情勢の変化や行政ニーズに対応し、AIなどの新しい技術を積極的に取り入れ、サービスの向上と効率的・効果的な行政運営に努めます。
- 施策及び事務事業の改善につながるよう、効果的な行政評価に努めます。
- 社会・経済情勢や行政ニーズに応じた組織づくり、高い意識と強い意欲を持つ職員の養成と能力向上に努めます。
- 町民が利用しやすい迅速で適切な窓口業務の執行に努めます。

■安全・安心で利便性の高いデジタル社会の実現と公平で効率的な行政運営のため、プライバシーに配慮しながら、町が保有する情報の利活用を進めます。

## 施策と内容

### (1)行政改革及び行政評価の推進

- ①感染症対策など社会・経済情勢の変化や行政ニーズを踏まえた施策・事務事業の見直しを行い、効果的・効率的な行政運営に努めます。
- ②ICT化や働き方改革など多様化、高度化する行政事務に対応できるよう組織の見直しを行い、適正な人員配置に努めます。
- ③様々な行政課題の解決や政策立案において、庁内横断的なチームを設置し、各部署が連携して進めるほか、民意を取り入れるため必要に応じて審議会などを設置します。
- ④行政運営の効率化を図るため、情報通信技術の活用を進めます。
- ⑤PDCAサイクルの推進のため、内部評価及び外部評価による行政評価を実施し、施策や事務事業の改善に努めます。

### (2)行政サービスの充実

- ①町民に対する情報提供、行政サービス及び事務の迅速化を図るため、情報通信技術、町保有データの活用に努めます。
- ②より効率的な事務事業を進めるため、必要に応じて外部委託を進めます。
- ③町民の行政需要を的確に把握し行政サービスに反映できるよう、職員の資質向上と意識改革に努めます。
- ④町民の利便性やサービスの向上につながる権限委譲を受け入れるとともに、国や北海道に対し、人材や財源の確保を要請します。

### (3)窓口サービスの充実

- ①ワンストップ窓口サービスの推進により、窓口サービスの向上を図ります。
- ②木野地域住民の利便性、行政サービス向上のため、木野支所の機能の拡充及び充実に努めます。

## 目標指標

| 目標指標名                     | 当初数値<br>【R1年度】 | 中間数値<br>【R6年度】 | 目標数値<br>【R12年度】 |
|---------------------------|----------------|----------------|-----------------|
| (1)「効率的・効果的な行政運営」の満足度     | 82.5%<br>(R2)  | 83.5%          | 85.0%           |
| (2)職員研修受講者数（※1）           | 421人           | 442人           | 463人            |
| (3)「窓口での対応や窓口サービスの提供」の満足度 | 86.1%          | 93.0%          | 100.0%          |

（※1）専門性の高い研修や能力開発研修など多種多様な職員研修を受講した職員の数

## 関連する個別計画

- 音更町定員管理計画
- 音更町特定事業主行動計画
- 音更町人材育成基本方針
- 職員研修実施計画
- 音更町障がい者活躍推進計画
- 音更町議会障がい者活躍推進計画
- 音更町農業委員会障がい者活躍推進計画
- 音更町教育委員会障がい者活躍推進計画

## 6 財政運営



### 現状と課題

- ◆持続可能なまちづくりを進めるためには財源の確保が重要ですが、人口の減少、景気の先行き不透明感、大規模災害、感染症などによる経済への悪影響などが懸念され、町税など歳入の伸びを期待することは現状では難しい状況です。
- ◆高齢化の進行による社会保障費の増大、公共施設の老朽化による維持管理費の増加など、歳出の増加が懸念されます。
- ◆2016（平成28）年度に、2020（令和2）年度までを計画期間とする「財政運営計画」を策定し、財政の安定的・効率的な運営に努めてきましたが、今後とも厳しい財政状況の下で、町民ニーズの変化を的確に捉え、喫緊の課題に対し迅速に対応していく必要があります。
- ◆各種施策の実施にあたっては、必要性、重要性に加え、財源の確保という視点が重要であり、将来の財政需要を見通し、中長期的な計画を策定し、計画的に各種事業を実施する必要があります。
- ◆行財政運営の基盤となる自主財源を確保するため、町税の徴収確保への取組を推進するほか、地方財政計画の内容を見極め、健全な財政運営を行う必要があります。
- ◆町民に町の財政状況を理解してもらうため、法律に基づき算出した「健全化判断比率」や地方公会計制度に基づく財務情報を公表しています。引き続き、「まちの台所」やホームページなどで、財政の現状や課題を分かりやすく伝えていくことが重要です。

### 目指す方向

- 持続可能で安定的な財政運営を行うため、自主財源の確保と身の丈に合った財政運営を進めます。

## 施策と内容

|   |
|---|
| <b>(1)財源の充実と確保</b>  |
| <p>①町税の現状水準の収納率を確保するため、納税機会の拡充、納期内納付の促進、納税意識の高揚を図るとともに、徴収体制の強化などに努めます。</p> <p>②安定的な財政運営に必要となる一般財源総額の確保について関係機関へ要請します。</p> <p>③受益者負担の原則の下、使用料、手数料、負担金などの料金体系を必要に応じて見直します。</p> <p>④自主財源の確保や計画的な基金への積立てに努めます。</p> <p>⑤本町の魅力を発信し、ふるさと応援寄附金の確保に努めます。</p>   |
| <b>(2)健全な財政運営の推進</b>  |
| <p>①経常経費の縮減を図るため、管理経費の節減・合理化や事務事業の見直しを進めます。</p> <p>②財政収支の中長期的計画を策定し、健全で計画的な財政運営に努めるとともに、将来にわたって持続可能な財政基盤を確立します。</p> <p>③公共施設の老朽化、人口減少に伴う利用需要の変化などを踏まえ、「公共施設等総合管理計画」に基づき施設などの更新、長寿命化を計画的に進めます。</p> <p>④固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした統一基準による公会計制度を用いて、現金主義会計では見えにくい資産や負債を把握することで、中期的な財政運営に活用するとともに、作成した財務書類を、分かりやすく公表します。</p> |

## 目標指標

| 目標指標名               | 当初数値<br>【R1年度】 | 中間数値<br>【R6年度】 | 目標数値<br>【R12年度】 |
|---------------------|----------------|----------------|-----------------|
| (1)町税収納率（一般会計分）（※1） | 99.7%          | 99.7%          | 99.7%           |
| (2)-1経常収支比率（※2）     | 89.4%          | ※R3予算確定後に設定    | ※R3予算確定後に設定     |
| (2)-2実質公債費比率（※3）    | 10.4%          | ※R3予算確定後に設定    | ※R3予算確定後に設定     |

（※1）一般会計（住民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税）の現年度収納率

（※2）人件費・扶助費・公債費などの経常的経費がどの程度かを示す比率。比率が低いほど、財政に弾力性があることを示す。

（※3）借金の単年度返済額がどの程度かを示す比率。比率が高いほど財政状況が悪いことを示し、25%を超えると財政健全化計画を作成する必要がある。

## 関連する個別計画

●音更町財政運営計画

●音更町公共施設等総合管理計画

## 7 広域行政



### 現状と課題

- ◆十勝管内19市町村で構成する十勝圏複合事務組合では、広域的な振興計画の策定のほか、十勝市町村税滞納整理機構の設置やごみ・し尿処理などの行政事務の共同処理を行っており、2027（令和9）年度から供用開始予定のごみの新中間処理施設整備にも取り組んでいます。また、2016（平成28）年度からは、同じく19市町村で構成するとかち広域消防事務組合において消防事務の共同処理が行われています。このほか、水道についても一部事務組合による共同処理が行われています。
- ◆19市町村で構成している十勝定住自立圏は、2020（令和2）年度からの第3期共生ビジョンに基づき、産業振興や交流人口拡大など共通の課題に広域で取り組んでいます。
- ◆北十勝4町（音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町）では、北十勝障害支援区分認定審査会と北十勝介護認定審査会を運営し、認定審査事務を共同で進めています。また、北十勝4町広域観光振興連絡協議会は、4町独自の観光資源を活かした誘客事業や魅力発信などに取り組んでいるほか、北十勝4町国道整備促進期成会では、国道241号の交通事故対策などの実施に関する要請を行っています。
- ◆このほか、雇用促進や勤労者の福利厚生、地域生活支援拠点などの整備、都市計画など様々な行政分野で広域連携を進めていますが、効率的な行政運営や地域振興を図るため、今後も取組を継続していくことが必要です。
- ◆職員の派遣としては、北海道などへの職員派遣研修、職員相互派遣研修を行い、職員の資質向上や他自治体職員との人的ネットワークの構築により、効果的な業務の推進に努めています。
- ◆人口減少などの課題に対処するためには、十勝管内だけではなく、東京圏など都市地域の自治体とお互いの特色や長所を活かした広域連携も必要です。

### 目指す方向

- 他自治体との連携や交流、情報交換を進め、効率的・効果的な行政運営や地域経済の発展などにつながる広域化を推進します。

## 施策と内容

### (1)広域行政の推進

【総合戦略4】

- ①現在進めている各分野での共同事業を円滑に進め、連携を強化します。
- ②広域的かつ重要な行政課題に対し、関係自治体と連携した取組を進めます。
- ③自治体間における職員の交流と情報交換により、広域連携が可能な施策の検討を進めます。
- ④十勝管内、北海道の枠組を越えた広域的な連携を進めます。

## 目標指標

| 目標指標名          | 当初数値<br>【R1年度】 | 中間数値<br>【R6年度】 | 目標数値<br>【R12年度】 |
|----------------|----------------|----------------|-----------------|
| (1)広域行政事務数（※1） | —              | 3件             | 6件              |

（※1）他市町村と連携して新たに進める広域行政事業数（R3年度以降新規累計）

## 関連する個別計画

- 音更町障がい者基本計画

第6期音更町総合計画  
重点施策  
(総合戦略) 素案

# 目次

## 重点施策

|                                    |   |
|------------------------------------|---|
| (第2期音更町まち・ひと・しごと創生総合戦略)            | 1 |
| 基本目標1 地域経済を活性化させ、雇用の場をつくる          |   |
| 【地域経済の拡充】                          | 2 |
| 基本目標2 移住・定住を推進し、音更への新しいひとの流れをつくる   |   |
| 【定住・交流・関係人口の拡大】                    | 3 |
| 基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえるまちをつくる      |   |
| 【結婚・子育て支援の充実】                      | 4 |
| 基本目標4 ひとが集う、安全・安心で快適に住み続けられるまちをつくる |   |
| 【まちの魅力化】                           | 5 |

# 重点施策

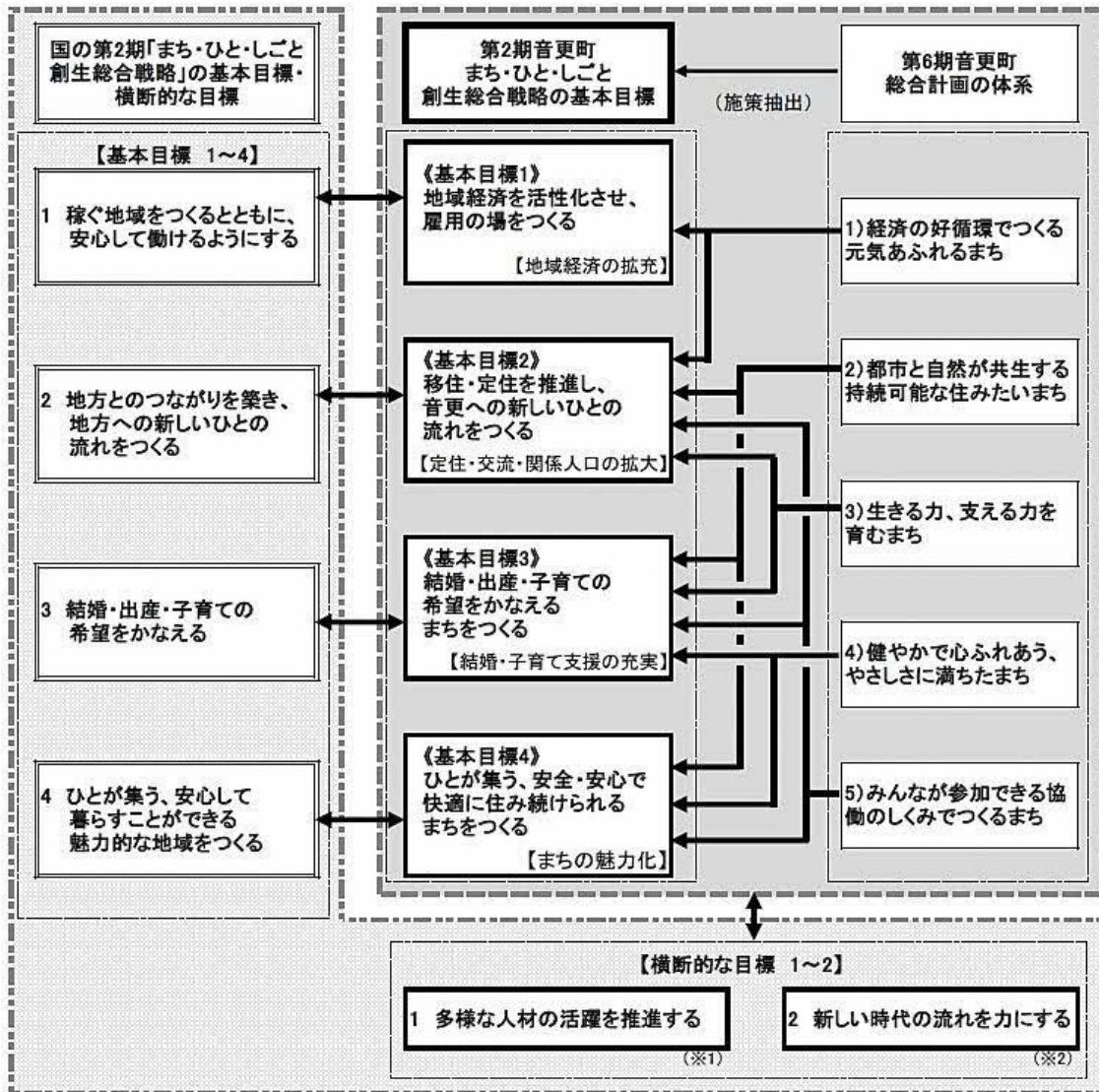
## (第2期音更町まち・ひと・しごと創生総合戦略)

本計画は2021（令和3）年度～2030（令和12）年度の10年間のまちづくりの方針を示しておりますが、2060（令和42）年までを見据えた人口ビジョンを踏まえて、基本計画の中から人口減少対策に関わりの深い施策を抽出し、本計画の重点施策として「第2期音更町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を取りまとめました。

第2期総合戦略における4つの基本目標は、国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標に対応しており、国の示す2つの横断的な目標も、すべての基本目標を施策横断的につなぐ重要な視点として位置付けています。施策を推進する「事業」は実施計画の中に位置付けます。

本町の第6期総合計画、第2期総合戦略と国の第2期総合戦略との関係は下図のとおりです。

国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と音更町総合計画・総合戦略の対応関係



※1 多様な人材が活躍できる環境づくりを積極的に進めるとともに、誰もが居場所と役割を持ち活躍できる地域社会を目指す。

※2 地方における Society5.0 の実現に向けた技術（未来技術）の活用を強力に推進するとともに、持続可能な開発目標（SDGs）を原動力とした地方創生を推進する。

# 基本目標 1

## 地域経済を活性化させ、雇用の場をつくる

### 【地域経済の拡充】

#### 《基本的方向》

地域資源を活かした産業振興・企業誘致・起業支援などに関係機関が連携して取り組み、域内経済の基盤の強化・活性化を図り、ワーク・ライフ・バランスを実現する安定した雇用の場をつくとともに人材の育成・確保とその活躍を促進します。

| 数値目標  | ・平均所得※                | 2,967 千円(R1)  | 3,000 千円(R7)  |
|---|-----------------------|---------------|---------------|
| 総合計画の具体的な施策〈分野〉   |                       | 重要業績評価指標(KPI) |               |
| (1) 農業経営の安定化<br>〈第1章-1 農業 [経営] 2ページ〉  | ・農業総生産額               | 283.5 億円 (R1) | 306.8 億円 (R7) |
| (2) 担い手、労働力の確保<br>〈第1章-1 農業 [経営] 2ページ〉  | ・認定農業者数及び認定新規就農者数の割合  | 95.0%(R1)     | 95.0%(R7)     |
| (3) 商業者の経営安定に向けた支援<br>〈第1章-4 商業 8ページ〉   | ・音更町商工会の会員数           | 620 人 (R1)    | 624 人 (R7)    |
| (4) 新たな工業団地開発と企業誘致<br>〈第1章-5 工業、企業誘致 10ページ〉   | ・産業用地の土地利用률           | 93.6%(R1)     | 94.8%(R7)     |
| (5) 農商工観連携の推進<br>〈第1章-7 産業連携 15ページ〉   | ・新たな特産品などの研究開発支援数(累計) | 23 件 (R1)     | 41 件 (R7)     |
| (6) 就業、雇用の支援<br>〈第1章-8 勤労者の保護 16ページ〉  | ・通年雇用化数(累計)           | 129 人 (R1)    | 178 人 (R7)    |
| 【関連するSDGsの目標】   |                       |               |               |
|  |                       |               |               |

※課税対象所得の総額を納税義務者数で除した額

## 基本目標2

### 移住・定住を推進し、音更への新しいひとの流れをつくる

### 【定住・交流・関係人口の拡大】

#### 《基本的方向》

UIJ ターン、進学、就職、住宅取得など様々な機会に応じた転出抑制、転入支援により定住人口の増加に向けた対策を実施するとともに、観光などによる交流人口や関係人口の拡大に向けて町民、関係機関が連携して取り組み、本町の魅力を積極的に発信することで、誘客の促進と関係性の構築に努めます。

|   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| 数値目標  | ・観光入込客数   | 1,419,400人(R1)  | 1,461,000人(R7)  |
|   | ・社会増(転入超過)の人数(累計)   | 5年間(R3~R7)で173人   |   |
| 総合計画の具体的な施策〈分野〉   |   | 重要業績評価指標(KPI)   |   |
| (1) 交流人口の拡大に向けた観光振興事業の推進<br>〈第1章-6 観光 12 ページ〉                                       | ・宿泊客延数  | 415.3千人(R1)   | 433.0千人(R7)   |
| (2) 農商工観連携の推進<br>〈第1章-7 産業連携 15 ページ〉(再掲)  | ・魅力発信エリアの来場者数   | なし(R1)  | 700,840人(R7)  |
| (3) 高速道路ネットワークの整備促進<br>〈第2章-8 道路 33 ページ〉  | ・北海道横断自動車道の供用延長   | 324.4km(R1)   | 369.2km(R7)   |
| (4) 宅地の開発<br>〈第2章-12 住宅、宅地 40 ページ〉  | ・宅地造成地区の宅地利用率   | 94.4%(R1)   | 96.0%(R7)   |
| (5) 空き地、空き家の有効活用<br>〈第2章-12 住宅、宅地 40 ページ〉   | ・空き家対策事業利用件数(累計)  | 20件(R1)   | 26件(R7)   |
| (6) 高校教育、高等教育の充実<br>〈第3章-3 高校教育、高等教育 51 ページ〉  | ・共同・連携生涯学習講座の開催数  | 35回(R1)   | 38回(R7)   |
| (7) ホームページの充実、インターネットの活用<br>〈第5章-3 広報、広聴、情報公開 84 ページ〉                               | ・町ホームページへのアクセス数   | 582,000件(R1)  | 705,600件(R7)  |
| (8) 移住・定住の促進<br>〈第5章-4 交流、移住・定住 86 ページ〉   | ・十勝管外から音更町への移住件数  | 4件(R1)  | 5件(R7)  |
| (9) 地域の活性化につながる関係人口の創出・拡大<br>〈第5章-4 交流、移住・定住 86 ページ〉                                | ・ふるさと応援寄附金の寄附件数   | 34,051件(R1)   | 35,200件(R7)   |
| 【関連するSDGsの目標】   |   |   |   |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

## 基本目標3

### 結婚・出産・子育ての希望をかなえるまちをつくる

#### 【結婚・子育て支援の充実】

#### 《基本的方向》

結婚を望む人や子どもが欲しい人の希望がかなえられるまちの実現に向け、地域の実情に応じたきめ細かな支援を行います。家庭や職場などでのジェンダー平等、女性の活躍、仕事と出産・子育ての両立など仕事と生活、社会活動の調和の実現に向け、地域社会、教育機関、企業などと連携して取り組みます。

| 数値目標  | ・出生数（累計）              | 5年間(R3~R7)で1,671人 |            |
|---|-----------------------|-------------------|------------|
| 総合計画の具体的な施策〈分野〉                             |                       | 重要業績評価指標(KPI)     |            |
| (1) 公営住宅の整備、維持管理<br>〈第2章-12 住宅、宅地 40 ページ〉   | ・子育て世帯向け民間賃貸住宅戸数      | 24戸(R1)           | 26戸(R7)    |
| (2) 教育環境の整備<br>〈第3章-2 義務教育 49 ページ〉          | ・「小・中学校の教育環境」の満足度     | 81.3%(R1)         | 83.3%(R7)  |
| (3) 義務教育内容の充実<br>〈第3章-2 義務教育 49 ページ〉        | ・少人数学級などの実施に伴う教員数の増員数 | 49人(R1)           | 51人(R7)    |
| (4) 母子保健の充実<br>〈第4章-2 保健 65 ページ〉            | ・乳幼児健診の受診率            | 98.2%(R1)         | 99.0%(R7)  |
| (5) 子育て支援拠点の充実<br>〈第4章-5 子ども福祉 71 ページ〉      | ・「子育ての環境や支援」の満足度      | 81.6%(R1)         | 83.2%(R7)  |
| (6) 保育サービスの充実<br>〈第4章-5 子ども福祉 71 ページ〉       | ・保育園等受入可能児童数          | 1,089人(R1)        | 1,100人(R7) |
| (7) 男女共同参画社会の実現<br>〈第4章-8 共生社会 78 ページ〉      | ・積極的に育児に参加している父親の割合   | 61.5%(R1)         | 63.5%(R7)  |
| (8) 移住・定住の促進<br>〈第5章-4 交流、移住・定住 86 ページ〉(再掲) | ・結婚新生活支援事業補助件数        | 6件(R1)            | 7件(R7)     |
| 【関連するSDGsの目標】                               |                       |                   |            |
|   |                       |                   |            |

## 基本目標 4

### ひとが集う、安全・安心で快適に住み続けられるまちをつくる

### 【まちの魅力化】

#### 《基本的方向》

誰もが安全・安心でいつまでも快適に過ごすことができるよう、効率的で効果的な行政運営を推進するとともに、地域の多様な担い手の参画と地域内外の連携を図り、町民の生活を取り巻く課題の解決と地域の強みを活かしてまちの魅力化に取り組み、支え合いのまちづくりを推進します。

| 数値目標   | ・町民の定住意向                | 83.8%(R1)        | 91.0%以上(R7) |
|--|-------------------------|------------------|-------------|
| 総合計画の具体的な施策〈分野〉  |                         | 重要業績評価指標(KPI)    |             |
| (1) 循環型社会づくりの推進<br>〈第2章-1 環境保全 18ページ〉  | ・温室効果ガスの排出量             | 8,025t(R1)       | 7,394t(R7)  |
| (2) コミュニティバスと<br>農村地域予約制乗合タクシーの利便性向上<br>〈第2章-4 公共交通 24ページ〉                           | ・「コミュニティバスの利用のしやすさ」の満足度 | 66.7%(R1)        | 70.5%(R7)   |
| (3) 情報通信環境の向上<br>〈第2章-5 情報通信 25ページ〉  | ・光ファイバー整備率(世帯カバー率)      | 94.5%(R1)        | 100.0%(R7)  |
| (4) 防災対策の充実<br>〈第2章-6 防災、消防 28ページ〉   | ・自主防災組織の組織率             | 78.9%(R1)        | 82.6%(R7)   |
| (5) 国道、道道の整備促進<br>〈第2章-8 道路 33ページ〉   | ・「道路の整備・管理」の満足度         | 69.9%(R1)        | 73.0%(R7)   |
| (6) 地域福祉の推進<br>〈第4章-1 地域福祉 62ページ〉  | ・福祉ボランティア団体登録数          | 36団体(R1)         | 38団体(R7)    |
| (7) 健康に対する意識づくり、情報の共有<br>〈第4章-2 保健 65ページ〉  | ・ヘルスケアポイント事業の参加者数       | 226人(R1)         | 435人(R7)    |
| (8) 在宅・施設サービスの充実<br>〈第4章-6 高齢者福祉 73ページ〉  | ・認知症サポーター養成講座受講者数(累計)   | 7,228人(R1)       | 7,440人(R7)  |
| (9) 高齢者の社会参加、生きがいづくりの促進<br>〈第4章-6 高齢者福祉 73ページ〉                                       | ・「高齢者の介護予防・自立支援」の満足度    | 77.8%(R1)        | 78.2%(R7)   |
| (10) コミュニティ活動の促進<br>〈第5章-1 コミュニティ 80ページ〉   | ・「町内会加入促進事業」の申請件数       | なし(R1)           | 42件(R7)     |
| (11) 広域行政の推進<br>〈第5章-7 広域行政 92ページ〉   | ・広域行政事務数                | 5年間(R3~R7)で新たに3件 |             |
| 【関連するSDGsの目標】  |                         |                  |             |
|  |                         |                  |             |

第6期音更町総合計画  
地域別まちづくり方針素案

# 目 次

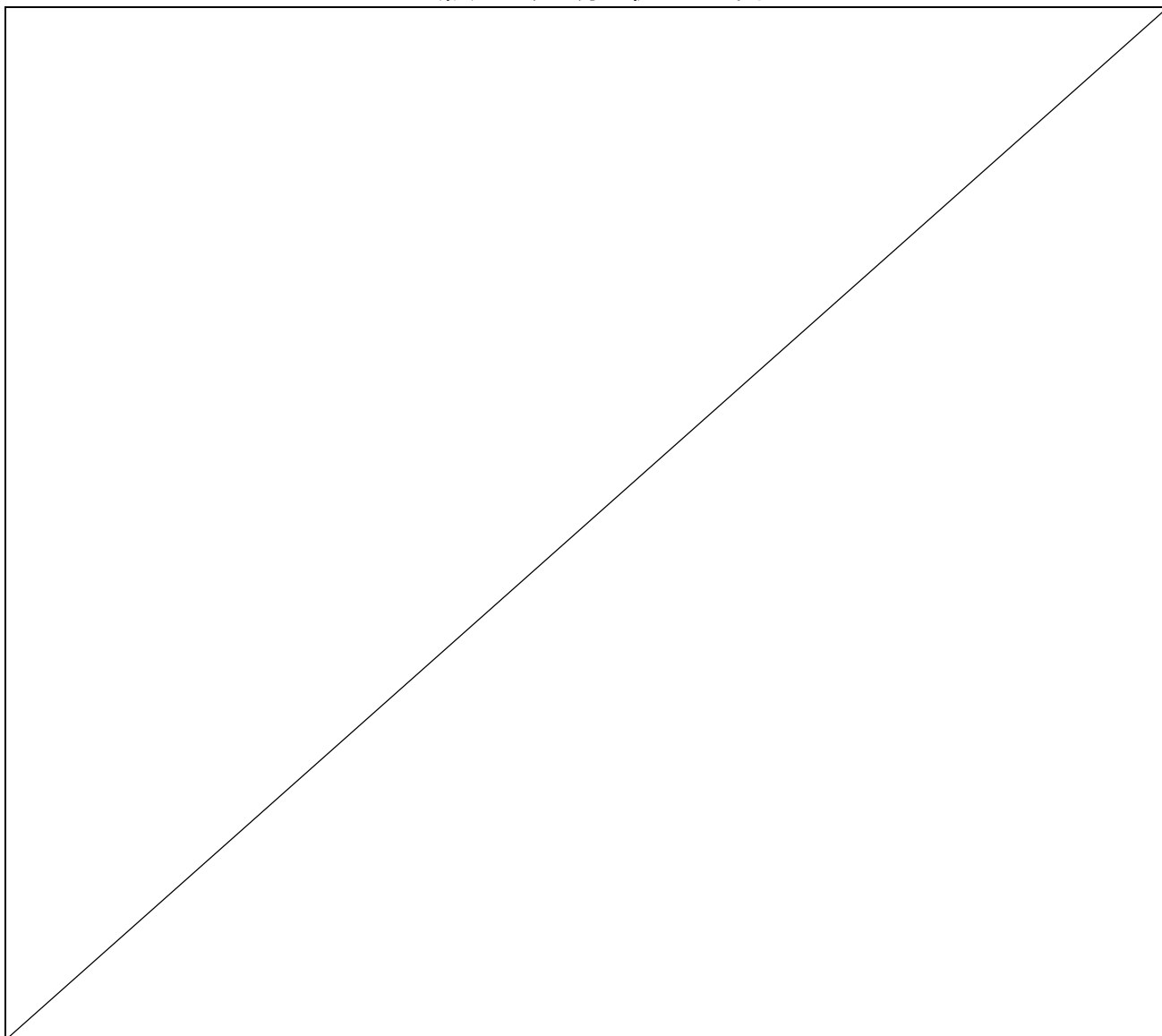
|                         |   |
|-------------------------|---|
| <b>地域別まちづくり方針</b> ..... | 1 |
| 1 音更地域 .....            | 2 |
| 2 木野地域 .....            | 3 |
| 3 宝来地域 .....            | 5 |
| 4 駒場地域 .....            | 6 |
| 5 十勝川温泉地域 .....         | 7 |
| 6 農村地域 .....            | 9 |

# 地域別まちづくり方針

地域別まちづくり方針は、町内すべての地域に共通するまちづくりの全体を示した基本構想と基本計画を踏まえ、本町を市街地域である音更、木野、宝来、駒場、十勝川温泉と農村地域の6つに区分し、それぞれの特徴や課題を整理して、地域の実情を踏まえたまちづくりの基本的な方向性を示すものです。

すべての施策は、基本計画、実施計画に基づき全町的に実施されますが、地域の状況に応じた対応が必要な施策の分野には、買物、医療、交通、通信環境などがあります。それぞれの地域特性を踏まえ、各々の特長を生かしたまちづくりを進めていきます。

■ (仮) 地域区分に従った地図 ■



# 1 音更地域

## ～ 行政や工業団地、良好な居住環境など複合的な機能を有した地域 ～

音更地域は、役場をはじめ各種公共施設が整備され、行政機能が集積しています。また、高等教育機関として帯広大谷短期大学があります。役場周辺では河岸段丘の自然環境がまちに溶け込み、防風林や音更川など周囲の自然環境にも恵まれています。自然と調和した住環境のほか、工業団地もあり、複合的な機能を有した地域です。

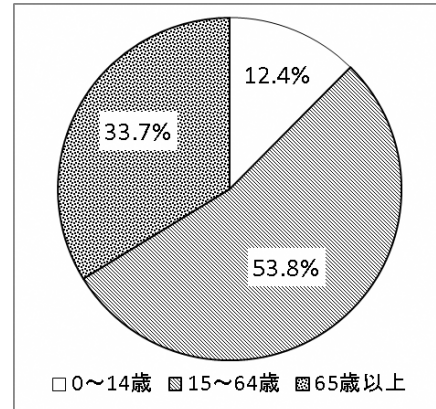
### <人口の動態>

音更地域の人口は8,000人です。本地域の人口はこの10年間（2010年比）で微減しています。

年少人口（～14歳）の割合は12.4%、生産年齢人口（15～64歳）の割合は53.8%、老年人口（65歳～）の割合は33.7%となっています。

年少人口の割合は町平均（13.2%）より若干低く、老年人口の割合が町平均（28.7%）より高くなっています。

資料）住民基本台帳（2020年9月末時点、外国人を含む）



### <地域の現況>

- 第5期総合計画期間では、音更中学校の改築が完了したほか、音更保育園と音更西保育園が統合して新たに認定こども園になりました。
- 老朽化した高齢者福祉施設については2016（平成28）年度に建替が完了し、跡地は住宅地として整備されます。
- 2000（平成12）年に分譲を開始したI C工業団地は、2019（令和元）年度末現在、34社の企業が立地して分譲率が9割を超えています。
- まちの魅力を発信し町内外の人々の交流促進を図るため、2022（令和4）年度の開業を目指し、道東自動車道音更帯広インターチェンジの南側に、「魅力発信エリア」として新たな道の駅と条例公園の整備を進めています。
- 道路網については、I C工業団地の企業立地に伴う大型車両の通行増に併せて2014（平成26）年度に着工した物流団地通の整備が2020（令和2）年度に完了したほか、新たな道の駅周辺の道路整備を進めています。
- 空き家などを活用したコミュニティスペースづくりが行われています。
- 大型店との競合、経営者の高齢化や後継者不足などにより、商店などのおかれる現状は厳しさを増しており、事業承継支援の取組を進めています。

### <まちづくりの基本的方向>

全体にバランスの取れた落ち着いた居住環境のある地域として、空き家対策や土地の有効利用などにより市街地の活性化を図るとともに、自然に恵まれ多くの公共施設が整備された環境を生かし、住環境と自然が調和した子どもから高齢者まで安全・安心に暮らせる住み良いまちづくりを進めていきます。工業団地については、新たな工業用地確保の取組を進めます。

## 2 木野地域

### ～ 商業集積と医療環境が整う、都市としての利便性が高い地域 ～

木野地域には、国道 241 号沿いにショッピングセンターや飲食店などが多数立地しており、買物や飲食などの場として町外からも多くの人を訪れる利便性の高い地区を形成しています。その他はおおむね住宅地で、宅地造成により広がってきた地域でもあります。東に音更川、南に十勝川の河川緑地が広がり、図書館、文化センターといった文教施設や鈴蘭公園、むつみアメニティパークなどのほか、医療環境も整っていることに加え、河岸段丘があるなど自然環境にも恵まれている地域です。

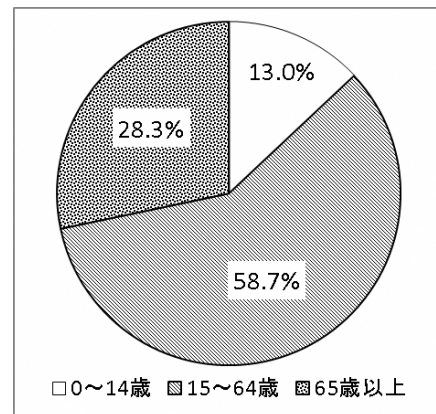
#### <人口の動態>

木野地域の人口は 23,706 人です。本地域の人口はこの 10 年間（2010 年比）で微減しています。本町で最も人口が多く、総人口の半分以上を占めています。

年少人口（～14 歳）の割合は 13.0%、生産年齢人口（15～64 歳）の割合は 58.7%、老年人口（65 歳～）の割合は 28.3% となっています。

年少人口の割合は町平均（13.2%）と同じで、老年人口の割合も町平均（28.7%）とほぼ同じです。

資料）住民基本台帳（2020 年 9 月末時点、外国人を含む）



#### <地域の現況>

- 第 5 期総合計画期間では、木野東の家及び柳町学童保育所が整備されたほか、2018（平成 30）年度には木野東小学校の大規模改修が完了し、2019（令和元）年度から柳町小学校の大規模改修に着手しています。
- ワークショップを活用し、2016（平成 28）年度に地域コミュニティを支援する環境づくりとして青葉公園を整備しました。
- 本町で最も人口が集中する地域で、開発時期が異なるいくつかの地区（緑陽台、柳町、共栄、鈴蘭、下音更）を内包しています。空き家を活用した地域交流サロンの発足により、コミュニティの活性化が図られている地区がある一方で、町内会の加入率の減少などによりコミュニティ活動に影響が出てきている地区もあり、各々の特性に配慮したまちづくりが必要です。
- 2016（平成 28）年度、北海道に 4 つの台風が上陸・接近し、各地で本州並みの記録的豪雨が観測され、水害が発生したことから、国では、排水ポンプ設置用の釜場\*整備のほか、音更川の堤防保護や河畔林伐採、河道掘削などを進めています。
- 国道 241 号の木野市街地区間は、年間を通して交通量が著しく多いことから、交通事故が多発するほか、現状が 2 車線のため慢性的な渋滞が発生しています。2017（平成 29）年度から国による交通事故対策事業及び防災対策として無電柱化事業が着手されており、工事の早期完成が望まれるほか、対象区間の延伸が求められています。

\*釜場：水を集めるために作るくぼみ

### ＜まちづくりの基本的な方向＞

木野地域は、買物や医療環境が整う、町民アンケートにおける満足度が最も高い地域です。商業施設などが集積した利便性の高い地域として、景観の形成などにも配慮しつつ、国道 241 号沿いの交通安全や交通混雑の解消のほか、地区の実情に応じたコミュニティの活性化などに取り組み、都市機能を維持するとともに、それぞれの地区にある資源や特長を生かした多様なまちづくりを進めていきます。

### 3 宝来地域

#### ～ 自然環境に恵まれた閑静で新しい住宅街が広がる地域 ～

宝来地域は、土地区画整理事業などで宅地開発が進められた地域です。比較的新しい住宅地として発展してきたため子育て世帯が多く、音更川と十勝川の河川や河岸段丘に囲まれ、自然環境にも恵まれています。隣接する木野地域の商業ゾーンとは音更川に架かる3本の橋（十勝新橋、宝来大橋、翠柳大橋）で結ばれています。

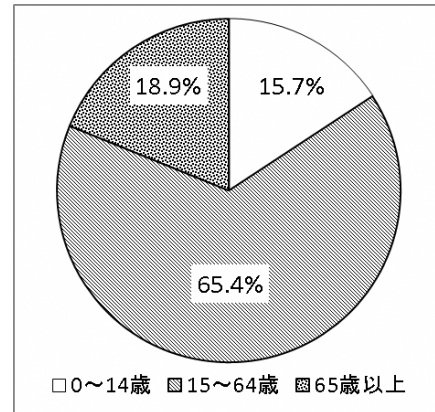
#### <人口の動態>

宝来地域の人口は7,040人です。本地域の人口はこの10年間（2010年比）で増加しています。

年少人口（～14歳）の割合は15.7%、生産年齢人口（15～64歳）の割合は65.4%、老年人口（65歳～）の割合は18.9%となっています。

年少人口の割合が町平均（13.2%）より高く、老年人口の割合は町平均（28.7%）よりかなり低くなっています。

資料）住民基本台帳（2020年9月末時点、外国人を含む）



#### <地域の現況>

- 第5期総合計画期間では、施設整備として老朽化に伴う宝来保育園の改築が行われ、2019（令和元）年度から認定こども園として開園しています。
- 道路網については、翠柳大橋の開通に伴い周辺道路（宝来東4号道路）が整備され、交通環境はより充実しました。
- スポーツ環境の充実を図るため、2017（平成29）年度、ひばりが丘緑地にサッカー場を整備しました。
- 地域の西側に音更川、南側に十勝川があり、河川に親しむ環境にありますが、台風や大雨の影響により水害が発生する地区があることから対策が求められており、国では、十勝川と音更川の河畔林伐採や河道掘削などを進めています。
- 地域東側の崖面は、2016（平成28）年度に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定され、2019（令和元）年度から、北海道において急傾斜地崩壊対策事業が行われており、工事の早期完成が求められています。
- 木野市街に隣接した閑静な住宅地として自然環境にも恵まれています。人口の増加に伴い、地域への生活利便施設などの誘致が求められています。

#### <まちづくりの基本的な方向>

閑静な住宅街と木野市街に隣接した利便性の高い地域という魅力を生かして、良好な生活環境の維持に努めるとともに、河川の治水機能の向上などを図り、災害に強い地域づくりを目指します。

近年の人口増加に伴う生活利便施設の誘致については、町有地の活用も含め、引き続き関係機関に要請していきます。

## 4 駒場地域

### ～ 農村地帯にある自然に囲まれたのどかな生活環境がある地域 ～

駒場地域は、音更や木野の中心市街地から離れた農村地帯にある市街地です。家畜改良センター十勝牧場が隣接して豊かな自然に囲まれ、景観にも恵まれています。近くには北海道音更高等学校があり、良好な子育て・教育環境がある地域です。

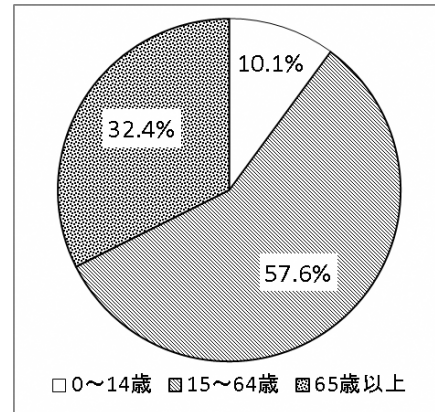
#### <人口の動態>

駒場地域の人口は1,143人です。本地域の人口はこの10年間（2010年比）で減少しています。

年少人口（～14歳）の割合は10.1%、生産年齢人口（15～64歳）の割合は57.6%、老年人口（65歳～）の割合は32.4%となっています。

年少人口の割合は町平均（13.2%）より低く、老年人口の割合が町平均（28.7%）より高くなっています。

資料）住民基本台帳（2020年9月末時点、外国人を含む）



#### <地域の現況>

- 第5期総合計画期間では、子育て支援の環境づくりとして、2013（平成25）年度に西駒公園が整備されています。
- 地域の汚水処理を農業集落排水施設により行っていましたが、公共下水道への接続整備が完了し、より安定した処理が可能となりました。
- 毎年の行事として夏まつりが開かれるなど、地域の結束が強く、小・中学校では町内の他校に先駆けていち早くコミュニティ・スクールが導入され、保護者や地域の町民が学校運営に参画しています。
- 交通は、従来の路線バスに加え、2019（令和元）年度から本運行が開始された農村地域予約制乗合タクシーの利用も可能となり、利便性が向上しています。
- 身近なところで買物をするのが難しくなっていることから、宅配や移動販売の情報の提供が必要です。

#### <まちづくりの基本的な方向>

魅力的な自然や保育園から高校まである良好な教育環境など、生活・子育て環境の良さを生かし、地域の実情を踏まえて町民の買物など生活利便性にも配慮し、活力あるコミュニティの維持・向上に努めるとともに、誰もが安心して生活が送れるよう、安全で快適なまちづくりを進めます。

## 5 十勝川温泉地域

### ～ 温泉地として様々な観光資源を有する地域 ～

十勝川温泉地域は、十勝を代表する観光地である十勝川温泉を中心とした市街地です。北海道遺産であるモール温泉をはじめ、道立十勝エコロジーパークなどの公園や十勝平野が広がる眺望、日高山脈を望む景観など、観光資源に恵まれています。

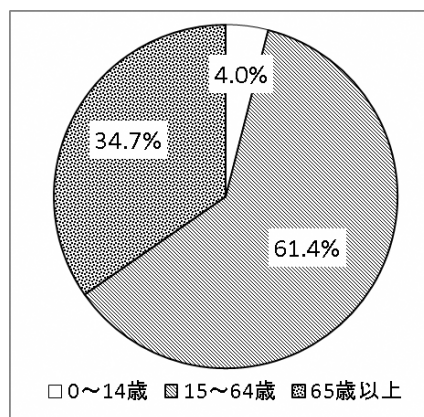
#### <人口の動態>

十勝川温泉地域の人口は176人です。本地域の人口はこの10年間（2010年比）で減少しています。

年少人口（～14歳）の割合は4.0%、生産年齢人口（15～64歳）の割合は61.4%、老年人口（65歳～）の割合は34.7%となっています。

年少人口の割合は町平均（13.2%）よりかなり低く、老年人口の割合が町平均（28.7%）より高くなっています。

資料）住民基本台帳（2020年9月末、外国人を含む）



#### <地域の現況>

- 第5期総合計画期間では、官民共同による中心市街地再生事業により、新たな集客拠点施設として市街地の中央部に「ガーデンスパ十勝川温泉」が整備され、2020（令和2）年7月に町内2か所目の道の駅に登録されました。
- 近隣自治体を含めた観光振興や物流の効率化などに向けて、2020（令和2）年10月に、道東自動車道の音更帯広インターチェンジから池田インターチェンジ間における、新たな（仮称）長流枝スマートインターチェンジの事業化が決定されています。
- 十勝川温泉アクアパークにおける河川占用について、2016（平成28）年度に、民間事業者などの営業活動が可能な都市・地域再生等利用区域として指定されたほか、観光区域内において、2018（平成30）年度に、地域全体の観光振興に寄与する施設の立地に対応する十勝川温泉観光開発計画を策定しました。
- ワークショップを活用して、2018（平成30）年度から、花時計の老朽化対策及びトイレの通年利用を目的に、十勝が丘公園の再整備事業に着手しています。
- 2018（平成30）年度に、地域で働く子育て世代の支援を目的として、民間企業による企業主導型保育園が開園しています。
- 多くの観光客が訪れるこの地域では、観光客の滞在や交通に配慮したまちづくりが進められています。また、「美人の湯」や道立十勝エコロジーパークといった公園、丘陵、十勝川、日高山脈を望む景観など、様々な観光資源に恵まれていることから、これらを維持・活用する取組が求められています。
- 観光関連産業は、本町の雇用や経済を支えるひとつの柱となっていますが、国内外の経済動向の影響も受けやすいため、経営の安定化が課題となっています。新たな感染症については、「十勝川温泉スタイル」安心宣言のもと、対策に取り組んでいます。

### ＜まちづくりの基本的な方向＞

十勝川温泉地域は、観光地として多くのイベントを開催するとともに、市街地を中心とした再整備を行い、集客を図っておりますが、町民アンケートの結果では、本町の観光地としての魅力づくりについて「重要である」という認識が町民全体にある一方、満足度は低くなっています。こうした町民の強い関心を踏まえ、交流人口の拡大を目指し、ワーケーションなど温泉観光の新たなビジネスモデルを構築し、道の駅の利活用や新たなスマートインターチェンジの供用を視野に入れ、温泉街としての魅力向上を図るとともに、生活者にとっても住みやすいまちづくりを進めていきます。

## 6 農村地域

### ～ 基幹産業である農業を支える地域 ～

農村地域は、本町の基幹産業である農業を支える地域で、食料生産の場としてだけでなく、洪水や土砂崩れなどの自然災害を防ぐとともに、環境の保全や美しい農村景観の創出、自然の大切さや農業を学ぶ場を提供するなど、重要な役割を担っています。

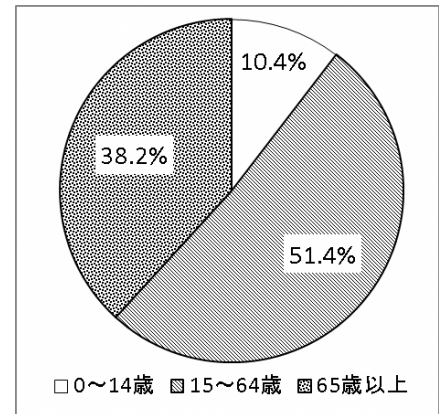
#### <人口の動態>

農村地域の人口は4,089人です。本地域の人口はこの10年間（2010年比）で減少しています。

年少人口（～14歳）の割合は10.4%、生産年齢人口（15～64歳）の割合は51.4%、老年人口（65歳～）の割合は38.2%となっています。

年少人口の割合は町平均（13.2%）より低く、老年人口の割合が町平均（28.7%）よりかなり高くなっています。

資料）住民基本台帳（2020年9月末時点、外国人を含む）



#### <地域の現況>

- 第5期総合計画期間では、生活環境において、路線バスなどの公共交通はほとんどの地域で利用できませんでしたが、2019（令和元）年度から農村地域予約制乗合タクシーの本運行が開始され、公共交通網の空白地帯はなくなりました。
- 道路網は、翠柳大橋の開通に伴う道道帯広浦幌線整備計画路線の整備が進んでいます。
- 生活と産業の基盤として、大型農作業機械の走行や車両の交差など支障となっている道路の整備が求められています。
- 情報通信環境については、農村地域情報通信基盤整備事業により、2011（平成23）年度からADSLと同程度の通信は可能となっていますが、スマート農業などを推進し、産業、生活両面でデジタル変革に対応するため、2020（令和2）年度から光ファイバーによる高速情報通信ネットワーク環境の整備に着手しています。
- コミュニティ施設である地域会館については、老朽化が進んでいるため、計画的に長寿命化工事を行っています。
- 閉校した小学校（豊田、昭和、南中音更）について、校舎の有効活用が求められています。

#### <まちづくりの基本的な方向>

農村地域は、仕事と生活の場が一致した地域で、力強い農業経営と地域の町民が一体となったコミュニティ機能が強みです。生活環境の維持・向上を図るとともに、町の基幹産業を支える役割を担った地域として、農業後継者の育成・確保、生産性の向上による経営強化を図り、農村環境の持つ魅力を生かした多面的機能を発揮させるための地域活動を支援し、農業の振興を基本に据えたまちづくりを進めていきます。

# 第6期音更町総合計画 計画の推進素案

# 目次

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| <b>計画の推進</b> .....            | 1 |
| 1 計画の体系、財政収支との整合 .....        | 1 |
| 2 PDCAサイクルに基づく計画の効果的な推進 ..... | 1 |
| 3 協働を基本とした推進体制の確立 .....       | 2 |
| 4 評価を踏まえた計画の推進管理 .....        | 2 |

# 計画の推進

## 1 計画の体系、財政収支との整合

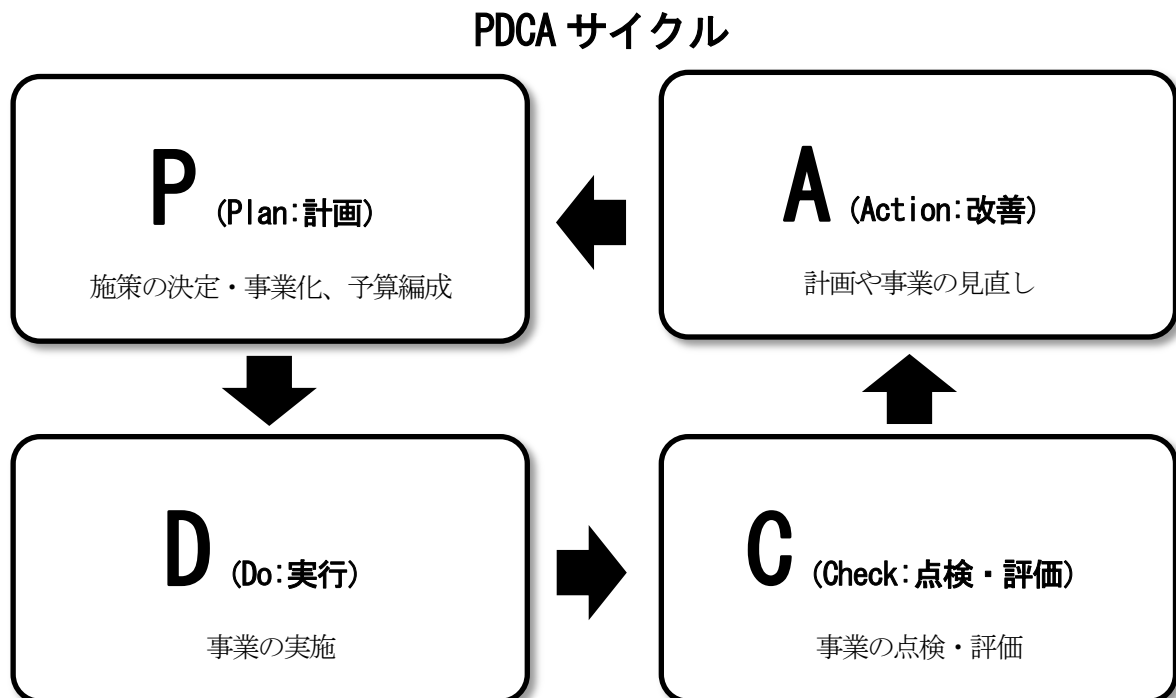
この計画では、本書に掲載している「基本構想」と「基本計画」のほか、「基本計画」に掲げている各施策を推進する具体的な事業をまとめた「実施計画」を別に策定しています。

「実施計画」は、町の財政状況を踏まえて計画的に事業を推進できるよう、3年間を単位として策定します。また、社会経済情勢の変化や町民ニーズに柔軟に対応できるよう、ローリング方式で計画内容を毎年見直し、事業の実施状況と予算の管理を行うことで実効性の高い計画とします。

## 2 PDCAサイクルに基づく計画の効果的な推進

この計画に掲げた施策の目的を、限られた財源と計画期間の中で実現するためには、施策の効果と効率性などを検証しながら取り組んでいくことが必要です。

そのために、PDCAサイクルによる進行管理を行います。PDCAサイクルは、目的実現のために立てられた総合計画（plan）に基づいて施策を進め（do）、設定した目標指標の達成度などを客観的に評価（check）し、必要に応じて推進方法や優先順位を見直し、次の展開に反映（action）していくことです。



### 3 協働を基本とした推進体制の確立

この計画は、町が主体となって進めるもの以外に、町民や各種団体、民間事業者などが主体となるもの、各主体が相互に協力して進めるものなど、様々な主体による取組で構成しています。

したがって、この計画を進めていくためには、本町に関わる様々な主体と町がこの計画を共有し、対等な立場で互いに意見を交わし協力し合えるパートナーシップ、協働を基本とした推進体制が必要です。

### 4 評価を踏まえた計画の推進管理

計画を推進するため、目標指標の検証や行政評価、町民の満足度の把握など、多面的な評価を実施し、計画の推進管理を行います。

#### ●評価の実施

この計画の推進管理については、施策や事業の実施状況のほか、目標指標の達成状況を検証します。また、外部評価を取り入れた行政評価により計画の推進に努めます。

#### ●町民の満足度の把握

施策の効果が町民の生活に反映されているかを把握するため、町民の生活満足度や意識の動向などを把握する町民意識調査（アンケート）を行います。また、目標指標の中には、町民の満足度を設定しているものもあり、指標としての的確性を判断する検証も行うこととします。

#### ●基本計画の見直し

「基本計画」については、社会経済情勢や財政状況の変化に対応するため、後期5年間を見直すこととしています。見直しに際しては、推進管理の結果などを踏まえ、より一層町民の福祉の向上を図ることができる計画にしていきます。

このほか、抜本的な制度改正や国の政策の動向などにより、この計画に大きな変更が必要になる場合は、計画の見直しを検討します。